

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年3月11日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（18名）

委員長	松平	雄一郎
副委員長	たかはま	なおき
理事	宮野	ゆみこ
理事	高山	かずひろ
理事	金子	てるよし
理事	田中	としかね
理事	松丸	昌史
理事	品田	ひでこ
理事	山本	一仁
委員	吉村	美紀
委員	石沢	のりゆき
委員	豪	一
委員	山田	ひろこ
委員	沢田	けいじ
委員	岡崎	義顕
委員	浅田	保雄
委員	高山	泰三
委員	板倉	美千代

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

議長	白石	英行
副議長	田中	香澄

6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
渡邊了	危機管理室長
高橋征博	区民部長
長塚隆史	アカデミー推進部長
鈴木裕佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢島孝幸	地域包括ケア推進担当部長
多田栄一郎	子ども家庭部長
矢内真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鶴沼秀之	都市計画部長
小野光幸	土木部長
木幡光伸	資源環境部長
松永直樹	施設管理部長
宇民清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉田雄大	教育推進部長
吉岡利行	監査事務局長
横山尚人	企画課長
岡村健介	政策研究担当課長
進憲司	財政課長
日比谷光輝	広報課長
武藤充輝	総務課長
横山勲	危機管理課長
齊藤嘉之	防災課長
榎戸研	区民課長
内宮純一	経済課長兼緊急経済対策担当課長

高橋 肇	戸籍住民課長
川崎 慎一郎	アカデミー推進課長
堀越 厚志	観光・都市交流担当課長
矢部 裕二	スポーツ振興課長
木村 健	福祉政策課長
瀬尾 かおり	高齢福祉課長
木内 恵美	地域包括ケア推進担当課長
永尾 真一	障害福祉課長
渡部 雅弘	生活福祉課長
佐々木 健至	介護保険課長
後藤 容子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
大畑 幸代	整備技術課長
鈴木 大助	児童青少年課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康一
議事調査主査	杉山 大樹
議事調査主査	糸日谷 友
係員	玉村 治生

8 本日の付議事件

議案第58号 令和7年度一般会計予算

一般会計歳出

- ・ 3 款「区民費」
- ・ 4 款「産業経済費」
- ・ 5 款「民生費」

午前 10時00分 開会

○松平委員長 皆様、おはようございます。

それでは、10時、時間となりましたので、予算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席いただいております。

○松平委員長 それでは、昨日に引き続き、予算審査を行います。

一般会計歳出の3款区民費、予算事項別明細書の176ページから191ページまでの部分です。

それでは、高山泰三委員の質問から開始をいたします。

○高山（泰）委員 では、昨日の続きの質問をさせていただきます。

昨日、区民費のところ、町会の活動とか、そういう地域コミュニティみたいなものがやはり大事だという話をさせていただきました。

昨今、議会の議論なんかを見ていると、LGBTQの理解を促進しろとか、子どもの権利だとか、そういうようなことが今、流行りですね。それで、僕は別にそういうことを全く否定するわけでもないし、別に大いにやったらいいし、困っている方もいるし、生きづらさを抱えている人もいると思うけれども、やはりこの日本でそんなに鼻を膨らませて、全部ホームページの一番最初の見やすいところに置けとか、そんなことをしていたら、ホームページのトップページ、スマホの画面しかないのに何が入りますか、情報。

だから、そういう優先順位のつけ方とかいう問題で、日本はやっぱり、LGBTが死刑だったヨーロッパとか、本当に奴隷がいたアメリカとか、そういうところとやっぱり違うので、もっと地に足のついた活動をしている、昨日で言ったら、交通安全の旗振りしている人とか、町内会でいえば30年間会計をまとめてくれているおばちゃんとか、そういうような人が本当に元気になれるようなところにもっとフォーカスをするべきだし、やっていくべきだというのが私の主張でした。

それで、私が言いたかったのは、町会活動とかの支援は頑張っていますということで、榎戸さんから昨日ちょっと言ってくださって、もう一歩進んで、やっぱり私なんかいろいろな会合へ行っていて、みんなが難儀しているなというのは、やっぱり連絡と会計と日程調整、大体この3つにみんな苦労していて、みんな御高齢の方も多いので、連絡手段が何かいまいちだったりするので、例えば町内会のグループLINEの作り方を教えてあげるとか、LINEのビジネスアカウントをただで作らせてあげるとか、そういうちょっとしたお手伝いをするとか、町会費、PayPayで集めて、誰かが管理できるようにしたら、その30年間やっていたおばちゃんとかも楽になってくるじゃないですか。そういうような手だてを何かアイデアがないものか、実際、ちょっとやっているんでしょけれど、そのあたりを紹介してほしいということ。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 私どもでも、町会・自治会の方にはSNSを有効に活用していただきたいという思いがあるため、令和5年度からSNS活用講座というのを町会・自治会の方向けに行っているところでございます。令和5年度は、主にXの使い方等を御案内し、令和6年度はInstagramとLINEの使い方を御案内しました。また、令和7年度につきましては、そういった部分を含む、さらに地域の方、町会の方向けのPRの発信の仕方の講座というのをやっていくところでございます。

今、委員からお話がありました、例えばそういった発信だけでなく、町会費の徴収ですかね、そういった部分については、これまでそういった講座を持ってなかったところもでございます。確かに高齢者の方、今、LINEやPayPay、非常に使いこなせている方、多くいらっしゃいますので、そういった部分のメニューが今後の講座の中で追加できないか、そこは少し考えながら進めてまいりたいと思っております。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 ありがとうございます。その講座をやっているというのは聞いていましたけど、でも何でしょうね、いまいち広がっていかない理由というか、さらにもう一步進んで、みんなが実際に、ではいざ区役所でそういうのもやってくれているよとなったとて、いや、まあいいか、面倒くさいからやらないでって、多分なっているのが現状だと思うんですけども、その要因って、どうでしょうね、しょうがないかというようなところなのか、何か区役所でもう一步踏み込んでやってあげられるようなところがないものかというのは、どうでしょうかね。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 こちらのSNS講座につきましては、初年度、町会長等ですか、役員の方を対象に講座の御案内をしたんですけども、実際に参加された方の中からは、広報の担当や若い世代でもぜひこれに参加したかったというようなお声を聞いておまして、令和6年度から町会の方であればどなたでもという話にしました。

お話を聞いている中で、やはりどちらかといえば若い方がどんどんやりたいけれども、役員の方たちがどちらかといえば消極的での声も聞いておりますので、できれば町会の中でも若い方にどんどんこういった講座には参加していただいて、若い方から上の方にPRしてもらおうような形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 分かりました。本当に知恵を絞って区民課もやってくださっているという

のは、重々理解しますが、なかなか、何というか、私も実際、自分の会合とかでXのアカウントを作るとか言われて、自分で作ったりしましたが、実際、運用してって、御高齢の会員さんから言われて、面倒くさいですね、はっきり言ってああいうの。だから、そういうのがどうなるのか。もっと何か簡単な手だてがないのかというのを、ちょっと私も最新のことは分からないので、いろいろ調べて当たっていただければと思います。それが1つ。

あとは、やっぱり最近とても外国人の方が増えていて、そういった方々がやっぱり日本語もあれなので、その出身の国ごとの何かコミュニティみたいなものをつくって、掲示板でこの小学校がいいよとか何とかやり取りしたりしているとか、そういううわさは聞きますけど、実際どうなっているのかということをもっと把握していただきたいというのが1つあるし……。

○松平委員長 高山委員、すみません、どの項目で今、御質問され……。

○高山（泰）委員 区民費……。

○松平委員長 お示しいただいてもよろしいですか。

○高山（泰）委員 区民費の町会補助。

○松平委員長 町会補助で、外国人。なるほど。はい、分かりました。

○高山（泰）委員 やっぱり地域コミュニティの核である町内会とか地元の会合というものに、外国人の方だって少し関わりを持っていただきたいというようなことを思うんです。ダイバーシティの方から答えていただいてもいいし、区民課でもどっちでもいいんですけど、外国の方が多く入ってきている中で、地域コミュニティをどう維持して、より発展させていくのかというような視点、学校教育もあるかもしれません。いうところを聞きたいんですね。どういうことをやっているのか。

で、私はよく多文化理解みたいなことでいうと、小学校で例えば韓国人の子が多かったら、ハングル語の講座をやろうとか、小学校で中国語の講座をやろうとか、そういうことでは全然ないと思うんですよ。小学生も忙しいし。そうじゃなくて、分断せずにうまく融合していく手だてを地域から考えてもらいたいと思うんですけども、どういうことを今やっていらっしゃるのか、教えてください。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 文京区内に転入された外国人の方がいかに地域の住民としてなじんでいただくかということは、非常に大切な課題だと認識をしております。一部の町会のほうでは、そういう方に積極的にPRしていく取組を行っているというふうに聞いておまして、例え

ば多文化共生を意識するようなチラシを町会で作って、町会員の方に配布をしたりですね、また、イベントの際に外国人の方も参加しやすいように、外国語で書かれているパネルを作成したりとか、そういった取組を行っているというふうに聞いておりますので、そうした取組を、区民課としましては、他の町会にも紹介し、ほかの地区にも広げるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

また、区民課としては、令和7年度、加入促進の補助金というのを新たに新設しましたが、そちらのほうも外国人の方を加入促進につなげていけるような形で、補助金の使い方として御案内してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 それはとてもいいことで、引き続きやっていただきたいと思いますし、私が一番お願いしたいのは、そういう住んできている外国人の方々が一体全体どんな方々で、どんな生活をしていて、どのぐらいの日本語の文化への理解があったり、はたまたどんな宗教だったり、どんな仕事をやっていたり、どんな収入があったりとかという実際のところをやっぱりちゃんと把握するということをまずやっていただいて、税務課のところでもやり取りしましたけれども、入ってきているのは分かるけど、それが外国の方なのかどんな仕事をしているのか、情報が分かりませんという話で質疑がありましたけれども、分かりませんというのは簡単なんだけれども、やはり今後のまちづくりを考えたときに、どんな人たちなのか、まず把握をする、実態を理解するということが手始めだと思いますので、そこを手を打っていただきたいというのが私からのお願いです。これ何かお答えいただけるような方いらっしゃいますかね。いたらありがたいんですけど。

○松平委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 税のときのやり取りでもありましたけど、なかなか外国人の方々のそういったプライベートなところまで、どこまで情報収集できるかといったところは一長一短があるのかなと思っています。ただ、いずれにしても、区といたしましては、外国人の方々と日本の方々、地元の方々と融合していただいて、仲よく共生していただくような社会づくりといったものについては、今後とも意を用いていきたいと思っております。

○松平委員長 高山泰三委員。

○高山（泰）委員 ぜひよろしくお願ひしたいということと、こうやって外国の方が急に増えているような自治体というのは、文京区が日本において初めてのことでは決してないと思うので、もっとほかの自治体で、よかった例と悪かった例というのが多分いっぱいあるんだら

うと思うので、ぜひ研究していただいて、文京区に生かしていただきたいというのが私の主張です。

以上です。

（「関連」と言う人あり）

○松平委員長 関連。沢田委員。

○沢田委員 高山委員の質問に関連してなんですが、町会や自治会の担い手が足りなくなっている理由について、伺いたいんですね。

昨日も、住民がアイデンティティを主張することで、地域の分断が進んでいるというような話があったんですが、反対に、町会や自治会の側にも課題があると思うんです。特に、少子高齢化のような社会要因だけじゃなくて、町会や自治会の運営方法とか在り方にも課題があると思うんですが、いかがでしょうか。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 町会・自治会のほうは、任意団体であるため、運営の仕方はそれぞれのため、私のほうで一概に総論的なことはちょっと申し上げにくいんですけども、日頃のやり取りの中では、やはり担い手が不足しているというところ、役員の方が全体的に高齢化していて、担い手が不足しているという点と、新しい人が入ってこないで課題があるので、さらに加入促進をしていくような必要があるというようなことで、全体的には受け止めているというところでございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 役員の高齢化と新しい人は入らないということなんですけど、私が思うには2点ほどあって、1つは、役割が固定化しちゃっているところだと思うんですね。主に性別や年齢による役割分担意識が原因だと思うんですが、もう一つは、ニーズの不一致もあると思うんですね。特に、女性や若者のニーズや関心に応えられていないと思うんです。これは主に高齢男性を中心に運営や意思決定が行われてきたことに起因すると思うんです。要は、若い人だから手伝えと言われるだけで、若い人の意見を言う機会がない。そうすると、若い人は参加しないですし、参加してもやめてしまうわけです。

昨日は、若者やマイノリティの話は分断を招くからやめようという意見もあったんですが、むしろ町会や自治会がそういう発想で運営されていて、そういう話をする場がないから若い参加者が減る、そういう一面もあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

（「ありもしない分断を沢田さんのところで……」と言う人あり）

○松平委員長 御静粛にお願いいたします。

榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 そういった部分というか、可能性としてはあるかもしれませんが、各町会、様々な課題があって、様々なスタッフで取り組んでいるところでございます。私が聞いている限りでは、若い世代に積極的に加入してもらい、どんどん役員取り組んでいる町会もあるかと思っておりますので、そうした町会の部分をほかの町会にお伝えすることで、よりよいものになっていくような形で、全体の調整というのは図ってまいりたいと考えてございます。

また、来年度の区民課の取組としましては、自治会運営マニュアル、役員向けというのを作っております。これは課題としまして、役員の方が固定化していて、若い人になかなか引継ぎにくいというような話を耳にしているので、引継ぎやすいような体制を、引き継ぐ側にしても、引継ぎを受ける側にしても、メリットがあるような形で、こういったマニュアルを作ることで、少しでも町会の支援になるような形で、私どもとしては取り組んでいるところでございます。

○松平委員長 沢田委員。

○沢田委員 そのマニュアルなんですよ、まさに。ぜひ参考にいただきたいんですけど、うちの町会とかは——ちょっと地元の町会の話をしてあれなんですけど、例えばなんですけど、町会と別に、昔でいうと青年部とか婦人部とかあったかもしれないんですけど、その若い人たちの本当の青年ですよ、の層の団体を、会をつくる。その町会の中に二層構造にして、若い人たちが話し合ったりとか、お互いに元気づけあったりできる、そういう仕組みを町会の中にビルトインすることで解決できたりもすると思うんです。そういった工夫を、ぜひ区内の各町会から集めて、マニュアルにも反映いただきたいなと思うんです。

何かというと、昨日、選挙啓発費の議論でも述べたんですが、若者のウェルビーイングの主要要因、今の若者ですよ。これは、自己決定の機会だと言われているわけです。総括で質問したLGBTQ当事者への支援やジェンダーダイバーシティのまちづくりも道半ばですから、ぜひこの地域コミュニティの支援に当たっては、引き続き配慮をしていただきたいと思っております。

あと、今日は時間の関係でちょっと伺えないんですけど、前回議論した若年層の住民の定住意向、それから転出率の推移です。私、文京の統計で見ましたが、転出率はまだ増えていますので、今後も確実にチェックいただきたいと思っております。

以上です。

○松平委員長 関連で、松丸委員。

○松丸委員 今の沢田さんの話を聞いていて思うんですけども、やっぱり今の若い人たちって、うちの町会もそうなんですけれども、地域の中では若い御家族とか子ども連れの家族、結構多いんですよね。だから、いろんなこういう行事なんかをやると、結構参加してくれるんです。

ただ一方で、そういう人たちを、すぐ町会も、では役員にねという、やっぱり嫌がるんですよね。若い人たちというのは、どうしても役員になってくれだとかという、これは町会の勝手なあれかもしれないんだけど、そうしちゃうとやっぱりどうしても引いていっちゃう部分があるので、そこは各町会単位がいろいろと工夫しながら、そういう困っていることに対して区民課が、いわゆるアドバイスをしていくとか、いろんな成功例、さっきの言いましたように、そういうことをやっていく部分でいいのかなというふうに僕は思っているんですけども。

ただ一方では、うちも外国人の方が入ってきて、外国人の方にやっぱり町会になってもらいたいということで、ただ言葉が通じないから、では回覧で回そうということで、その回覧を、その言葉を誰ができる、話ができるんだという、そういうあれもあるので、そういうちょっときめ細かな部分を行政としてもね、気軽にやっぱり——それは地活なんかが一番そういう窓口になってくるんですけども、そういうふうにやっていけば、何もここ縛りをかけるということじゃなくて、何かマニュアルの中に入れて、そういう何かすぐ開けるようなね、そんな簡単なもんじゃないので、そこをよく考えながらやっぱりやっていくことが僕は大事ではないかなというふうに思いましたので。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 そうですね、すみません、マニュアルというのが決して固定的なものではございません。あくまで区としては、参考として示したものを、各町会のほうで実態に合わせてカスタマイズしていただくことが大切というふうには考えております。ただ、ひな形的なものを作るに当たっては、今ある町会の皆様の御意見を伺いながら、骨格となるものをしっかり作ってまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 それでは、吉村委員。

○吉村委員 私からは、179ページの2の(2)戸籍情報システム経費、そして179ページの(4)おくやみコーナー、そして183ページの1の国勢調査、そして187ページの1の(1)の文化育成

事業について、質問させていただきます。

まず初めに、179ページ、2の(2)戸籍情報システム経費について、質問させていただきます。

戸籍システムの標準化、すなわち政府のガバナンスとクラウドシステムへの移行については、引き続きしっかりと取り組んでいただければと思っておりますが、この項目には、AIを使用した電子書籍検索サービスの経費が含まれております。まずは、このサービスについて、どのようなサービスであり、どのような活用方法を想定しておられるのか。また、導入に伴う効果についても教えてください。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 戸籍情報システム経費の中に含まれているAI検索サービスについてでございますけれども、まずこのシステムの特徴といたしましては、AIを使っているということもありまして、単語だけではなく、文章でも検索が可能となっている。例えば外国人との結婚というキーワードを入れると、それに関連した法令であったりとか判例、関係する書籍の内容が出てくる。あと、例えば同義語、類義語は、AIがその差を吸収して検索をしますとか、あとは学習を重ねていく、要は職員がたくさん使うことによって、その回答の精度がどんどん向上していったって、より適切な回答を表示することができるというようなところで、最新の技術を使って、いいところを取っていきましょうというところでございます。

また、戸籍事務で使用しております主要書籍というのは膨大な数にはなるんですが、それを人間が1ページずつばらめくるよりも、システムが検索をするほうが圧倒的にスピードか速いものですから、それも導入を決めた理由の一つでございます。

戸籍事務については、様々な法令、届出事例に照らして審査、判断をする必要があるんですけども、現状といたしましては、その業務に習熟するのに、1日、2日ではもちろん到達することができず、やっぱり年単位で職員の育成に時間がかかる。

あとは、複雑で難易度が高い届出事例も最近増えてきているということと、あとは根拠資料の調査・確認の負担が非常に大きいという課題も抱える中で、ベテラン職員の負担がすごく今、重くなっていたというところでしたので、今回このサービスの導入を決めたものでございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、AI検索サービスの具体的な内容について教えていただいたんですけども、多分、私もよく法情報検索データベースとか使っていて、そこで

判例雑誌だったりとか、あとは判例自体が出てきたりとかするので、そういうようなイメージなのかなと思っております。それで、いろんな戸籍に関連する書籍とかも出てくるのかなと思っているんですけども、今、おっしゃっていたように、いろいろな、様々な法令とかもありまして、複雑で難易度が高い、その検索という、根拠というものを裏づけを取るには難易度が高いものですので、ベテランの職員さんの確かに負担がすごい大きかったのかなと、今、聞いていて思いました。

AIが導入されているそういうシステムということなので、そういったものを私も使ったことがないので、予想なんですけれども、学習を今、重ねていくとおっしゃっていましたし、例えば法律用語とかいろんなものというのは、結構、普通の翻訳システムとかだと、学習をさせないとちゃんと翻訳もできなかつたりとか、適切な表現が、ちょっと言葉尻が違ったりしたら全く違うニュアンスに捉えられることもございますので、そういったことをちょっと意識しながら、AIにより適切な情報というものを学習させていっていただければなと思っていただんですけども、あと、何か以前ちょっと軽くお聞きしたときには、外国人の結婚のときとかにも、何か婚姻届とかのときにもこういうのが活用できるとおっしゃっていたんですけど、ちょっと具体的に教えてください。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 実際のこのサービスの使い方というところになりますが、前段として、このサービスにつきましては、とある自治体と事業者が共同開発というような形で、そもそもの戸籍事務に精通している職員側とシステムのプロである事業者側とがタッグを組んで開発したというものでございます。

実際、本区でも、2週間ほどトライアルという形で実際に使ってみたときに、非常に使い勝手がよかったということと、あと、外国人同士の婚姻の届出というのが最近非常に増えていまして、この事例を検索するには、やはりいろんな大使館に照会をかけたとか、届出事例はほかになかったかというような過去の履歴を調べるのに物すごく時間がかかっておりました。こういった事例についても、やはり膨大なデータベースに入っている中から検索をかけてくれるので、人間が探していた頃に比べると、数時間要していたものが数分、数十分で答えが出てくるという意味では、非常に効果があるなというふうに感じているところでございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 具体的に御説明、ありがとうございました。今、とある自治体とそういう事業者

が共同開発されているということで、今、聞いて、さらに安心感が増したんですけれども、この戸籍事務に精通している方々がやってないと、ちょっと検索といったところで、うまくヒットしていただけるんだろうかというのがちょっと不安があったんですね。なので、そこはよかったなと思うんですけれども。

あと、外国人同士の婚姻の届出でも、膨大な数時間かかっていたのが数分ができるというのは、すごい働き方改革にも資することになりますし、あと、人がやるとヒューマンエラーとかも出るところではございまして、そういったものも減ってくるのかなという——減ってくるというか、今までなかったとは思いますが、より意識を強く持って見ていかないと、だんだん混乱することとかもありますので、検索を人間が書籍でやっていく場合には。だから、そういうところにも本当に資するのかなと思いますので、この情報システムが導入されることをすごくうれしく思っております。

なので、今後、導入された後は、その効果をよりよく検証していただいて、さらによりよい使い方ができるように、AIの教育——教育という言い方もちょっと人間みたいであれなんですけど、AIを学習させていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続いて、179ページの(4)のおくやみコーナーについて、質問させていただきます。

令和6年度は予算額が163万5,000円であったのに対し、令和7年度は68万8,000円となり、減少しておりますが、まずはその理由を教えてください。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 おくやみコーナーの事業予算が減額した理由についてでございますけれども、今年度、おくやみハンドブックの印刷をいたしました。これを今後は隔年実施と、2年に1回発行とするようにしたため、令和7年度の予算については、印刷経費分が減額になっているという状況でございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、おくやみハンドブックが、そうですね、2年に1度の印刷になったので、印刷していた年度とそうじゃない年度で差が出たというお話をいただきました。

おくやみハンドブックについてなんですけれども、亡くなられた後の手続きが網羅的に記載をされていまして、1冊で必要な手続きを把握することができるため、非常に重要な冊子であると言えます。

で、全体的にすごい分かりやすく書かれていると私も見て思っているんですけども、ちょっと1点だけ私が個人的に気になるところは、相続登記の義務化の案内とかおくやみコーナーの御案内が一番後ろのほうのページになっていて、ちょっと気づくのが分かりづらいのかなとも思うんですが、ただ、工夫を凝らされていて、目次にちゃんと独立して記載をいただいているので、目次をちゃんと見れば分かるような作りにはなっているので、人が亡くなった後の手続の一般的な流れのこの図、フローチャートがやっぱり正面に来るのが一番分かりやすいとは思っておりますので、あと、このページの一番最初のメモのところとかに、おくやみコーナーが書いてあってもいいのかなとは個人的には思いますけれども、これはこれで、全体的には分かりやすい冊子になっているので、非常にいいと思っております。

ただ、先ほど2年に1度どんどん改定していくとおっしゃっていたんですけども、ぜひ、いろいろな使い勝手の点とか、いろいろ意見がもしあった場合とかには意見を聞きながら、さらに改定していただければと思っております。

でも、作っているときに、前回は何か質問していたんですけども、色合いですとか、あとイラストの入れ方とか、非常にこだわって、その亡くなった方に寄り添うような形の冊子を作るという思いが、文京区からも伝わってきている冊子になっておりますので、この色合いとか、本当にイラストがあったほうが私は見やすいんじゃないですかと言ったら、あまりイラストがあり過ぎてもというのもあったりとか、確かに言われていることはそのとおりなので、そういった形で研究をしながら、また区民の方の声があったら、区民の方の声を聞きながら、よりよいものを作り上げていただければと思っております。

このおくやみハンドブックは、手続に慣れている方だったら、この冊子があれば自分で手続をできると思いますし、でも手続きに慣れていない方は、たとえ掲載されている内容が非常に——私からすると、端的に分かりやすく、たくさん網羅してあって、いいと思うんですけど、それでも情報が多いがゆえに分かりづらかったりとか、どんなに簡潔に書いているようでも、そういう言葉尻に慣れてない方は非常に難しく感じてしまうという側面があると思っております。

そのような方のフォローアップとして、おくやみコーナーが生きてくると思うんですけども、そのおくやみコーナーの利用が開始されて、大体1年以上ですかね、そのテスト的に始めたのが12月ぐらいだったような気がするのですが、1年以上経過しておりますけれども、おくやみコーナーの現状と課題について、教えてください。

おくやみコーナーは、自治体窓口DX、昨日、私も別の項目で質問していますけれども、

その一環でもありまして、基本4情報を読み込める転記システムも利用されておりますけれども、その効果についても教えてください。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 現在のおくやみコーナーの利用状況というところでございますけれども、令和5年12月に予約制の相談の受付を開始したところで、確かにちょうど1年を今過ぎたところという状況でございます。

やはり冬場になるとどうしても死亡の届出の数が増えるということもございまして、昨年の11、12、1月ぐらいから利用の件数は増えているというところでございます。ただ、現状としては、予約の枠が1日全部埋まってしまって、全く予約が取れないわという状況ではなくて、1日1枠空くか空かないかというようなところで、ちょうどバランスよく予約は受け付けられているのかなというふうに捉えてございます。

一方で、御相談のほうについては、先ほど委員からも御指摘がありましたが、おくやみハンドブックについては、辞書的に網羅的に作っているというところもあり、やはり初めて行政手続に携わる方にとっては、かなり難しいものになってございます。

これを読んでいったときに、最後のほうにどうしようと思ったときに、ちょうどコーナーの案内があると、それで利用していただけるかなという趣旨もあって、実は後ろのほうにそのチラシを載せているというか、おくやみコーナーの御案内を載せているというところもございます。確かに冒頭に載せるという手もございますけれども、そこについては、いろいろと検討を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

DXの部分という意味では、事業者のいわゆるシステムベンダーの手を借りず、情報政策課の職員を内製化するという形で、基本4情報を転記するサービスを今、導入しているところでございます。こちらにつきましては、利用された方々からは、やはり申請書に一々住所とか何度も何度も書かなくて済むということでは、非常に便利だということでお声をいただいております。

今後の課題につきましては、これは各課の手続というところもございしますが、一つでも、例えば電子申請ができるような手続が増えるとか、そういったところがあれば、こちらのコーナーでも御紹介をしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、おくやみコーナーの現状について教えていただいたんですけども、冬場はそういったお亡くなりになってしまう方が増えるということで、確

かに私の下にもいろいろと御相談が12月から2月、最近にかけて何件も来ていて、そういう案件も聞いておまして、そういった方々に私も、2週間たったらおくやみコーナーを予約できますよと——あ、予約は先にできるけど、2週間たたないと死亡の届けが反映されないので2週間後ですよということとかを御案内して、ハンドブックも見せながら説明はさせていただいているんですけども、で、予約の枠がどうなっているのか気になっていたところではあります、その枠が埋まって取れないことがないということで、こういった人がお亡くなりになることは想像が事前にできないので、枠とかも何人がいついなければいけないとかが全く読めないところではあるんですけども、今のところ、1枠空くか空かないかで、すごいいい状態で職員の配置とかもできているんだということが分かりましたので、よかったですと思います。

今後その状況は、例えばおくやみコーナーの存在がどんどん知られてきていて、もしかしたらその枠的にも、死亡届を頂いている方とかにもハンドブックとかも多分お渡ししておりますので、そこでどんどんと告知も広がってきて、さらに利用者が増えていく可能性もありますので、そういったところは随時状況を分析しながら、人員配置とかいろいろな枠のこととかも再検討していただければと思っております。

先ほど、このハンドブックを最後まで読んでいたらおくやみコーナーがあるとおっしゃっていて、確かに最後まで読んでいて、あ、ここにあった、ここにちょっと相談してみようというのも一理あるんですけど、読めない方って——読めないというか、この二、三ページでも諦めちゃう人が結構いるんですよ。この文章を見て、何か分からないけど、いっぱい書いてある、どうしよう、どうしようみたいな感じで、心もちょっとパニック状態に、身内の方が亡くなっている場合、なっている、こういうものを冷静に読めるような心境でもないというのがありますので、最後まで、多分ぺらぺらめくることがあまり想定できないのかなと私は思っているんですね。

で、目次というの、そんな目次を見るというのは、例えば私も勉強していたりすると、目次から入れとか言われているので、目次は見るんですけど、目次から入らないで、ぱらぱら開く方も結構いらっしゃると思うんですよ、一定数。

なので、ちょっとまた作り方は工夫していただいて、おくやみコーナーというものが寄り添うところでありますよというのがぱっとすぐに分かるものがあるのかなと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

そして、先ほど4情報の転記サービスですね、今、書面にその4情報を何度も書かなくて

も落とし込めるということで、非常に有効なんだなと聞いていても思いました。

今後の課題としても、一つでも電子申請ができるものが広がってきたら、またそれを随時取り入れていただいて、そして連携もしていただいて、おくやみコーナーをさらなる充実をしていただければと思っておりますので、引き続き区民の方に、お亡くなりになった方の御遺族の方に寄り添うような文京区、今、おくやみコーナーを利用した方とかが、そこにいた方がすごいよくしてくださって、話も聞いてくれて、ちょっと心が救われたとか、何も分からない状態で行っても、責められるんじゃないかと思った人もいたらしいんですけど、何も分からないんですかみたいな、分かってないんですか、手続とかってなっちゃったら怖いなと思っていた御高齢の方とかもいて、そういう方々は、何かすごい優しく包み込んでくれて、しかも話も聞いてくれたと。自分でちょっとぼつぼつ話したいこととかも出てきますので、そういったことがすごいよかったと言ってくさっていますので、そういったプラス・アルファで、広い範囲でのフォローアップもしていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そして、次が、183ページ、1ですね、国勢調査について質問させていただきます。

国勢調査は、我が国に住んでいる全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査でありまして、国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く活用されていまして、そのような利用を通じて国民生活に役立てられるという重要な資料になります。

そのことから回答率を上げるための施策が必要なんですけれども、国勢調査は5年に1度実施されるものですが、前回の国勢調査はコロナ禍でもある令和2年度でありまして、インターネット回答と郵送回答が9割以上であったとお聞きしております。令和7年度の回答方法について——回収方法というんですかね、回収方法について、どのように考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 令和7年度に実施予定の国勢調査につきましても、前回のコロナ禍であった令和2年度と同様に、インターネットと郵送の回収を原則とするように予定されています。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。令和7年度も、そうですね、令和2年度がコロナ禍だったということもありましたけれども、インターネットと郵送というものをより進めていくことが、職員の負担軽減にもつながるというところもありますので、インターネット回答及び

郵送回答が原則になるというのが重要であると考えているんですけれども、インターネット環境になじまない方というのも一定数いらっしゃると思いますし、御自宅に取りに伺う必要性も一定程度あるのかなとは思っております。直接伺う場合も想定して、回答率が少しでも上がるように、さらに検討して取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 従来どおりの訪問の回収を希望される方もいらっしゃるかと思います。そうした方には、区のほうに御連絡いただきましたら、調査員のほうが直接訪問して回収するような形でも御用意していますので、できる範囲多くの方に御回答いただくように対応してまいります。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、187ページの1の(1)文化育成事業について、質問させていただきます。

令和7年度は、重点施策として、障害者文化芸術活動推進事業が実施されますけれども、この項目にその経費が含まれているとお聞きしております。これは、区内障害者施設利用者が創作した絵画作品等の展示を通じて、障害者への理解促進を図るとともに、講師派遣等により活動の支援を行うことで、障害者による文化芸術活動のさらなる活性化を図るという事業になりますけれども、後ほど、街なかアートプロジェクトのところでも私、質問させていただきます。障害のある方々の作品は独創的であり、見ていて心を引かれるものがあります。彼らが自己表現を発信する場を広めていくことで、障害のある方への理解が深まるきっかけにもなり得ますし、このような取組を今後もさらに推進していただきたいと思っております。

今回、創作サイドへの支援ということで、絵画等講師の施設への派遣や、支援職員向けの研修を充実させるということにより、障害のある方による文化芸術活動のさらなる活性化を図るということなんですけれども、絵画等の講師の派遣や研修について、具体的にどのように進めていくのか、教えてください。

また、展示作品をデザインに使用したグッズの配布も行うということなんですけれども、今後はさらに一歩進んで、グッズの販売などもしていただきたいと思っております。といいましますのも、障害のある方に自立を支えるためにも、創作活動を通して、少しでも経済的対価を得ることができる仕組みが必要だと考えております。作品を販売して、収益化に結びつく

ような仕組みを構築していただきたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

障害のある方が作品を社会に発信して、たくさんの方に見てもらえる喜び、そして創作活動を通して経済的対価が得られる喜びを感じられるような文京区になることを願っているので、教えてください。

○松平委員長 川崎アカデミー推進課長。

○川崎アカデミー推進課長 今、委員から御質問いただきました、障害者文化芸術活動推進事業でございますが、こちらは、過去3年間、社会福祉協議会のBチャレ事業で、区内の団体が行い組みんで、Bunkyo Brutという企画で、シビックの1階などで展示を行ってまいりました。こちら、非常に御好評でございます、区としても、意義を非常に感じているところでございます。

今年度で、その3年間の補助金の対象期間が終了いたしますので、来年度から区主催事業として取り組んでいくというものでございます。

これまでどおり、障害者の方の作品の展示にも取り組んでまいりますし、また、委員御質問の、まず研修というところでございますが、こちらは複数の施設の方を対象に、その職員の方に向け、様々魅力的な講師の方をお呼びいたしまして、そういった研修を受けていただくこと。

また、複数の施設で集まさせていただきますので、そういったほかの施設同士の職員同士の方で情報交換などをしていただけたらなというふうに思っております。

また、展示をする作品でございますけれども、今後も引き続き、施設のほうでも障害者の方が作品を生み出すための後押しをしていただきたいという思いがございますので、そういった職員の方向けの講師の派遣といたしまして、一応5施設ほど予算計上しておりまして、そういった希望のあったところに派遣をしてまいりたいというふうに考えております。

また、もう一つの御質問、グッズの配布とその先の商品化というところでございますけれども、実際グッズということで、例えばアクリルスタンドですとかキーホルダーとか、そういうものにいたしますと、その展示が終わった後もその作品が様々な方の目に触れるということになりますので、これは非常に有効であるということで取り組んでまいりたいと思っております。

また、その先の商品化と、有料で販売ということになりますと、こちらは現在、我々のほうでも取り組んでまいりたいとは思っておりますが、まだちょっと課題かなというふうに思っております。こちら、区の内部で、私どもアカデミー推進課、障害福祉課、また経済課も

入って、内部の会議体を持っておりますので、こういったところで意見交換や情報交換をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、いろいろ展示のもの、私も1階でよくやっているときに見に行き、説明員というんですかね、ついでにござって、いろいろと面白おかしくその中身を紹介してござって、美術館とかに行ったような気分にもなりますし、すごくいい取組だなと思っておりましたけれども、そちら、今まで社協さんがやっておいて、これから文京区が来年度、7年度からはやるということですので、ぜひ、主たる部分は同じようなやり方をさせていただいて、ただ、いろいろと改善するべきところとか、よりよくできる部分があったら、改善をしていただければと思っております。

講師の派遣と、あと研修についてですね、特に研修について、その作品を生み出すための後押しができるような職員をつくるということで、非常にいい取組だなと思っておりました。といいますのも、才能というものが、障害をお持ちの方があっても、自分でその表現するやり方を、誰かがアドバイスをして、その場で一緒に何か創り上げていくようなスタイルをやっていく、そういう支援アップをしていくことが、いろいろな、様々な作品が生み出されるようにもつながるのかなと思っておりますので、ぜひ、職員の方の研修とかも、回数とかも、1回やっただけではちょっとあれなのかなとも思っておりますので、何度も定期的にやっただくとか、幅広い職員の方々にやっていただけるように、順次、循環しながらやっていただければと思っております。

先ほど、グッズの件なんですけれども、アクリルスタンドとかいろんなものにグッズ化されておまして、確かに展示の時間帯だけですと、特に区役所がやっている時間帯に来れない方とかも結構いらっしゃいますので、そういった方々の目に触れる——後で、街なかアートプロジェクトでは、また別にそういうことは言わせていただきますけれども、目に触れる機会がいっぱいあることが障害者への理解にもつながると思っておりますので、そういったアクリルスタンドとかが区内のいろんなところに置ける、例えば区役所の窓口とかいろんなところに取りあえず一旦置いてみるとか、いろんな取組をしながら進められるといいのかなと思っておりました。

で、非常に、今、おっしゃったように、私も有効だと思っておりますので、引き続きお願いしたいんですけれども、有料化は課題だとおっしゃってござっておりますので、ぜひ、将来的には、例えば私とかも、女性議連とかで視察に行ったときとかには、銀行の封筒とか

に障害者アートを掲載して、それで収益がちょっと入るようなシステムがつくられていたりとか、いろいろな自治体さんとかでも工夫をしているところがございますので、そういった事例とかも研究をさらに進めていただいて、収益化を将来的には図っていけるようなシステムづくりにしていただければと思っております。

私もこの項目で質問するに当たって、障害福祉課さんの事業と、この新しい事業はこちらのアカデミーさんだったとして、いろいろな課の連携がすごい気になっていたところではありましたので、経済課さんと障害福祉課さんとアカデミー推進課さんの3つの課で、ぜひ一体的に、この障害者のアートに関連する事業については、連携をしていただいて、経済課さんも入るということで、経済的な収益化とかも、そういう視点からも意見を言い合って、よりよいものをつくり上げていって、将来的には本当に収益化につながるような事業にしていいただければと思っておりますので、引き続きお願いします。何かあったら、ぜひ。

○松平委員長 川崎アカデミー推進課長。

○川崎アカデミー推進課長 今、委員からも御指摘いただいたような課題は、私どもも受け止めているところがございます。その課題を今後解決していくに当たりまして、庁内の内部というところ、先ほど3課申し上げましたけれども、これ以外にも教育委員会のほうで教育指導課、児童青少年課、教育センター、また社協のほうにも入っていただいております。こういったところのそれぞれの状況がございますので、こういったところを共有しながら、さらなる発展に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。一言ちょっと言いたいですけれども、今、庁内ですね、そうですね、私が言った3つの課だけじゃないということで、さらにたくさんの教育委員会とかいろんなところが連携されているということで、非常にさらに安心をしたというか、よりよいものがどんどんつくれていくんだらうなと思いましたので、ぜひ、そういった庁内の連携をさらに——今、縦割りと客観的に言われてしまう側面とかも、やっぱりいろんな課があると言われがちですので、ぜひ、縦の連携じゃなくて、横の連携を広げていただければと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

以上です。

○松平委員長 では、関連で、宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。

先ほど吉村委員からありました障害者文化芸術活動推進事業のところは、我々、有志の議

員たちで岐阜のほうに視察に行かせていただいて、そこで非常に進んだ取組を見させていただいた経緯があります。

そこで、名取議員なんかもたくさんこれまで要望していただいていたので、私も要望させていただいておりました。で、重点にさせていただいて、今回、区として、取り組んでいただけるということで、非常にうれしく思っているんですが、先ほど吉村委員からもありましたように、創作の支援とか展示ということにとどまらずに、その作品を様々なところで見てもらう、そして、その作品を作成した方がちゃんと収益を得られるというような仕組みをつくるのが大切だというふうに思っております。

その検討はされているということなので、引き続きしっかりお願いしたいんですけども、ちょっと別の視点で、歳入のところで森林環境譲与税の話がありました。今、大半が余って、基金の残高6,000万円ぐらいになっているということで、ぜひこれは、各課が活用方法を積極的に提案していただきたいなというふうに私からお願いをしたいと思います。

以前、同じ会派だった田中和子さんからお願いをさせていただいているんですが、例えば経済課と障害福祉のほう、アカデミーが連携して、区内の飲食店の皆さんに木製のスプーンなど食器を使用していただく。で、例えば食器に、こういった作品が印刷されているシールを作っておいて、シールだったら何にでも貼れるので、そういった形で区内の飲食店にこの木製の食器で、この作品のプリントされているものというような使い方をすれば、よりいろんなところで相乗効果が生まれてくるのかなというふうにも思っておりますので、ぜひそういった広い視点で、各課がアイデアを出していただいて、この事業をさらに進めていただけたらなというふうに思っておりますが、そこら辺の考えをお伺いしたいと思います。

○松平委員長 川崎アカデミー推進課長。

○川崎アカデミー推進課長 商品化に向けての課題というところで、委員からも今、御提案をいただきました。そういった商品化の課題の一番の要因といたしましては、作品がある、それをいかに商品化していくか。これがお店だったり、民間企業であったり、そこにいかに取り入れていただくかというところが課題というふうに認識しております。区内の商店でも情報は様々でございますので、そういったお店の方とお話をしたりですとか、また、民間企業のほうでも、こういった障害者アートに積極的な企業というのも現在出てきておりますので、そういったところと情報交換しながら、区のほうでできる取組について検討してまいりたいというふうに思っております。

○松平委員長 では、関連で、品田委員。もしよろしければ、そのまま御自身の御質疑を……。

○品田委員 ああ、いいですか、はい。

私も今の障害者の文化芸術ということで、皆さんと同じに、展示だけではなくて、やっぱりグッズとして作品を売っていただく。前に議会で、盛岡市のヘラルボニーの話をして、もう世界的に今、有名になっていて、そこでは、もちろん会社としてしっかりと自立していて、今度、銀座にもお店が出るので、私もできたら行ってみようかなと思っているんですけど、盛岡に行ったときに、盛岡市がすごい支援をしてくださっていて、町の一番いいデパートの1階とかに展示販売できるお店をやったりとか、さっきお話ししたように、今度、銀座にもお店ができるということで、世界中で、JALのグッズとかいろんな形で、1人200万以上、作品を創った——著作権の関係だと思うんですけども、創った人には、年間200何十万円収入があるような、そういう活動をしているのをぜひ参考にして……。

その作品も、どれでもいいというわけではなくて、やっぱりアート作品を、才能を評価する、やっぱりプロがいるということが大事だそうで、これはとてもいい作品なので、例えばヘラルボニーだと、ネクタイにしたりマフラーにしたり、いろいろ作品を、それを使っているいろいろな収益を上げるという、やっぱりそういう段階があるようなので、私は、ぜひそういうふうに、スタートアップ事業とかそういうので連携してやっていただけたらいいなというふうに思っています。いかがでしょうか。

○松平委員長 川崎アカデミー推進課長。

○川崎アカデミー推進課長 委員御指摘の盛岡を本拠地とした、また障害者アートに積極的な企業ということで、我々のほうでも承知しております。盛岡にちょっと別件で伺ったときも、ギャラリーがございましたので、私ども職員のほうでお邪魔をしたこともございます。その際に印象的だったのは、そのギャラリーのほうでは御説明をしていただきました。その作品が生まれるに至った、その作者の方の背景ですとか、その作品の背景、こうしたことをお聞きをしてみますと、さらにその作品に対する理解というのが深まるのかなというふうに思っております。

その企業様、そういったところを中心にして、非常に魅力的な商品ということで、結構高額なんですけれども、そういった取組もされているということで、その背景を理解してもらうというのは、非常に参考になるのかなというふうに考えているところでございます。

民間企業と私ども公的な官庁では、ちょっと立場が違うところもございますけれども、そういった参考にできるところはぜひ参考にして、今後とも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 役所は応援部隊でいいと思っていて、ヘラルボニーさんも自分たちで会社をつくらせてやっているということなので、会社成立まで、スタートアップ事業とかいろいろ経済課とも協力しながら、作品を通して障害者への理解を深めるという、そこが目的ですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 では、板倉委員。

（「あ、そうか、私……」と言う人あり）

○松平委員長 そのまま、もし、ほかよろしかったですか。すみません、失礼しました。

では、品田委員。

○品田委員 私は、179ページのコミュニティバス、Bーぐるのところなんですけれども、予算委員会ですので、ぜひちょっと聞いておきたいです。

今回、6年度もそうなんです、日立自動車に対して人件費分のアップ7%もやったということなんです、以前、私が、利用者が年間90万人ぐらいの時代に、100円いただくんですけども、区が幾らぐらい補助しているんですかというのを計算したときに、100円に対して30円ぐらい補助しているというお話でした。

現在、5年度、6年度の実績から、100円は利用料金として払っていますが、5年度、6年度で計算をして、今後の見通しも含めて、幾ら補助していることになっているのか、お伝えください。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 まずは、数字の確定しました令和5年度で申し上げますと、今、大体62.8円の部分が、利用者の1人当たり御負担いただいている額になります。

また、令和6年度につきましては、まだ補助金額や利用者の数が確定していないところがありますけれども、大体100円を超えるぐらいになるかなというところを算定してございます。

また、令和7年度につきましては、さらに補助金額7%アップが見込まれていますが、利用者のほうも順調に伸びているところでありまして、100円をさらに超えるような額になることが想定されるところでございます。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 つまり、皆さんから100円はいただくけれども、区が100円ぐらいをこれから補助

していくことになるということですね。それは数字として押さえておきたいと思います。

これから議会で報告があった減便とか土日の時間変更とかいう形を予定しているということで、もう皆さん、このバス停は何分何分って覚えちゃっているものですから、大きな変更だと思いますので、周知をきちっとしていただきたいというふうに思っています。

次に、戸籍の……。

○松平委員長 御答弁ございますか。では、榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 ごめんなさい、そうですね、区民の生活に直接、減便については影響があるものでございますので、区としてもしっかり周知をしまして、4月15日以後、区民の方の混乱がないように努めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 次が、戸籍のところですね。179から、個人番号の181までですね。

今年度は、ここに書いてある、氏名の振り仮名法制化の対応ということで、また大きな仕事が増えてしまって大変だと思いますけど、よろしく願いいたします。別に答弁は要りません。

次に、個人番号のところですね。181。

マイナンバーカードの更新の時期に、かなり今年はスタッフの増員も考えられているということなんですが、先日、御案内が来て、手続に行って、もうここが窓口しか駄目なんですよ。だから、窓口に行って、ちゃんと暗証番号も持って行って、一、二分で終わるのに、ちょっと1時間ぐらい待って、それで何をしたかという、入力をして、2025年を消しゴムで消して、2030年にして、終わったんだけど、ちょっと何とかネット上でできないのかとか、あと、有効期限は10年ですけど、電子証明は5年というちょっとずれがあって、原則窓口というのは何とか改良できないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 マイナンバーカードの電子証明書の有効期間についてでございますが、総務省のほうから言われていますのが、電子証明書そのものは、オンラインで確実な本人確認を行うためのものであると。例えばコンビニ交付である、マイナ保険証もそうなんですが、そういった機能を持っているものですので、その発行については、体面での厳格な本人確認をしていただきたいというようなことがございまして、現状、全国の区市町村の窓口でのみの更新ということになってございます。

残念ながら、現時点ではスマートフォン、パソコン等での申請ができない、更新ができない

いという状況でございます。

私ども、そうはいつでも、各区市町村のほうからは、何かしら技術の進歩も著しいですから、オンライン等でできないかということについては、戸籍・住民基本台帳事務の協議会等で、国に対して要望しているところがございます。ちょっと実現については、何とも言いえないというところがございますが。

もう一点が、マイナンバーカードの有効期限、本体の有効期限と電子証明書の有効期限が違うというお話でございます。

電子証明書の安全性につきましては、もちろん暗号技術により担保されているところではございますけれども、どうしてもこの有効期間が長くなればなるほど、例えば5年が10年、10年が15年となるほど、いわゆるコンピューターの性能向上であるとか、暗号技術の解読のどんどんそういったものが進歩していくということもあって、リスクが高まるおそれもあることから、現時点では安全性、信頼性の維持を目的として、発行の日から5年と、5回目の誕生日までという定めになってございます。

ただ、この有効期限のずれについては、国の方も認識はしておりまして、デジタル庁のタスクホースにおいても今、検討がなされておりまして、今後、令和8年度以降になるかとは思いますが、次の次期マイナンバーカードの発行時には、本体のカードの有効期間と一緒の、電子証明書も10回目の誕生日までとされる可能性が高い。要は、カードと電子証明書の有効期間を合わせるというような方向で検討がなされているというふうに聞いてございます。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 179ページのBーぐるについて、お聞きをしたいと思います。

総務区民委員会で報告がされて、議論がされているのは分かります。やっぱり運転手さんにとっても労働基準法をきちっと守った、そういう働き方をしていくというのは当然ですから、こういう変更というか、この時間のことに関しては、これは当然だというふうに思っているんですけども、今、このBーぐるのバスそのものは、車庫は足立区の綾瀬だと思うんですけども、そこまでの時間の問題や、あるいはそこから文京まで来るときの燃料費の問題とか、そういうことを考えたときに、やっぱり文京区内にバスを駐車できるような方法、方策、それを考えたかどうかというのは、改めて検討課題としては必要ではないかと思うんですね。

私たち提案といたしましては、以前、品田さんもたしかシビックの1階に止めたらかどうかという、何かそういう提案をしていたのを私は覚えているんですけども、例えばシビッ

クの1階、12台ですかね、今、バスは。それぞれ路線——はい、はい。ですから、全部のバスを止めなさいというか、言っているわけじゃなくて、例えば朝の時間帯だとか夜の時間帯だとかに、止められる場所を確保する。要するに、分散で確保する、そういう方策も考えるべきだというふうに思うんですけども、その辺は検討はされているんですか。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 まず、Bーぐるの運行に関しましては、日立自動車交通の運行で、区としては側面支援という位置付けになりますので、区の判断で、そういったことはなかなか難しいという現状でございます。

日立自動車交通は、総務区民委員会でも御答弁させていただいているところでございますけれども、日立自動車につきましては、文京区だけでなく、ほかの区のコミュニティバスをまとめて管理して駐車しているところでございまして、文京区の部分だけを、コミュニティバスだけを文京区の場所に持ってくるというのはなかなか難しい状況でございますし、また、運転者につきましても、ほかの区と連携で、ローテーションで入っているところもございまして、ではBーぐるの運転手の方が文京区に交代で来るというような形にもなってございます。

また、そういった運転手の方たちも、実際にBーぐるのところに来るまでに、車で出勤するケースもあると聞いているところでございますので、区の判断で進めていくことはなかなか難しいというのが現在の認識でございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 日立自動車さんは、文京区だけじゃなくて、それは分かっています。ですけれども、やはり働き方の問題を考えたときに、絶対それはできないというわけではないと思うんですね。私たちこの間、こうした形でコミュニティバスを運行しているそれぞれの区と、部署は違うところがあるんですけども、やっぱり集まってというか、皆さんで相談する機会をつくったらどうかって、そういう提案もしているんです。

なので、本当に働き方の問題ということを考えたり、あるいは運転手さんが足りないという問題を考えたときに、そこまでも考えていかなければならないというふうに思うんですけども、その辺、もっと前向きなというか、ほかの区と力を合わせていくということを考える時期が来ているんじゃないかというふうに思いますので、そこはぜひ御検討いただきたいと思います。答弁いいです。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 ちょっと繰り返になってしまうんですけども、日立自動車の経営上の判断によるところでございますので、なかなか区のほうから申し上げるところは難しいところではございます。文京区としまして、あくまで側面支援というところではございますけれども、決してこれが文京区独自の判断とはならないように、コミュニティバス、日立自動車交通を利用してコミュニティバスを運行している他の自治体、ほかの区とは、情報共有を図りながら足並みを揃えた形で、日立自動車交通を支援することには努力してまいりますので、御理解いただけたらと思います。

○松平委員長 それでは、岡崎委員。

○岡崎委員 181ページの住民基本台帳事務でありますけれども、修正案との関係もありますので、質問させていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、いろんなどころでも、コンビニ交付をはじめ、徐々に活用の幅が広がっているわけでありましてけれども、先ほど品田委員からもありましたけれども、更新の時期を迎えるというようなこともございます。今、交付率はどの程度まで進んでいるのかということと、あと、さっき言った更新の、窓口でしか更新ができないというようなお話ですけども、その辺の対応というか、仕方ないと思うんですけど、その対応、お聞きしたいと思います。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 現在のマイナンバーカードの交付率、保有率の状況でございます。

最新のデータでいきますと、先月2月末時点での数字になりますが、カードの交付枚数については20万3,632枚で、交付率が87.7%、保有枚数、有効なカードをお持ちの方ですが、17万8,986枚で、区民の保有率が77.1%という状況にまで増えてきてございます。

電子証明書の更新の対応というところですが、今現在、電子証明書更新のために来庁者が増えている主要なところとしましては、令和2年度のマイナポイントのときにカードを受け取った方がちょうど5年ぐらいたっているという状況でございます。こちらにつきましては、窓口の数を、その日の混雑状況に応じてブースを増やしたり減らしたりという形で、住民異動の窓口とマイナンバーカードの窓口の数の割合を変えたりして、その時間時間によって混雑度というのが変わってくるので、柔軟に対応しているというところではございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。様々工夫を凝らしていただいて、マイナポイントのときのような、なるべく混雑を緩和できるような形で進めていただければと思います。

昨日もマイナンバーカードにつきましては、今後、避難所の避難者の掌握とか、もっといけばマイナ保険証と連携して、災害時の避難所の健康管理までできるような形にもなっていくということでは、先ほど御答弁がありました交付率で87.7%、保有率で77.1%という意味では、マイナンバーカード、今後どう活用していくかということのほうが大事だと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

で、いわゆるマイナ保険証が、去年の12月から紙の発行がもうなくなったということで、今、マイナ保険証への移行というか、登録している割合というのが分かれば教えていただければ。

○松平委員長 高橋戸籍住民課長。

○高橋戸籍住民課長 マイナ保険証のいわゆる登録率については、ちょっと私ども戸籍住民課のほうでは正確な数値を持ってございません。というのも、保険証については、国保であったり健保であったりということで、いろんな保険組合がございますので、そちらでそれぞれの登録率を持っているものかというふうには承知をしてございます。ただ、戸籍住民課の窓口においては、やはりマイナンバーカードを手に入れた後に、マイナ保険証を使いたい、ただやり方が分からないという来庁者もいらっしゃいますので、その場合は、マイナポータルから保険証の利用登録同意ができるような操作の支援というのを丁寧に行っているというところでございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。マイナ保険証、どのくらい進んでいるのかなど、様々課題もありますけれども、とお聞きしたんですけれども、ちょっと割合は分からないということですが、言うまでもなく、今後、マイナンバーカードは、区民の方がより活用できるような形でお願いできればと思います。

それから次に、189ページの国内交流事業ですけれども、入りのところでもちょっと議論がありましたけど、いわゆる森林環境譲与税を活用して、小学生が交流、今回、津和野町ですかね、いわゆる自然体験プログラムを実施しておりますけれども、20人の定員のところで、何人ぐらい応募があつて、また参加者の声などがありましたら、お聞きしたいと思います。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 森林税を活用しました津和野子どもキャンプですけれども、令和5年から実施をしているところでございます。令和5年につきましては、小学校4年生から6年生の児童30名、令和6年につきましては、小学校5年生と6年生を対象として20名

を募集したところでございます。

特に令和5年につきましては、大変多くの御家庭からお申込みをいただいております、盛況ではございました。

令和6年につきましては、実施の直前で、ちょっと現地で熊が出没するということがありまして、急遽中止をいたしまして、協定締結の自治体の一つであります茨城県の石岡市で、日帰りのバスツアーという形で実施をしたところでございます。

（「参加者の声とか」と言う人あり）

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 参加した児童ですとか、あとは親御さんからの出ていた声ですけれども、ふだん文京区では体験できない川遊びですとか、あるいは森林環境教育ですとか、そういったものができたということで、大変、前向きな御意見を多くいただいているところでございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。前も話したかもしれないんですけども、15年ぐらい前に、やはり湯島天満宮と青森県の碓ヶ関が大人の交流があつて、やっぱり同じように碓ヶ関と湯島の子どもとの交流で、20人ぐらいの子どもを引率して、2泊3日で行ってきたことがあるんですが、やっぱり現地でイワナのつかみ取りとか、山菜、野菜を取ったりとか、なかなか東京では体験できないようなことをやって、子どもたちも本当に大喜びでというようなこともありました。今回もこういった自然体験プログラムも非常に大事な体験かなというふうにも思いますし、今後も引き続き取り組んでいただければと思います。

今回、津和野、熊の影響で石岡市に変更したということですが、津和野に限らず、ほかの交流自治体も、今、文京区、かなり多くの友好都市あるいは交流都市を結んでおりますので、その辺も視野に入れて取り組んでいただければと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 令和7年度につきましても、場所はまだ未定ですけれども、同様に、森林環境譲与税を活用いたしまして、区内の子どもたちに森林環境を体験できるようなキャンプあるいは日帰りのツアー等を実施していくということで検討しているところでございます。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

それから、189ページ、7の(1)の五大まつり助成ですけれども、予算的には昨年より100万円増額になっておりまして、それぞれ20万円の増額になるんだと思いますけれども、先日も花の五大まつりの梅まつりが2月8日から3月8日まで行われて、私も何日かお手伝いをさせていただきましてけれども、本当に連日大盛況で、区長さんも連日のように激励に来ていただきまして、特に外国人観光客が本当に目立つようになって、梅まつりの実行委員のほうでも、それが対応できるような様々な工夫をされていますけれども、今、その実行委員の方も連日頑張っていておられますけれども、委員の方が言うには、Wi-Fiがつながってなくて、結構ちょっと御苦労されたというようなお話も聞きました。年間を通してというより、梅まつりの期間だけでも、そういったWi-Fiがつながるようにしていただければというふうに、まあ、今年は3月、もう終わりましたので、来年に向けてちょっと御検討いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 梅まつりをはじめとしました五大まつりに大変多くのインバウンドの観光客が来訪していることは、私どもも認識しておるところでございます。今、委員のほうからいただきましたお話は、梅まつりの実行委員会の方からも同様に私どもも聞いてございまして、ただ、インバウンドで今、来訪している観光客は、大半がWi-Fiのルーターですとか、あるいはSIMカードなんかを活用して、既にもう——そういった公衆Wi-Fiが必要なのかというのは、ちょっと今後検討していく必要があろうかなというふうに思っているところでございます。

現在、区では、五大まつりプラスあさがお・ほおずき市、あとは根津・千駄木の下町まつりについて、まつり運営事業補助を行ってございます。こういった補助金なんかを活用して、必要に応じまして、そういったWi-Fiの設置ですとかそういったのを検討いただければというふうに思っております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。今後検討できるようなことがございましたら、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○松平委員長 では、山本委員。

○山本委員 私は、一つだけなんですけど、177ページの12番と13番、シビックセンター区民

会議室と区民センターということで、会議室の利用方法についてなんですけれども、この間、いろいろ、コロナ禍も迎えてか、区民会議室、そしてまた区民センターの利用者からちょっとお問合せ等いただいていたんですけれども、というのが、会議室を利用する場合、ここでいうと会議室、向こうでいうと区民センターということなんですけれども、利用者が使うときに、会議をするということで、もちろん予約をして使用させていただく中で、そこでちょっと簡単な——簡単なというか、飲食を計画して、飲食を伴った形で利用したいということがあったときに、区民会議室と区民センターの利用規定というか、利用方法が違うという点が分かりまして、一般区民の方にとっては、区民会議室も区民センターも区の施設だから一緒じゃないのかなというところで、ちょっと戸惑いを抱いている方が何人かお聞きをしているんですけれども、私もいろいろ区の職員の方にお聞きをさせていただくことがあったんですけれども、はっきりとした明確な線引きが、いま一つぴんとこないものですから、まずは今の使用ルール、使用規定ということに関して、区民会議室と区民センターの使用規定についてのまずは説明をお願いしたいと思います。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 施設それぞれで考え方があると思いますけど、一般的なルールとしまして、会議室なので、会議を目的とした方に予約して使っていただくと。飲食に関しましては、その他空いている時間や、飲食を目的としない簡単なものであれば認めているというのが一般的なルールでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 今のは区民会議室のほうだと思うんですけれども、飲食を伴うときに、簡単なお弁当形式ですとか、お茶等を飲む程度ならいいよというのは、私、今言ったのは区民センターのほうなんですけど、区民センターの場合は、パーティ形式にしてやったり、ケータリングを呼んだりということが以前できていたんですけれども、今現状は、ケータリングでの形の利用はできるということではないのでしょうか。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 すみません、繰り返しの答弁になってしまうんですけれども、会議室ですので、会議室として利用していただいて、飲食を一般的な会議の延長の中でしていただく分には問題ないということで、ケータリングも必ずしも否定するものではないというところがございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 2回、課長から優しい御答弁をいただいたので、何となく私も察しはいたします。

ただ、感覚として、利用する場所によって使い方が若干違うなというところが、区民の感情としてはあるので、ぜひ、これまでもしていただいていたと思いますけれども、そういった問合せ等が来たときには、その人やその団体に対して丁寧な説明をしていただけるように心がけていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松平委員長 では、山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

私は、この区民費のところでは、まだどなたも質問していないかなと思って、スポーツ事業費のところ、189ページのところなんですけれども、ぜひここで質問させていただきたいと思います。

今、日本人の選手が世界で、男子も女子も活躍が本当に目覚ましい。テレビで報道を見るたびに、あ、日本人でよかったなとか、すごくうれしい気分になってくるんですね。そういったスポーツが人に与える感動もそうなんですけれども、昔よく言われた、スポーツの祭典という言葉方をしましたけれども、4年に1度のオリンピックだけではなくて、本当に毎年毎年いろんな大会で、いろんな種目でにぎわせてくれているわけであって、今年は大きな大会というところでは、世界陸上、それとあとデフリンピックがあると思うんですけれども、まずお聞きしたいのが、それに向けての区民のスポーツの機運醸成はどういうふうに行うのかということをお聞きしたいのと、それとあと、令和7年度で新しく始めるスポーツ事業があれば、お聞きしたいと思います。まず、そこからお願いします。

○松平委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 まず、1点目の世界陸上、デフリンピックに向けての機運醸成についての部分なんですけれども、夏休み、大体8月ぐらいに東京都と連携して、何かしらイベントというのを今ちょっと計画しているところでございます。

あと、2点目の令和7年度に向けての新規事業というところなんですけれども、昨年10月にヨネックスと相互協力の協定を締結したところです。それに伴って、バドミントン教室ですね、あとほかには、JBA、バスケ協会が小石川清掃事務所のすぐ近くにありますので、AKATSUKI JAPANにちょっと御協力を依頼して、チアダンス教室などを計画しているところです。

ほかに、新規ではないんですけれども、巨人軍とこちらも協定を締結しているところで、ジャイアンツアカデミーコーチに依頼して、昨年までは投げ方と走り方に特化した教室をや

っていたところなんですけれども、今年度はもう少し、より野球に触れてもらうというところで、投げ方、打ち方、取り方教室というような形で、ちょっと内容を充実させて実施する予定であります。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。本当に区の持っている資源というんでしょうか、民間の団体さんなんかと上手に連携して、今やられているんだなということを改めて感じました。多分、巨人さんとの投げ方、走り方から、今度少し広げて、今、打つとか取るとかっておっしゃられたかな、そういうふうに広げていくというふうにおっしゃられたということは、やはり申込みとかそういう人気もあったので、こういうふうにいっているんだらうなというふうには思います。

それとあと、チアダンス、AKATSUKI VENUSとおっしゃいました。スポーツって捉えたときに、確かに応援する、そのチアダンスの子たちの、文京区内にはお子さんたち、やられている方、すごく多いのも聞いておりました。こういった形で、またやって差し上げるというのも、今、初めて聞いて、すごくいろんな、多方面のところからの応援の可能性をもらって、進めていってくれているんだなというふうにうれしく思いました。

私、この間2月8日に大塚地域活動センターで、矢部スポーツ振興課長が区民の方から呼ばれた文京区のスポーツ振興課の取組という講座の受講を私もさせていただいたんですね。そのときに、課長がパワーポイントを使っていろんなお話をされたんですけども、いわゆる文京区のスポーツ振興課というのは、こういうことを目指していますよというのを区民の人にも話されました。そこだけちょっと先に話させていただくと、文京区のスポーツ振興課は、区民の年齢や性別、障害の有無や体力等に左右されることなく、誰もが健康づくりのほか、仲間同士の交流やストレス解消等につながるスポーツに取り組むことで、生き生きと自分らしい生活を送っていくことを目指すんですというところから、例えばこのような事業がありますとか、それからあと、そういったことのためにスポーツ推進委員さんがありますとか、あと、地域の資源、各種団体さんとこのような連携もしています、それからあと、ボランティアさん、スポーツボランティアさんにも参加してもらっているんですというような、そういうお話の組立ての中から、私自身も聞いていて、改めて、ああ、こういった取組、こういうような方向性で、今後の展開も含めて目指しているというのを聞いて、非常に誇らしく思いました、スポーツ振興課の取組に対して。

それで、実際に、質疑応答になったときに、参加者の方から手が挙がって、感想を言われ

る方がいて、実際に話を聞かなかつたら分からなかつたと。非常にいい話が聞けたという声が上がりました。

今回、私はこうやってスポーツのことで質問させていただいたのは、やはりスポーツというのは、することで楽しむ、それから見る、観戦することで楽しむ、また、ボランティアとして参加したりして楽しむという、そういう楽しみ方があるということをお改めですごく感じ、その中で、今回の予算の中でそういうのがどうやって反映されているのかなというところで質問した次第です。

それがうまく回っているということが分かったということと、あと、区報「ぶんきょう」を広げたときに、スポーツのイベント、物すごく多くなったと思います。それもいいことですし、こうやって機運醸成をしていくための、何かの折に触れての大きな大会でのそういったイベントというの、国全体とか大きな規模でいうと経済効果までいうところもありますけれども、やはりこういった地方自治体のレベルでは、経済効果もある一方で、地域、そのコミュニティのつながりとか、あと、精神的にも満ち足りた気分になるというんですか、地域が一丸となるという効果、そういうものを生みだしていく。それこそ、私、前の広報課のところでも言いましたけれど、シビックプライドじゃないんですけれども、区民の皆さんが同じ方向を向いていくというような、そういう機会に捉えると、すごくいい事業をされているんだなというふうに思いました。ぜひ頑張ってくださいたいと思いますが、意気込みを。

○松平委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 今、委員御指摘いただいたように、スポーツというのは、するだけでなく、見るとか支えるというような分野もございます。区としても、引き続き、様々な事業を通じて、区民の皆様、年齢や性別、体力、障害の有無等に左右されることなく、誰もが、いつでも、いつまでも安心してスポーツに親しめる環境の整備というのを引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 まとめます。私も子どもたちのスポーツの活動の現場にいるわけであって、この子たちがなかなかスポーツする環境——文京区の限られた面積の中で、厳しい中にある中で、それでもしっかりとスポーツ振興課がそのように取り組んでいてくれるということは、大変うれしく思っておりますので、今後とも引き続き頑張ってくださいたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○松平委員長 では、宮野委員。

○宮野委員 私は、189ページの4番、国内交流事業と5、国際化推進費のところ、まずお伺いしたいと思います。

まず、お聞きしたいのが、今現在、国内で都市協定を結んでいる自治体が幾つかということ。それから、国際交流都市は幾つか。そして、令和7年度に新たに協定を結ぶ予定のある都市があれば伺います。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 文京区が協定等を締結しております自治体数につきましてですが、国内については、今、14自治体、海外につきましては4自治体と協定等を締結しておりますところでございます。

また、令和7年度につきましては、現在のところは、水戸市と協定を締結する予定をしておるところでございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。全部で18自治体ということで、結構な数だなというふうに思います。私は、国際交流を否定するつもりもありませんし、その意義はあるというふうに思っておりますけれども、ですが、23区を見渡しても、少し数が多いような気がしております。

そこで、お聞きしたいんですが、ここまで交流都市を増やした理由というのは何なんでしょう。また、今後の都市交流について、どのような展望をお持ちなのか。スクラップをすることなども考えているのか。その辺を併せて伺いたいと思います。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 これまで区では、文化ですとか歴史ですとか、そういったものを縁とした自治体と協定の締結をしてきておるところでございます。

協定のあるなしにかかわらず、それ以外の自治体、例えば愛知県の東浦町ですとか、茨城県の常総市ですとか、こういったところも歴史的なつながりで今、様々な交流を行っておりますし、住民間でも交流が進んでいるというふうに考えているところでございます。

また、海外の協定自治体は、先ほど申し上げましたとおり4自治体でございますけれども、国内、海外を合わせまして、様々な魅力があるというふうに考えておるところでございます。例えばヨーロッパ圏であれば、ヨーロッパの文化に触れるですとか、アジアでしたらアジアの文化ですとか語学ですとか、いろんなところで触れる機会なんかもあるかなというふうに考えているところでございまして、区民に広く、そういった協定等を締結している自治体の

魅力とかが、この協定自治体を通じて伝わればいいというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。それは分かるんですけど、交流とか、魅力が伝わって、ではその後どうなるんですかということなんですよ。自治体の本来のあるべき姿というのは、福祉ですとか子育て、教育、それから防災などの地に足がついたものが役割であるというふうに思っております。そういった面で、この都市交流が何らかの役割を果たしていくべきというふうに思っています。交流が目的とか魅力を伝えることが目的というのは、ちょっと足りないんじゃないかなというふうに私は思っております。ぜひ、そこら辺が地に足のついた、有意義な都市交流であってほしいなと思っております。

○松平委員長 渡邊危機管理室長。

○渡邊危機管理室長 私のほうからちょっと答弁させていただきたいんですが、交流自治体の防災部門とは、昨年度からネットを使ったミーティングを行って、顔の見える関係を構築するように努力をしております。特に発災をした、首都直下地震があったときなどに、具体的な個別協定があれば、個別に先方からのプッシュの支援があったりだとか、あるいは逆に先方で被災された場合については、こちらからのプッシュ支援、特に今回の、協定等は結んでおりませんでしたけれども、能登町に対しては、プッシュ型で昨年1月1日の能登半島地震については支援をさせていただいております。

平時においては、交流であるとか文化の魅力を伝え合うということは、やはり常に必要なことだろうと思いますけれども、いざ起きたときには、区域外の自治体の皆様と防災あるいは減災あるいは支援という関係は構築するように努力をしておりますし、それを何かあったときはそういう形で、協定自治体とは実際に手を携えてやっていきたいというふうに考えておりますので、そういう意味では、地に足のついた取組もその中で実施をさせていただいていることは御理解いただければと思います。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 先ほど申し上げましたとおり、協定等を締結する自治体のまずは魅力を知っていただくこと、そして住民間交流ですとか、その先には防災、助け合いの精神を持って防災につながるですとか、そういったところを我々としても期待しているところでございます。

また、海外におきましても、トルコ、トルコも大変地震が多い国でございますけれども、

そういったところでも、本区とも情報の共有なんかを図って、連携をしているところがございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 はい、分かりました。ぜひ、そういった防災だけでなく、それ以外の分野でもしっかり役立てていただきたいと思いますし、有意義な都市交流になるように、そしてそれが区民にちゃんと伝わるように、区民の皆さんが納めてくださっている税金がどのようにこの都市交流で有意義に使われているかというところをみんな見ていると思いますので、そこはよろしく願いいたします。

それから、その下の7番の観光事業費、ナイトライフ観光事業のところ、来年度重点のインバウンド来訪促進パッケージの一つとして、肥後細川庭園の桜のライトアップをすることです。

この構築に際して、神田川の桜並木のライトアップは検討しなかったのかどうか、そこら辺を教えてください。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 今回、肥後細川庭園でライトアップをすることで検討しておるところでございますけれども、そちらにつきましては、本区が新宿区や熊本県、あとは熊本市と締結しております文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書、これが来年度10周年を迎えることから、肥後細川庭園での桜のライトアップを計画しているところでございます。

○松平委員長 神田川を検討したのかどうかという御質問ですね。

堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 そういった面につきましては、まずは肥後細川庭園でライトアップをするということを検討したところございまして、神田川でのライトアップの検討というのはしてございません。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 これまで地元の方からも、江戸川公園の入り口だけじゃなく、神田川全体のライトアップをしてほしいというような声は聞いてきて、それも区に伝えてきました。なぜ、そこで検討がされなかったのかというところを教えてくださいと思います。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 関口・目白台エリアでは、区立肥後細川庭園ですとか永青文庫ですとか、こういったところが一体となって、地域を盛り上げる取組を行う会議体がある

というふう聞いておるところでございます。こういった地域が一体となって、隣接する新宿区と連携し、神田川でつながる桜まつりを今後盛り上げるとか、そういったことであれば、都市交流という面で、今後何かしら区に関わることもあろうかなというふうに思っているところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、来年度につきましては、まずは熊本あるいは新宿区等との協定の締結の10周年、これを記念するというようなことで、肥後細川庭園をまず最初にライトアップの場所として計画したところでございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 重点で、インバウンド促進ということだったので、インバウンドの促進で、江戸川橋なり関口・目白台の周りのお店が経済効果が出てというところを目指されているのかなというふうに思ったんですけれども、ちょっと認識が違っていたのかなと思います。

神田川の桜並木は、先ほどありましたけれども、文京区の関口・目白台だけでなく、豊島区の高田であったり、新宿区の西早稲田であったり、その辺を通過して、ずっと高田馬場まで続いております。春になると江戸川橋の上から、桜並木を写真で撮る人がたくさん来て、本当に地元の方からしたら誇りのわけですよ。そうした中で、桜があればたくさん咲き揃う神田川を横目に、その奥にある肥後細川庭園のみライトアップイベントを行うというのは、ちょっと私としては残念だなというふうに思っております。

先ほど言った豊島区、新宿区、文京区の3区が共同して、今後ライトアップを一体的にしていく、そしてさらなる名所化をしていくというほうが、よっぽどインバウンドの促進にもつながると思いますし、お店への経済効果も大きいというふうに思います。ぜひ、こうした大きな視点で、隣接区と共同して取り組んでいただきたいと思いますが、お考えを伺います。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 先ほども申し上げましたとおり、まず地域にある会議体が一体となりまして、新宿区等と連携をし、神田川でつながる桜まつりを盛り上げていくと。観光客の来訪促進につながる等の動きがあれば、都市交流という面で、広報面等で区が一定の関与をすることはあるかというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、来年度につきましては、熊本等との協定の締結の10周年ということで、肥後細川庭園で桜のライトアップを計画しておるところでございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 先ほどもちょっと意見させていただいたんですが、そういう10周年とかね、それは分かりますよ、お付き合いもあるし、交流も大事だと思いますけれども、でも交流という

のは、手段の一つですよ。会議体があるということも、手段の一つだと思うんですよ。だから、それが着地点になっているんじゃないかと、それを生かして、どういう目的を持って事業をしていくかということが一番大切だと思いますので、そういう視点を持って今後取り組んでいただきたいというふうに要望させていただきます。

以上です。

（「関連」と言う人あり）

○松平委員長 関連、松丸委員。

○松丸委員 今、委員からもいろんな意見があって、私は、できない理由が挙げれば幾らでもたくさんあるんだけど、特にあの周辺は、新宿区、それから豊島区、いわゆる文京区と3区が隣接するところでもあるので、いろんな意味で、今後、全体的に見ていくと、この3区がきちっと連携を取って、特に例えば防災であったりとかというのは、必ず喫緊の課題でもあるわけだから、むしろ逆に、こういった交流事業を通して、この3区が強くなっていくということというのは、より一層強固なあれになっていくので、僕はぜひとも、そういう一つの、3区合同の——文京区では五大まつりがあるけれども、それとまた違った形で、この地域を盛り上げていく、3区との共同という部分でいけば、しっかりとやる必要性は非常に重要であるもので、これはぜひ前向きに検討していただきたいかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

（「では、私も一言」と言う人あり）

○松平委員長 では関連、板倉委員。

○板倉委員 ぜひ、江戸川公園から含めて、神田川に沿った桜の並木にライトアップも含めて支援をしていただきたいと思うんですけど、これは以前からほかの委員さんも言っていましたけれども、文京区の中で花の五大まつりとか、朝顔・ほおずき市とか、桜並木、播磨坂まではお祭りのあれが来るんですけども、そこから西のほうには、何とか祭りというような、そういうものが神田川のところには、地元はちゃんと盛り上げながらやっているんですけども、区からのそうした支援がないということでは、ずっと何年か前からそういう話がありましたから、ぜひとも、肥後細川庭園だけではなくて、あれに沿った神田川、本当に豊島区、新宿区、文京区、あそこはもう本当に入り組んだ場所ですから、その3区がきちっと結束というか、そういう形でここを盛り上げていくということも含めて、ぜひ検討していただきたいということを私からも言っておきたいと思います。

（発言する人あり）

○松平委員長 関連、高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 すみません、私も一言。

私も宮崎幹事長も昔から切望しております、この神田川の桜ですね。私、課長の御答弁出てきても、確かに分かります。ただ、地域の地元の会議体というのは、どういうメンバーの方なのかちょっと私、分からないんですが、どういう方たちが何か聞いて、その方たちが盛り上げれば盛り上がっていくということなのか。その方たちが一緒にやりましょうって、オーケーって言えばやってもらえるものなのか。ちょっとよく分からなくて、そのあたりはどのような御判断なのでしょう。

（「もう一回……」と言う人あり）

○松平委員長 もう一回……。

○高山（か）委員 地域の会議体って先ほどから御答弁されている、その会議体というのは、どういう趣旨の会議体の方たちのこと、商店街の方たちなのか、地域の町会の方たちなのかというのが、メンバーがちょっとよく分からないんですね、私の中では。そのあたりというのは、どういうことを指しているのかと。

で、その方たちが一緒にやりましょうと言ったらやれるものなのか、どうなのかと。どこまで決定権がある方たちなのか、ちょっとよく分からないので、そこをちょっと教えてください。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 関口・目白台エリアであります会議体につきましては、地域の観光施設ですとか大学等、あとは宿泊施設ですね。こういったところが加わって、行われている会議体というふうに聞いてございます。あと町会もですね。こういったところも含まれて、会議体というふうに聞いてございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 では、そういう方たちに今後ヒアリングを取っていただいて、しっかり、今、松丸委員もおっしゃったように、3区合同で地域を盛り上げていこうと、宮野委員も先ほどから申し上げられていましたとおり、やっぱり盛り上がっていくということは、地域の活性、経済活性になることにまでもつながりますし、決して悪いことではないと思うんですね。そこにお金をかけることが何かいけないことというのが、僕はそう考えにくいので、何か多分御事情があるのかもしれないんですが、しっかりと取組をやっていただいだけ——これだけの会派の方が注目しているわけですから、横断して。ぜひお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○松平委員長 長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 皆様にお声をいただきまして、事業の趣旨といたしましては、今後、内部において、関係各課とちょっと協議をさせていただければと思っております。当然、皆様おっしゃられるとおり、3区での連携ですとか、商店街の振興、様々な視点が大事なものだと考えてございます。総合的に内部で関係各課、協議させていただければと思います。

ただ、今年度の本予算におきましては、事業の枠組みという中においては、今回、肥後細川庭園の事業として御提示させていただいたという点につきましては、御理解いただければと考えてございます。

○松平委員長 では、豪一委員。

○豪一委員 私は、177ページですね。まずは、7番、8番、9番、町会連合会事業補助、地区町会連合会事業補助、町会・自治会事業補助、こちらの9番の町会・自治会補助に関しては、予算を増やしていただいております。

この7番と8番について、予算がこの3年変わっていない。人口は約1万人増加しています。その算定基準を教えてください。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 7番につきましては、文町連のほうの行う事業に対して行う補助でございます。様々な、文町連として行う事業に対しての補助金額を行っているものでございます。事業の内容につきまして、文町連で大きく変更がないため、この部分については、金額は変わらず行っているところでございます。

8番の地区町連のほうにつきましては、こちらのほう、地区で様々な取組を行っているところでございますけれども、こちらにつきましては、均等割分と地域の人口割分で算出しておりまして、国勢調査の数字を基に算出しているところでございますので、5年に1回金額が変わるというところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 8番については、5年に1遍ということなので、私が言っているのは、この3年ということ、3年、人口が変わっていないということなんです。そこは算定に入っていないということで理解しましたので、この3年、事業費は変わっていないということは、あと一、二年すると、恐らく人口も増えているし、ここも予算が増えてくるのかなということが理解できました。

7番について、この事業も対象が区民になる場合は、人口、対象が増えるわけですから、事業予算が増えてもいいと思うんだけど、文町連の事業としては、どのようなもの予算になっていますでしょうか。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 前提として、町会員が増えたり減っている事実は確認していますけれども、国勢調査の数字に基づいてやっておりますので、一定の期間で見直しを行っているというところでございます。

御質問にありました文町連の事業につきましては、文町連として行う、町会として独自に行う功労者の表彰や、施設見学会等が補助金の対象となっております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。人口は増えても、先ほども町会の運営の話になっていましたけれども、なかなか、町会の役員の数が増えなかったり、そういう問題もあるので、町会の研修等、参加人数なんかは増えないかもしれないので、この辺も予算が変わってないことが分かりました。ありがとうございます。

続きまして、179ページ、コミュニティバス運行についてなんですけれども、先ほどから多くの委員がコミュニティバスについて話しておりました。これは、コミュニティバスが始まってからずっと赤字なんですけれど、これはある意味、扶助、まさに扶助ということで、これは別に赤字とかそういうことは考えなくてもいい経費であるのかなと私は考えております。

以前も、何回か私、取り上げたんですけれど、お隣の台東区のめぐりんが同じ日立交通で、文京区を、ちょっと寄らせてくれとあって、文京区に入ってきたことがあったんですけれど、あれ、もうちょっと、例えば文京区全体を見ると、文京区の本当に、私の活動する根津・千駄木辺りちょろっとなんで、皆様には分からないかもしれない。地元の人、結構あれ使って、ありがたいんですよ。

まして、観光という意味でも、根津神社も観光客が多い、台東区も観光客が多いということで、観光で週末に乗ると楽なので、その辺を台東区ともうちょっと話してですね——で、根津は根津でこういう問題があるんですよ。コミュニティバスが、Bーぐるが根津に来てくれないという方も、よく言われるんです。

例えば、シビックセンターを中心にしなくても、めぐりんとうまく、台東区とうまく話をすることで、根津神社とか湯島天満宮だとか、そういったところをうまく——もちろん、こ

れはいろいろ聞いていますよ。都バスとの路線の併用ができないので気を遣うところもあるとか、そういう話も聞いているんですけど、観光を盛り上げるという意味でも、コミュニティバスをもうちょっと隣の台東区と縦横無尽に使って、もうちょっと坂のほうも上れるようにできないかということを検討できないかと。

だから、文京区、シビックセンターを中心にしていると、中心に西、北、東というふうになってしまうんだけど、同じ日立交通ですから、台東区と協力することに、もうちょっと文京区の中央と台東区の中央ぐらいのことで、文京区の区民の利便性を図ることもできるんじゃないかなというふうに考えております。

2月8日の日経新聞には、文京区が坂の町が多くて、高齢者のバリアフリーでちょっと苦労しているというランキングの中にも根津二丁目が入っていて、ちょっとそれは誤報だなど思ったのは、根津二丁目というのは高低差がないんです、実は。だから、根津という地区を見ると、弥生町会というのがあって、日経新聞で言う、高低差20メートルぐらいの差があると。

ただ、文京区には、実際、根津地区だけじゃなくて、目白台も山があるし、小日向も山があるし、小石川も山があるし、向丘、白山の山があると、4つぐらい山があるので、そういったバリアフリーを考える上では、文京区は既に、ドコモと提携しているシェアサイクルだとかループだとかハローサイクルだとか、いろんな、若い人はそういう交通インフラ手段を使って、縦横無尽にバリアフリーをできるかもしれないけれども、高齢者に関しては、やっぱり移動する手段に関しては、もうちょっと扶助というか、文京区の必要な経費を使っていくべきなんじゃないかと。

そういうところで、まずは、台東区ともうちょっと踏み込んだ、コミュニティバスの提携について、どのように文京区は考えているかということをお聞かせください。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 まずは、文京区のほうのコミュニティバスにつきましては、御案内のとおり、交通不便地域に走らせているコンセプトの下に実施しておりますので、常態として、日立自動車交通に補填があって、区からの支出があるということの御理解をいただいていることはありがとうございます。

そういった区が取組と同時に、同じ台東区のほうにつきましては、コミュニティバスの導入については、観光を目的に行っているということでございますので、もともと趣旨が違うところですので、なかなか調整というのは難しいところでございます。

しかしながら、私どもも台東区とやり取りは日頃からしているところがございますので、今回いただいた提案につきまして、めぐりんのほうの沿線を区のほうまで伸ばすことが可能かということにつきましては、区から台東区のほうに確認はしてまいりたいと考えてございます。

ただ一方で、ちょっと申し訳ないんですけども、文京区につきましても、今、日立自動車交通から減便の話があります。同時に、台東区のほうの内容については確認しておりませんが、台東区のほうにもそういった減便のほうの御相談があるというふうには聞いているところがございますので、そういった話を持っていくタイミングにつきましては、ちょっと今後タイミングを見ながら進めさせていただきたいと考えてございます。

○松平委員長 豪一委員、まだ質疑、この後も続かれますか。ありますか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 では、12時になりますので、お昼の休憩に入りたいと思います。

委員会は13時から、豪一委員の質疑から再開したいと思います。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○松平委員長 それでは、時間前ではございますが、委員皆様おそろいでございますので、委員会を再開したいと思います。

それでは、豪一委員の質疑からお願いいたします。

○豪一委員 先ほど区民課長からコミュニティバスの答弁、ありがとうございました。バリアフリーの対策にもなる扶助ですから、文京区の場合ね。堂々と拡大していいんじゃないかなって私は考えております。

また、台東区との目的がちょっと違うような御答弁をいただきましたけど、文京区の中に観光が盛んなところもあるので、たまたま台東区に近い場所にもあるから、そういった意味で、観光ルートのコミュニティバス、文京区が取り入れもいいんじゃないか。また、台東区と文京区がシェアするコミュニティバスみたいなのがあってもいいんじゃないかなというふうに考えているので、今後、検討でもしていただければと思います。

続きまして、観光つながりでいきますと、189ページ、まずは、下町まつりの助成について、これはお礼だけ。

昨年、特需でちょっと予算が大きくなって、みんな喜んでいたんだけど、今年それが削られるということで、悲しみかけていたんだけど、20万円増額していただいて、ありがと

うございます。それはお礼しておきます。

それと、ナイトライフ観光事業、11番について。

私としても、宮野委員の話を聞いていて、目黒川を思い出したんですね。目黒川は、私が子どもの頃からよく親戚が行ったり、学生自体もよく行っていたんですけども、物すごい今変わって、昔はちょっと住宅街とか、寂しい、静かなところだったんですけども、今はおしゃれなレストランとか、たくさん立ち並んでいるんですよ、川沿いに。花見の時期になると、目黒川を目指して若い人が集まって、そういったレストランでみんなで会食をしたり、桜を見ながら楽しんでいると。

江戸川橋を見ても、周りが今は静かだけれども、何かレストランを将来やれそうなどころも幾つか、今、私が考えただけでも思い浮かぶので、川沿いにそういうところが増えても、文京区のまた人が集まる場所になる可能性もあるというふうに考えますので、ぜひ、ナイトライフ観光事業で、ライトアップしても面白いんじゃないかと。

と同時に、1番の五大まつり助成に関しても、播磨坂の桜に並ぶ江戸川橋の桜も一緒に五大まつりに入れることを検討してもいいのじゃないかなと思いました。

続きまして、3番のスポーツ事業、4番の国内交流事業、5番の国際化推進経費なんですけれど、事業の内容自体は、私、不服もないし、物すごいいいと思います。

国内交流事業に関しましては、宮野委員の言っていることも少しは分かるけど、熊本の震災のときに文京区から災害の応援に行ったり、金沢に、当日からですね、発災後すぐ文京区の職員が行ったりすることは、その交流都市にしては物すごく心強い。逆の立場で私たちが被災したときに、そういったたくさんの交流を持った都市から、実際に助けに来てくれるか分からないけど、でも来てくれたらどれだけ心強いのか、支えになっているかということも考えたり、海外においては、国際的な交流に関しては、ちょっと私も以前から英語圏の交流がないと思っていて、それに関しては、私も日比友好の会の会長をやっていますので、今後、交流都市になれるような交換留学を将来できるような、文京区らしい国際交流都市を増やしていただければと思っています。

質問なんですけど、例えばお隣の台東区だと、あそこは京都と浅草を二分するぐらいの観光自治体でもあるんだけど、文化観光の予算が21億円なんです。要は、区の予算の1.6%、文化観光ということです。豊島区なんか、物すごい観光の予算を取っています。文京区の予算がそこから比べると、大分、0.1%ぐらいにしかならないので、1%もないので、かなり低いとは思いますが、逆に、よく比較される目黒区なんかと比べると、目黒区

はスポーツと観光を合わせて1億1,000万、2,000万円ぐらいなので、自治体によってかなりばらつきがあるので、文京区は安い、もっと予算を上げろとは一概に言えませんが、どのような主張でスポーツ事業を盛り上げたり、観光事業とか国際交流事業だとか盛り上げていこうと考えているのか。今後、予算の使い方とか、どのように考えられていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○松平委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 まず、スポーツの分野ですけれども、例えば台東、北、荒川、いわゆる第2ブロックと呼ばれる地域と連携して、障害者スポーツ事業であるとか、そういうもののスポーツ指導員の養成講座などを連携してやっているところでございます。

引き続き、他区と連携した事業、あと、また他区のそれぞれのどんな事業をやっているのかとかという情報交換とかということにつきましては、引き続き連携して実施してまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 観光につきましては、文京区内、大変まち歩きをされる観光客のお客様も非常に多くいらっしゃいます。そういった面でいきますと、今現在、区公認の観光ボランティアさんもいらっしゃいますので、そういった方々、活躍の場を含めて、そういった観光ボランティアの方々による区の魅力の発信、そういったものに今後とも区も一緒に働きかけていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ちょっと私の質問の仕方が悪かったようで、ちょっと答弁が私の希望するものじゃなかったんですけど、例えば豊島区だったら、文化観光に2.9%の予算を使っています。台東区は1.6%、それぞれ10億以上の予算を取っているのに対して、観光の目玉がかなり台東区なんかはあるのは違うんですけど、文京区の予算は、スポーツと足しても2億円弱ということで、その辺もうちょっとお金をかけて盛り上げるような意気込みというのは、事業の内容からじゃなくて、この数字から、金額からもうちょっと欲しいんじゃない、ボリュームが欲しいんじゃないかなというふうに考えていますけれども、いかがでしょうか。

スポーツに関しては、特に答弁はいいです。私も、先ほどの山田委員の質問で、大分具体的な答弁をいただいたので、内容はとてもいいと思いました。

観光に関して、もうちょっとボリューム感のある予算を取ってもいいんじゃないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 川崎アカデミー推進課長。

○川崎アカデミー推進課長 アカデミー推進部アカデミー推進課の観光都市交流担当、スポーツということで、5分野でアカデミー推進計画というところで連携して事業に取り組んでおります。

アカデミー推進計画、令和8年度までの計画ですけれども、来年度、次の改定に向けて、調査を予定しております。185ページのアカデミー費の2番のところで改定費とございますが、こちら、区民を対象に現状の調査を予定しております。こうした状況を捉まえて、今後、5分野、どのように事業を進めていけるかというふうに検討したいというふうに思っております。

○松平委員長 長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 委員おっしゃるとおり、他区と比較した際の予算額という部分におきましては、各区それぞれ特色はあると感じてございます。本区におきましては、先ほどスポーツ振興課長、観光担当の課長等も御答弁申し上げましたとおり、必要な事業に対して必要な額を投入してまいります。今後も、新たに必要なものがあるということであれば、当然ながら事業をベースとして、区民にとって必要な事業として執行してまいります。その際には、予算額は増減していくものと考えてございます。必要な事業は進めてまいりますので、御理解いただければと思います。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。理解しました。私、先ほどもこちら側の予算の委員の多くからも、例えば江戸川橋の桜をライトアップしたり、観光要素を盛り上げれば、もっともって文京区の可能性というのは広がるんじゃないかなというような前向きな質疑もありましたので、ぜひ、投資的に、今後令和8年の見直しの際には、江戸川橋の河川をどうするか、もうちょっとまちおこしをするためにどうするかとか、例えばちょっとここの区民の部署じゃないんですけど、根津神社の近隣に関しても、東京都の昨年まで、3月までやっていた、チャレンジ無電柱化の、要は商店街活性化だとか、まちおこしの部分を活用して、無電柱化していれば、もうちょっと景観がよくなったんじゃないかと思っていますね。

そういう部分で、湯島もそうですよね、今、北東地区と南東地区の再開発のワークショップをやっていますけれど、あそこなんて、まさに、JR上野駅や御徒町、人が多い上野エリアと直通でつながっているところですから、そういうところをうまく台東区と連携して、あの上野公園、上野動物園、アメ横や上野の観光の人たちの動線をそのまま湯島に引っ張って

こられる可能性があるのを、その動線をどうやってつくっていくかと。区でも、黒門小学校の前の学問の道だとか、いろいろ努力されているのは、私も十分知っていますけれども、もっともっと観光に投資する可能性がある場所はあるんじゃないかと。今、文京区の潤沢な予算があるうちに、そういうところに着手していただきたいと思います。

以上です。

（「関連」と言う人あり）

○松平委員長 高山泰三委員、関連で、お願いします。

○高山（泰）委員 ちょっと関連で入らせていただきました。先ほどの長塚部長の答弁で、必要などころには必要に使っていく、必要が表れたら予算をつけていくと、それは本当にそのとおりだと思いました。

で、この文京区で観光って、いろんな委員さんも意見を言っていて、一つ一つ、なるほど面白いねというような話が多いんですけども、さっき出た浅草とか京都とかとやっぱり違って、文京区に観光に来るということが、取り留めがないというか、取りつく島がないというか、というようなところがあって、私、コロナになる前なんかは、文京区で観光、観光なんてそんな頑張らないでいいんじゃないのと。もし頑張るんだったら、お客様が来て、一晩で10万とか20万使ってもらえるようなね、要するに根津の裏道に行って、野良猫の写真を撮ったところで、1円も落ちないじゃないですか。で、たい焼き食べたところで、300円しか落ちないんで、そうじゃなくて、10万円使ってもらうにはどうしたらいいかというような話とか、どうしたらいいんじゃないかというようなこととかを話していましたが、それもいいんだけど、それも非常に港区的ですね、今、思ったら。港区で5万円のお寿司を食べて、何とかクラブでも行けば、すぐ15万、20万使えますけど、ちょっとそうじゃない気はしてきたんですよ、私は。

それで、コロナを経て、いろんな価値観が変わったところもあるだろうし、別にこれ正解があるんじゃないんですよ。正解が、どういうものを求めているというわけじゃないんだけど、課長さんとか、ちょうどコロナの前後に、ちょっと後かな、ぐらいに多分就任されて、いろんな、さっきの取り留めのない、文京区の観光とか都市交流とかということを1個1個積み上げて頑張ってきて、10年後、20年後、文京区の観光って、どうやっていったら盛り上がっていくんだろうかと、漠然とした質問ですけど、何か我々に示唆的なようなこととか、ちょっと長期的な視野で何かお気づきになったこととか、考えているようなことがもしあったら教えてください。

○松平委員長 堀越観光・都市交流担当課長。

○堀越観光・都市交流担当課長 なかなか、海外ですとか、あるいは国内の他の都市から東京に観光に来るときに、文京区を目指して観光に来るという考え方というのはあまりないと思っております。やはり東京23区で新宿区ですとか渋谷区ですとか、あるいは浅草ですとか、こういった繁華街ですとかそういったところもあれば、こういった文京区のように落ち着いた場所、観光する場所もあるというようなところで、そういった魅力が一体的に発信していければいいなというふうに考えておるところでございます。

そういった意味でいきますと、文京区もそうですけれども、他区とも連携して、様々な東京にある魅力を発信する中で、文京区も捉えていきたいというふうに思っているのが1点と。

あとは、この文京区は非常に都心にあって立地がいいというところでございますと、例えば文京区を訪問する海外からのビジネスマンが半日ぐらい時間が少しできたなというところで、では電車に乗って移動して15分ぐらいで来れる、ちょっとした落ち着いた場所、日本庭園を御覧いただくとか、そういった意味で訪問していただいて、そのついでに飲食をしてもらおうとか、そういった意味でのお金を使っていただくですとかね。

そういったところで、この文京区を訪問していただくのも一考かなというふうに思っておりますので、そういった意味でいきますと、先ほど申し上げた他区との連携もありますけれども、23区にある宿泊施設ですとかそういったところも含めて、我々の文京区の魅力をしっかりとPRして、内外の観光客の方々に発信していく、こういったことが必要かなというふうに考えているところでございます。

（「ありがとうございました」と言う人あり）

○松平委員長 それでは、金子委員。

○金子委員 私は、177ページの自衛隊募集事務と181ページのマイナンバーカード関連経費については、意見留保を表明いたします。

以上です。

（「関連」と言う人あり）

○松平委員長 田中委員。

○田中（としかね）委員 自衛隊法に基づいて行っている事業がなぜ駄目だというのかね。いや、駄目だとは言っていない。これ留保と言ったの。留保だと。留保って何ですかというのをちょっと聞きたいわけですよ。答弁のいかんによっては再質問を留保すると、このパターンありますよね。これ何のいかんによって、この自衛隊の募集を賛成反対を決するのかという

のは聞きたいのと、もうペンディングですよというんだったら、いつまでなんでしょうかと。どのタイミングで判断するのかと。その条件が何なのかを言わなければ、留保といえないのね。そのことをちゃんと理解してほしいんですよ。

これ安保法制の成立するというタイミングで、さんざん戦争法だ、戦争法だとネガティブキャンペーンを張っていたじゃないですか。やれ、徴兵制の復活だとね、やれ、赤紙が来るとね。自衛隊員の募集も、現代の赤紙だと、無茶苦茶なことを言っていたじゃないですか。最近では、言わないなど。で、何かというと、留保。今でも、ではそれそう思っているということなんですかね。大半が自衛隊員の人件費で構成されている防衛費を軍事費だ、軍事費だと言っていますからね。

安保法制で思い出したんですけど、今度映画になりますよね。御存じでしょうかね、クルーズ船でのコロナウイルスの集団感染というやつ。あれ、今となっては、あのタイミングね、世界的に見ても本当パンデミックのごくごく初期的な段階での出来事だったわけですよ。コロナウイルスの対処の仕方もまだ手探りの段階でしたね、本当にあれ。治療法不明の未知のウイルスに日本が直面することになったという、そういう事態だったわけですね。

映画では、DMATにフィーチャーして、医療従事者の物語が描かれるようなんですけども、あのときは本当に手探りで対応を進める中で、厚労省の職員の方も感染してしまうという大変な事態だったわけですよ。そんな中、そんな中ですよ、全員が下船するまで、1人の感染者も出さずに、仕事を完遂したのが自衛隊員の方々なんです。それは、化学兵器による攻撃を想定した訓練を積んでいるからできたことなんですね。

で、自国民の保護が盛り込まれた安保法制の意義をいま一度ちょっとここでお伝えしたいわけなんですけど、考えてみてほしいんですけど、あのクルーズ船、イギリス国籍の船なんですね。運営している会社がアメリカで、船長はイタリア人です。まさしく外国なんですね、あれ。一昔前だったら、外国で自衛隊が活動するなんてあり得ないという、そっちサイドの声がもう吹き上がっていたことなんでしょう。外国船の日本人乗客の保護のために、自衛隊が派遣される。これが当然だ、当たり前じゃんと感じられるようになったのは、安倍内閣で成立した安保法制の議論のおかげなんですね。

今回は、災害派遣という対応だったんですけど、これがもしバイオテロだったらどうするか。バイオテロだけじゃありません、本当に。想定外で済まされないのが、その武力攻撃だってあり得るわけですよ。そういうことなんですね。

で、区民の安心・安全のためのこれ予算でございますので、保留とか留保とか駄目ですよ。

やり過ごすなんて、らしくないですから、軍事費とっているんですから、堂々と反対と言ってくれば、対決できるわけですからね。

以上です。

○松平委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 留保についてでございますが、一般的には、ある状態のものを一定期間そのまま留め置くということかと思えますけれども、議会では、少数意見の留保とかいう形で使われておりました、委員会表決の結果として多数を得られない、取り上げられない場合について、本会議において自ら少数意見として報告する権利を保持しておくという意味で使われてございます。

○松平委員長 それでは最後、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 先ほど来ございました桜の話なんかは、来年度、お試して、どこか1か所でやってみてはどうかなんていうふうに思いながら聞いていました。せっかく皆さんで議論がすごく深まりましたので、これ江戸川橋の件ですよ、今後、どうだったのかといったところは検証していきたいなというふうに思います。で、所管が観光都市担当課だけではなくて、河川を所管しているみどり公園課との連携も深めて、実現の可能性は探っていただきたいと要望させていただきます。

質問に入ります。185ページ、地域活動センター管理運営費のあたりで、自習室についてお伺いします。

千石の大原地域活動センターで予約の入っていない一室を今、自習室として活用していただいておりますが、今後、拡充の方向性はいかがでしょうか。

昨年12月、区民の声で、浪人生の御本人が自習室を開放してほしいという意見がありました。今現在、中高生となっておりますので、広い世代で使える環境が求められているということですよ。予約が入っていない日だけの自習室では、区民の皆様の誰でもいつでも使いたいという要望に応え切れている状況ではないかと思えます。

大塚地域活動センターのような施設の一画を確保できるということが望ましいかなと思えますけれども、なかなか難しいといったところで、区内9つあります地域活動センターの一室ずつ確保していただいて、自習室として常に区民が使えるようにしていただければいかがでしょうか。

先日の25階の区民会議室のアンケートでもあったように、区としてニーズはつかんでいらっしゃるでしょうから、実現に向けての課題をお伺いしたいと思います。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 地域活動センターのほうで、自習室としての活用につきましては、現在4か所行っているところでございますけれども、パターンとしては2パターンございまして、先ほどお話ございましたとおり、オープンスペースを自習室として常態として開放しているもの、またもう一つのパターンとしまして、会議室が予約が入っていない場合に提供するような形、大原のような形で、2パターンございます。

こちらの会議室が空いている場合の利用についての御要望というふうに承りましたけれども、こちら会議室につきましては、ふだんから利用者の方から利用料をもらっていて、予約が入っていない場合に、有効活用の視点から無料で自習室として開放しているのが状況でございますので、会議室をあらかじめ常態として自習室として確保することは、既に会議室を予約されている、予約で使われている方の利用料とのバランスもありますので、なかなかその辺から難しいというふうに認識してございます。

ちなみに、令和7年度は、新たに2か所、地域活動センターで実施する予定でございますけれども、その2か所ともオープンスペースの形で検討は進めているところでございます。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 難しいというのは、その要望があったとしても、例えば条例の改正が必要だから難しいというような話になってくるのでしょうか。あるいは、例えば教育部局のほうで、生涯学習の場所として確保するというような形であれば可能なのか。いろんな可能性を探っていただきたいなというふうに思いますので、それは要望としてお伝えさせていただきます。

最後に、区の考えだけちょっと確認させていただきたいのが、区内に多数ある貸館の運営主体を統合したらどうなのかなというの、素朴な疑問ですよね。例えば、向丘地域活動センター、同じ建物の中にアカデミー向丘が入っています。ここ文京支部がもっと複雑でして、区民会議室、アカデミーの所管に加えて、シルバーセンターや障害者会館がある。もちろんそれぞれの会館の成り立ちについては十分理解しておりますし、また、その目的に沿った優先の理由というのは必要かなというふうに認識しておりますけれども、先ほど議論がありました会議室のルールですとか料金体制を整理することで、区民の利便性向上と、それから運営費の、管理費の適正化が図られるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 榎戸区民課長。

○榎戸区民課長 今、お話がありましたとおり、区のほうである様々な貸館につきましては、

設置に当たりまして、当初から目的や設置の経緯が異なる部分であるため、運用ルール等を統一的に扱うということは、なかなか扱うべきものではないという認識ではおりますけれども、利用者の方の配慮という点では、施設予約ネットを導入して、共通で予約する形で利便性等を図っておりますので、効率的な部分の観点からやれることは既にやっているというのが認識でございます。

（「分かりました」と言う人あり）

○松平委員長 はい、よろしいですか。

以上で、3款区民費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、4款産業経済費の質疑に入ります。

事項別明細書の190ページから199ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、4款を御説明いたします。

190ページをお開きください。

4款産業経済費、1項商工費、1目商工総務費1億8,919万1,000円でございます。

2目商工振興費7億7,091万5,000円、193ページの11番、商店街振興対策の(1)商店街振興対策事業、キャッシュレス決済ポイント還元事業補助による増でございます。

192ページを御覧ください。

3目融資事業費3億8,264万4,000円、1番、中小企業等資金融資あっせんの(1)利子補給、実績見込みによる減でございます。

196ページをお開きください。

4目消費者行政費3,703万円、1番、消費者啓発の199ページの(3)一般消費者啓発、啓発品の作成による減でございます。

198ページを御覧ください。

5目勤労福祉会館管理費8,287万1,000円、1番、管理運営費、機器リースの賃借料による減でございます。

6目臨時特別給付金事業費5億1,188万円、1番、定額減税補足給付金による皆増でございます。

4款の説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます、委員長。

私は、193ページ、11番の商店街振興対策ですね。その中の商店街振興対策事業費——費というか、書いていませんが。

これが、すみません、本当に勉強不足で。恐らく毎年11月と10月、12月ですかね、行われるP a y P a yの還元事業費に当たると思います。事前にちょっとお伺いしたところ、この2億7,345万9,000円のうち、約2億4,000万ほどが来年度の予算として計上されているというふうに聞いておるんですが、それがまず正しいかということと、すみません、ちょっとお調べしておけばよかったのですが、それから、その前と比べて、金額の増減ですね、どのぐらい増やしているとか減らしているとか、そのあたりもまずちょっと教えていただければと思います。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 キャッシュレス決済のポイント還元事業のところでございます、今、委員御指摘のとおり、こちらの商店街振興対策事業費の中にキャッシュレス決済の補助が入っているものでございます。

金額としては、約2億4,000万で計上されているところで、前年度比という形でございますけれども、予算の積算の考え方は、令和6年度の当初予算の考え方から変えているところではございません。しかしながら、キャッシュレス決済の普及によって、利用する方が多く増えたといったところから、金額としては1億6,000万だったものが2億4,000万という形で約8,000万ほど増という形になってございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。非常に好評で、この物価高というのもありますし、様々な、いろんなところからも、今も自転車に乗って遠くから通われる方もいらっしゃる、昨年は東京都の10%還元というのもたしか12月にあって、合計で30%の日があるという大変好評で、あれはちょっと期間が短かったですよね、東京都の場合は1週間もなかったような気がするんですが、文京区では、キャッシュレス決済を促進するとともに、商店街の活性化と区内店舗の販売促進を推し進める企画であるとされています。大変素晴らしいことだし、経済を循環させることだし、お金を使っていくことというのは、僕もすごくいいことだと思うんですが、一方で、一般財源から捻出しているものですから、区民にまず還元できる

仕組みというものがあつたほうがいいのではないかと。

冒頭申し上げたとおり、様々な区からいらっしゃる方が、今、本当に生活苦の中で、そういう努力は幾らでも惜しまないという方もいらっしゃるんですが、特に住民税なんかで成り立って、一般会計から捻出しているものですから、まずは文京区民に還元できる仕組み、それ僕はペーパーとかそういうので出すのは反対なんですが、例えば板橋区で、いたペイとか独自アプリを作っていたりですね。

ただ、それも、あれアプリだけで6ギガバイトってすごく重いもので、落とすだけでも。落とした後も、結構、ちょっと使えなかつたりとかって、そういうのもあつたりするので、システムの問題だと思うんですけど。例えば、それを作るには、確かにお金もかかると思うんですけど、でも、世田谷とか、いたペイというのはやってはいるんですね。確かに、その区の区民以外の方もアプリが落とせちゃうかもしれません。でも、まずは区民に還元するという姿勢が大事なんではないかと私は思うんですが、そのあたりのお考えをちょっとお聞かせください。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 キャッシュレス決済のポイント還元のところですけども、まずは地域通貨のところですね。委員御指摘のとおり、やはり導入に当たっては、導入した自治体から聞くに、最初のコストといいますか、イニシャル部分の導入コストであつたり、運営しているところのコストというのがやはり大きくあるというところで、なかなかその導入部分はいろいろ課題があるのかなというふうに考えております。

ただ一方で、今までのコロナ禍におけるところであつたり、現在も個店、商店のところの活性化という意味では、外からお買物に来ていただける方々を誘引するという意味で、現状のキャッシュレス決済のハードルの低さというか、そういったところが非常にメリットにはなっている一方で、還元したポイントが外に流れていってしまうということもやはり重たく受け止めてはございます。

なので、今まさに区商連とこれから協議していくという形ではございますけれども、次年度のキャッシュレス決済をやるに当たっては、どういうスキームがあるのかというのを区商連と共に考えていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。今、経済課長もおっしゃったように、やっぱり区内で還元できる経済的な金額が他区に流出していくというのは、経済課長もあまりいいとは

思っていらっしゃらないはずだと僕も推察します。

確かにアプリの開発費というのがかかりますし、いたぺいなんかはチャージがセブンイレブンでしかできないんですよね、現金で。いわゆるアプリでチャージができない、Pay Payみたいな。だから、なかなか、そういう使い勝手というの悪い部分もあるかもしれないんですが、やっぱりいろいろな技術を駆使して、それこそスタートアップ企業なんかに取り入れていけば、できないことはないですし、もともとパンデミックからの影響を受けた区内事業者を支援するという意味であったとはいつつ、私、使っちゃったんですけど、大手のチェーンストアのスーパーでも使えていたり、何かあまり、区内事業者だけじゃなくというところもあったんですが。

やはり、繰り返しますが、例えばマイナンバーとか、先ほど普及率、交付率が87.7%って区民課長がおっしゃっていました。そういうのを今後は使いながら、やっぱり区民に限定したまずは還元をして、期間も、例えば10%を長くやって、お買物するたびに消費税分がかかりませんよみたいな形の企画のほうが、より区民に還元できているという形にもなっていくと思うんですよ。

決して、今のやり方が駄目とは言いません。確かに経済課長がおっしゃるとおり、区民の還元というよりは、地域の振興というか、商店街の応援、頑張れキャンペーンという形があるというのは、私も重々承知しておりますけれども、やはり冒頭申し上げたとおり、まずは区民の方にしっかりその2億4,000万というのを、還元をして、使っていただいて、先ほど申し上げられたとおり、区内で使ったポイントをまた区内でラーメンとか食べてもらうとか、そういうのが一番望ましいと思うんですよ。

そのあたりの使い方というのは、個人それぞれだと思いますが、そういった姿勢をまずつくっていくというのが大切だと思いますので、区商連のお話もいただきましたけれども、今後、金額もさらに増額をしていただいてありがとうございます。それで、今後とも、増額もそうなんです、来年も再来年もまず続けていく、予算を続けていただきたいというのをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 現状の事業スキーム、まさに気軽に利用できることであつたりとか、区外の方が利用できるというメリットもある一方で、やっぱりキャンペーン期間、委員の御指摘のとおり短いというか、やはり利用されることが多い分、短くなっていくところだったりとか、区外に流出するポイントがあるというデメリットもあると認識してございます。

区の中だけでしか利用できないような、デジタル商品券のような取組を他の自治体でも導入しているという例は伺っておりますので、適切な事業スキーム、各自治体の導入の例とか、そういったものも研究しながら、区商連と共に協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 では、板倉委員。

○板倉委員 1つは、191ページあたりになるのかなと思うんですけども、3月19日に中小企業向け支援制度説明会というのがあるということで、チラシがあるんですが、これを見ましたら、1週間くらい前だったかなと思うんですけども、定員に達したため受付は終了しましたというアナウンスがあったわけで、この支援制度の説明会については、国や都や区などの各種補助金や助成金動向が把握できるチャンスですというふうに、このように区がうたっているわけで、会場が区民センターの3Aということですから、ここについては、定員100人ということで、その定員がオーバーしちゃったということなんですけれども、皆さん今、大変厳しい中で、こうした補助金や助成金が受けられるような、そういうことができれば、皆さんの経営に非常に役立つわけですから、定員に達したからということではなくて、やはり希望した方、3Aですからね、100人以上は入れると思いますので、そこのところは、ぜひもう少し人数も増やしていただいていたいいのではないかなというふうに思いますので、これはそういう対応ができるかどうか、教えてください。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 委員御指摘のとおり、まさにその説明会なんですけれども、定員100名を超える応募があったということで、ちょっと担当に確認したら、本当に昨年度その前とかは、それを越えることはなかったんですけど、今回その100名を超えるということで、御指摘のとおり、補助金の活用をやはりしたいという中小企業の方々の思いというか、そういったものが高まってきている状況かなというふうに受け止めてございます。

会場なんですけれども、やはり区民センターの3Aで、個別のブースみたいな形で、説明をした後に、やっぱり個々の業態だったりとか、補助金の活用を個々に相談するというのがあって、スペースの関係上、申し訳ございません、その中でという形しかできないので、なかなか定員の増をするのは難しいという状況ではございます。

ただ、そういう状況でもございますので、企業の方々にダイレクトメールで経済課のほうでもアプローチをしているんですけども、4月以降になってしまうとは思いますが、そういった中で、チラシを入れて、ホームページでちゃんと資料は取れますよという御案内であ

たりとか、中小企業支援員さんで各足で稼いで相談に乗るといような取組は、継続して続けてまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 そうした応募というか、外れちゃった方には、ぜひ対応していただきたいと思うんですね。資料があらかじめ出ているんですけども、経産省の資料ですと、非常に膨大な資料だったりして、これを区の皆さんや支援員の方々がきちっと対応できるかどうかというのちょっと心配なところがあるんですけども、ぜひともそこは、こういう状況だということ、丁寧な対応をしていただきというふうに思います。

もう一点は、197ページですね、(3)のところ信用保証料補助ということで、6,170万5,000円ということで、来年度予算に入っているんですが、これはいわゆるゼロゼロ融資でお借りした方々に信用保証料の補助をするということで、これはもう4年度、5年度、6年度で終了しているわけですけども、7年度にこういう形でついているということでは、私もちょっと調べたんですけども、令和4年度のときに2つの貸付がありまして、現下の経済変動に対応するための緊急資金と現下の経済変動に対応する事業多角化・業態転換資金、この2種類があるんですが、4年度のときにこの2種類を受けられた方は、両方合わせて700件ありまして、信用保証料補助は364件でした。ですから、補助を受けてない人は、引けば336件、5年度についても、合わせて579件に対して、補助は241件ですから、338件、半分以上の方が補助を受けてないという計算になるかと思えます。

6年度は、まだ3月終わってないので分かりませんが、ここまでの状況で、どれぐらいの数字になっているのかというのが出るのでしょうか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 6年度のところの現下の経済変動のところの実績としましては、貸付の実績としては107件といったところになってございます。保証料補助のところの件数は、ちょっと今、確認という形にはなりますけれど、ただ、今回の次年度予算ですね、令和7年度の見込みとしては、72件ぐらいの件数が、これから6年度末までこの現下の特別融資を行いますので、駆け込みで件数としてあるのではないかなというふうに考えているところです。

委員御指摘いただいた、過去のところですね、実際、令和6年の8月時点ですけども、現下の経済変動の融資を御利用いただいて、信用保証の補助を請求されてない方々、そういった機関数については、230件ぐらいあるのではないかという形で予算上積算して考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 お借りした金額によって、保証料全額ではないかなとは思うんですね。30万円が上限ですけども、それより少ない方も当然いらっしゃる、なので、きちっと30万円掛ける何人とかという計算にはならないかと思うんですけども、まだまだこの補助金と補助があるということを御存じないというか、そういうことなんではないかなというふうに思うんです。

それで、これは来年度予算がついているということは、遡って請求ができるということによろしいんでしょうか。なので、何件ぐらい予定をして、この金額になっているのか。

それで、まだ補助金を使ってない方には、どのように周知をされていくのか、その辺をお聞かせください。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 信用保証料の補助のところは、先ほど申し上げました令和6年の8月時点で、未申請のところを230件ぐらいで見込んでいるのと、あと、駆け込みのところ70件ぐらいをこの年度末までであるのではないかという形で、300件ぐらいの見込みで、令和7年度の予算としては計上してございます。

まさに周知のところですね、今までも過去に周知はしていたところではあるんですけども、4月以降になります、個別でやはり届出をされてない方々、企業の皆さんにひとまずは分かりやすい周知ですね、やはり補助の内容がしっかり御理解いただけているかどうかといったところを含めて、丁寧にアプローチをしながら、あと、支援員さんで足で稼ぐといったところもございまして、重ねて周知を丁寧に行っていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 多分、受け取っていない方というのは、特定されているかなというふうに思うんです。なので、きちっとお一人お一人というか、一つごとにきちっと周知をしていただきたいと思いますので、そこはぜひともよろしく願いをいたします。

それと、このゼロゼロ融資については終了したわけですけども、引き続き融資を受けたいという、区の様々なメニューがあるわけですけども、それを受けていきたいというときに、利率ですが、今度でいうと、どれがゼロゼロ融資に代われる融資制度かなというふうに見たんですが、どの制度がそれなのか、ちょっと判断しかねるんですけども、ただ、いずれにしても、御自分の負担が、例えば今度の新しいというか、拡充する中で事業承継資金融

資あっせん、これですと本人負担が0.2%ですね。そのほかの、例えば経営環境変化対策資金については、これは利子補給だから、1.5なのかな、不況業種にしても1.5、事業活性化資金、これだと0.2ということになるかなと思うんですけども、これらの融資制度を活用したいというときにも、信用保証料の補助についても、やっぱり考えていただきたいなというふうに思うんですね。

私、いつも新宿区のを見るんですけども、新宿の場合は、このゼロゼロ融資は全額補助していたんですね、信用保証料ね。ほかの融資についても、2分の1補助で、26万円を限度に信用保証料という形で補助をしているんです。なので、ゼロゼロ融資が終わった後も、文京区としても、ほかの借入れを行うときにも、信用保証料の補助というのをやっぱり考えていただきたいなというふうに思うんですけども、私、もう何年も前から要求してきているんですが、その辺の検討はされてきたんでしょうか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 まず、現下のゼロゼロの融資が終了した後の受皿としての融資のところでございますけれども、経営状況が厳しい企業に対しては、まさに経営環境の変化対応の対策資金といったところが、本人負担0.2という形で、融資のメニューとしては一つございます。加えて、緊急事業資金という形で、こちらも認定された特定中小企業になりますけれども、本人負担は0.2という形で、これらのところが一つは経営環境が悪くなったときの融資の受皿にはなるのかなというふうに考えているところでございます。

あと、信用保証料の補助のところでございますけれども、現状はコロナ禍のような状況、それとはまたちょっと一つ違う、融資あっせんの状況も、一つステージが切り替わっているところかなというふうに思っております、現状としては、信用保証料の補助、これで現下以外のところですね、については考えていないという状況でございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ステージが変わったということではあっても、物価高騰は続いていますし、例えば事業を続けていくにしても、設備投資を新たにやろうとしても、もう上がってきているわけですよ、そういうものが。ですから、そういう点では、事業が、皆さんが本当に継続できるような形で、区が支援をしていくということが非常に大事で、やっぱりこの融資のところで、区が支援をしているという、そういうことだと思うんです。

なので、ほかの借入れについても、私もこの間言ってきたのは、要するに借換えとかもしながら、何とか維持していきたいという皆さんもいますから、そういう点では、信用保証料

の補助については、ぜひ検討していただきたいということを改めて要求しておきます。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 1点だけ、すみません、6年度の信用保証料補助の実績なんですけれども、2月10日時点で56件の申請があったといったところでございます。

○松平委員長 よろしいですか。はい。

それでは、品田委員。

○品田委員 先ほどの神田川の桜は、私は、商店街振興の観点で、ちょっと要求したいなと思ってはいたんですけども、あの地域は、地蔵通り商店街、江戸川橋の共栄会、音羽の護国寺商店街とかあって、桜の時期に桜まつりプラス商店街振興のいろいろイベントを重ねることによって、あの地域が活性化するという、ちょっとそっちの角度から桜のお祭りを見ていたので、そういう観点でぜひ、先ほどの議論の続きになりますが、ライトアップも含めてお願いします。

それで、ちょっと大きな話になるんですが、この間——ごめんなさい、193ページの産業経済費の特に商店街振興というか、地域経済を活性化するという大きな目標の中に、これまでチャレンジショップ支援事業とか創業支援とか事業継承とか、一つ一つ細かい事業は、おかげさまで積み上がってはきているんですが、共創フィールドプロジェクトでも、ちょっとニッチな課題解決みたいになっているんですけど、私は、もっと目的を大きく捉えて、文京区の地域産業の課題を解決するために大きなプロジェクトにして、今、東商にもうお任せみたいな感じで、相談も含めてやっているんですが、こういう事業一つ一つを網羅して、地域経済の発展とかまちのにぎわいとか、その課題解決にこういういろんな事業をぶら下げていくというような、もうちょっと戦略的にプロジェクトを進めたほうがいいんじゃないかなというふうに、この予算書とかを思うと、ではここでこれを使ってくださいとかいうことではなくて、で、これからスタートアップ事業とか創業支援もやっていきますし、GROWTH文京飯田橋も見せていただいて、ああいうところでスタートアップ事業とかやっているわけですから、もちろん既存の商店街とか中小企業を進めるのはあれなんですけど、もう少し新たな企業というんですかね、産業を創出するというような、その窓口の一本化も含めて、相談から創業、スタートアップまでできるような、そういう流れを庁内で横断的につくったほうがいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 一つ、委員の御指摘いただいた大きなテーマというか、経済産業施策全体の

お話かなというふうに受け止めております。創業の支援であつたりとか、あと商店街の振興、あとスモールビジネス、スタートアップなんですけれども、私も従事、実際にいく中で、全てが、一つ一つではなくて、つながっているなというのは、まさに経済課の視点から見ても感じるころではあります。

スタートアップの支援をしながらも、当然、スモールビジネスというふうに言われますが、お花屋さんとかパン屋さんとか、そういったところの支援というのも非常に重要でありますし、加えて、地場の産業ですね、医療機器であつたりとか、そういったところはスタートアップとひもづけば、さらなるイノベーションというか、そういったところにつながっていくと。

一つ一つが切り離れているわけではなくて、つながって、経済支援策を考えていかななくてはならないんだというのは、経済課の視点から見てもまさに感じるころではございます。企画課のほうで、B+（ビータス）の取組等を行っており、経済課のほうでも、企画課とは横串を通す形で、コミュニケーションを頻繁に取らせてはいただいております。

今後、どのような展開を描いていくかというところは、また先の話にはなりますけれども、課題意識としては、やはり別々ではなくて、それがつながっているといたところは視点として大切にしていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 品田委員。

○品田委員 ありがとうございます。ずっといろいろな事業を見てきて、何かもうちょっと大枠で捉えて、文京区の産業発展、イノベーションをしていってもらいたいなと思ったので、申し上げました。

GROWTH文京飯田橋のところに行ったときに、住友さんも何かキャリアを、人材を育成して派遣するとかということもあったので、人材を獲得するためにも、そういうキャリアセンター的な要素も加えながら、地域産業を発展させていっていただきたいなと思っています。

もう一つ、今、話題にのっている、同じ193ページのキャッシュレス決済は、大分定着をしてきたので、このまま続けていただきたいという要望です。

それからもう一つ、今回、保健衛生部の健康アプリを新しくやっていただいて、私がかねてから、ウォーキングでポイントをためて、商店街でお買物につなげてほしいとずっと言っていたので、ぜひその健康アプリをですね、何かプレゼントはあるというのは聞いておりますが、商店街のお買物につなげられる、何歩歩いたら何ポイントみたいな、そういうのにぜひつなげていただけるようによろしくお願いします。いかがでしょうか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 健康アプリとの連動といいますか、そういったところでございますけれども、商店街の方々とお話しする中で、特に若手の方々から寄せられる意見の中では、やっぱり文京区って、まち歩きのまちであると。そのまち歩きの中で、回遊性といいますか、人が動くことが商店としても非常に活性化につながりますし、新たな顧客の発掘につながっていくといったところがあります。

なので、このアプリと連携するような形で、まち歩きがより活性化すればというのは、まさに商店街にとっても非常にメリットのあるところで、それで健康意識の向上といいますか、そこにつながるとなれば、両方にとっていいメリットになるのかなというふうには感じております。

やり方のところは、今、東京都のほうでも東京アプリとか、あとは地域通貨のやり方とか、いろいろやり方の検討の方向性はあるかとは思いますが。課題も同時にあるというのは認識はしてございますけれども、商店街振興の視点からも、経済課としても考えながら、保健衛生部との情報収集、連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

○松平委員長 では、松丸委員。

○松丸委員 先ほど高山委員も言うておりましたけど、デジタル商品券ということで、我々会派も以前にも一般質問でもさせていただいて、ぜひ、これは積極的に導入に向けて、一日も早くこの実施に向けて行っていただきたいなというふうに思いますので、まず冒頭、そのことを。

で、私は、193ページの10番の中小企業の企業力向上支援事業ということで、今回、文京区として、重点施策の中の一つであります、事業承継の総合支援事業ということで、849万7,000円の予算を計上して取り組んで、中小企業存続による地域経済の活性化を図るため、事業承継セミナーの開催、設備投資補助の新設、融資あっせんの拡充を実施し、事業承継に結びつけていくということで、今回の総括の中でも、いわゆるこの事業承継ということで、今、事業承継ということが物すごく大きな、中小企業はやっぱり後継者というのが非常に大きな課題で、いろんな意味で取り上げて、一般的にもM&Aなんかも積極的に今、アピールされていますけれども、この総括質問の中でも、いわゆる中小企業の支援員が訪問して、中小企業のうち25社が事業承継のそういった相談を受けていると。現実問題は、もっともっと多いはずなんですよね。なかなか、まだちょっとそれが出てきてはいないかもしれませんけれども。

そういった中で、今回、この事業承継について、いわゆる一つのセミナー開催、それから中小企業診断士の伴走支援と、いわゆる計画書の作成だとかそういったあれをされていくということなんですけれども、どういったセミナーの内容にしていくのか、またどういった講師を呼んで、より事業承継に結びつけていく、そういう充実したセミナーにしていくのかどうか。その辺は、どういうふうに計画されているのかというのをちょっとお聞きしたいんです。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 事業承継の課題なんですけれども、委員が御指摘いただいたとおり、区で中小企業支援員のほうで把握できる範囲というのは、足で稼ぐ範囲になってくるので、実際、もっと多くの企業さんが困っている状態かなというふうには認識しています。

小規模企業白書ですね、2024年度版でも指摘がされていたんですけれども、やっぱり小規模事業者、ほとんどがいわゆる親族内承継という形でやっていて、ただ、その親族内承継の中でも、後継者に引き継ぐ意思がないというようなことがあったりとか、やはりその承継は非常に難しいというふうに受け止めています。そこでの問題が、やはり事業譲渡の知識であったりとか、あとは資産関係の引継ぎですね、そういったところがかかり難しいというようなお話を伺っています。これはやはり単独で、特に小規模の企業者ではなかなか単独でやっていくというのは難しいと。

実際、セミナーのその内容であったりというのは、まさにそういったところに当てていくような講座のイメージを考えております。講師のところなんですけれども、事業承継、実際、企業さんのお声を聞いていくと、各業態、業種によって様々ですし、会社の内容というか、内情によってやっぱり変わってくるというのがあるので、セミナー自体は、広く100人ぐらいにばっとやりますという講座ではなくて、15名ぐらいの定員という形で、まさに小規模ではあるんですが、一方で、個別の相談という形で、講師も3人ぐらい用意するような形で、セミナーをやった後のところ、個別の相談がむしろ肝になってくるというような考え方で、講座のカリキュラムを考えてございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 まさに先ほど言いましたように、伴走型じゃないんですけれども、そういった何か大きなイベントを打って、セミナーを打って終わりというんじゃないで、むしろしっかりと伴走型でやっていきますよと。そういう形でのつなげていくということ、よく分かるんですけれども、一方では、今回、文京区も、創業支援ということでもいろいろと取り組んでい

るんですよ。先ほど品田委員も言っていたように、創業支援も事業承継も一体的に考えていくということは非常に大事な部分だと思うんですよ。

特に、これ代表的な例で、愛知県の豊橋市、豊橋市というのは、中小企業支援ということは非常に積極的に取り組んでおりまして、これ先日の日経新聞でも取り上げていましたけれども、豊橋市の市役所の中に産業部商工振興課という中で、いわゆる事業承継というものを専門に取り組みながら、いわゆる若手起業家と第三者承継を望む中小企業をマッチングする。そういったスキームをやって、具体的に言うと、創業と事業承継プラットフォームが連携して、事業承継をさらに強力に後押ししていくというような、まさに創業支援は創業支援、事業承継は事業承継という、いわゆる独立したあれじゃなくて、そこをもっと一步踏み込んで一体的に、要するにこのプラットフォームとして、いわゆるうちでいう経済課が中心となって、そういうマッチングのあれをやっている。非常に特徴的な、豊橋というのは、愛知県は大手のトヨタとかいろんなところがあって、結構、中小企業の事業だとかというのは、かなり積極的に豊橋は取り組んでいるんですけども。

僕も今回、せっかく創業支援とかいろんなものをやっているのであれば、もう少しこれが全体的にマッチングできるような、そういった経済政策というのを、やっぱり経済課がコントロールしてやっていく段階ではないかなと。以前、我々会派としても、やっぱり中小企業の最大の課題というのは、販路拡充なんだと。なかなか得意先というか、大企業はあるけど、そういうのは強いんだけど、中小企業はどうしても販路拡充というのは弱いという部分で、今、現実に中小企業の大きな課題というのは、いわゆる価格転嫁であったり、この事業承継であったり、結構様々な要素があると思うんだけど、その辺をもう少し踏み込んで、こういう一つの豊橋の例を参考にしながら、マッチングをしっかりとって支援していくということは大事じゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどういうふうにお考え……。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今、いただきました豊橋の事例など、先ほども御答弁申し上げたとおり、それぞれが個別ではなくて、まさにミックスさせてというか、一体として考えるのが正しい考え方かなというふうにも認識しておりまして、創業と継承、まさにマッチングしていけばベターなものというか、双方にとって解決に足り得るものというふうに理解しております。

来年度の重点施策という意味では、事業承継自体に区としても本格的に取り組んで、重点というのが最初の一步というところではあるので、これからという形ではございますけれども、まさに今、御指摘いただいたような、これから創業と承継をミックスしていくような考

え方というのは、一つの考え方として大きな解決策につながる糸口になるのではないかなというふうに認識しておりますので、今後の事業承継の事業を進めていく中で、新たな展開、そういったところの一つの参考として、引き続き豊橋の事例なんかも研究していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 ぜひ、せっかく今まで積み上げてきた、文京区としての経済課として取り組んできた事業があるので、それを何とか、一つは大きく実を結ぶ意味でも、しっかりと取り組んでいていただきたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○松平委員長 それでは、山本委員。

○山本委員 193ページの商店街事業補助というところで、この事業の、商店街の事業補助ということで、区に限らず、都や国や、そしてまた様々なところからの応援をもらって、より商店街の事業を活性化させようということで、詳細は存じております。

毎年、年に1度、商店街の皆様を一堂に会して、年間計画というか、新年度の事業補助の内容についての説明会が開催をされております。担当の若い職員の方たちが本当によく分かっているなというぐらい、詳細にわたって、各部局ごとにしっかりと御説明をいただいております。非常に頼もしいなと、文京区の経済課、頼もしいなということをいつも思わせていただいております。

結構ページ数、かなりのボリュームがあるものですから、2時間の説明会ということで開催をしているんですけども、来ている商店街の各役員の皆さん、恐らく一度だけの説明だと、なかなか詳細についても理解しづらいところもあると思いますし、また、各商店街さんがどういった事業を今度やっていこうかという、その中身、内容についても、事業の補助の対象が変わってきたりですとか、本当に細かい内容のものが多くなっておりまして、そういったものをやはり全商店街の皆さんにきっちりと、しっかりと理解をしてもらうためには、今後どのような対応、対策があるかなというところで、ちょっと考えているんですけども、回数を多くやればいいのかないかなということでもないと思いますし、また、説明の仕方も、恐らく今、50位ですかね、商店街あると思うんですけども、全商店街に行き届くように、そういった説明書類の配布等もやっているというふうに思っておりますけれども、個別の対応をやったり引き続きしっかりとやっていただきたいと思っているんですけども、私は、その事業計画の説明会というのは、本当に重たい位置付けのものだと思っていますので、その辺の

今後の事業説明会についての、ブラッシュアップというか、フォローの仕方ですとか、取組方、開催のやり方ですとか、土日、平日時間帯も含めて、そういったところを今後どのように検討されていったりするのか、その辺の事業説明会についての在り方について、どのような認識をお持ちかというところだけちょっとお聞き……。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 ありがとうございます。経済課の職員がまさに現場の最前線という形で、商店街の方々に寄り添う形で、様々な補助メニューの御紹介をさせていただいてというのは引き続きやっているところです。

先ほどの中小企業の説明会の話と若干ダブるところもありますけれども、やはり回数を多くすれば、それでというわけでもないというのは、委員御指摘のとおりで、むしろしっかりと商店街側のニーズを酌み取って、一つ一つの商店街にしっかりと、欲しいものについて、この補助金が使えますという御提案をしていく形、まずそれが取れることが非常に重要かなと思っております。

実際のその説明会のやり方というのは、どのように商店街に届けていくのかといったところは、やはり引き続き検討していかなければならない、情報をできるだけしっかりと届けなくてはいけないというのは取り組みつつも、やはりソコヂカラのホームページを活用したりとか、様々な周知媒体で広くやっていくことと、繰り返しにはなりましたが、個々の商店街のニーズ、それをできるだけ酌み取り、ちゃんとニーズに合わせた提案をしていく、それに努めていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ほかの区では、どういった開催の仕方をやっているか分かりませんが、いわゆる課長がおっしゃる一人一人にしっかりと寄り添って相談に乗っていくということが、非常に大切だなというふうに思っております。

商店街の皆様、こちら役所に近ければ、割といいんですけども、遠い商店街さん、なかなかこちらに足を運ぶこともできないような商店街さん、ぜひ、電話での対応でもしっかりとやっていただいて、場合によっては、ちょっとこっちから商店街さんのほうに出向いたり、また聞き取りとかじゃないですけども、現場の様子を定期的に現地でちょっとヒアリングをするなど、そういったところも一つの寄り添う形でのものになってくると思うんですけど、その辺の、何かこちらから商店街さんのほうに行ったりとか、お話を聞きに行こうという、そういったことはやられていますでしょうか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 個々の商店街に1個1個回っていくというのは、なかなか経済課の人員体制的にも少し難しいといったところがあります。ただ、商店街のエリアプロデュース事業など、エリア地区、限定する形にはなってますけれども、そういったところに受託事業者と共に商店街を盛り上げる取組という形で、職員も共に入って、その商店街の方々のニーズであったりとか、どういった支援をすることが重要なのかというのは、1件1件対応しているような状況ではございますので、引き続きそういった——経済課の職員、外に出て情報を集めてといったところは非常に重要なテーマというふうに考えてございますので、引き続きそういった取組は続けていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 よろしく願いをいたします。

もう今、結構、ITというか、ネットですとかそういうのが、商店街の御高齢の方でもかなり上手に使えておられる方もおりますが、反面、非常に内容が重過ぎるがために、そこに参加した商店街の代表の方が持ち帰って、しっかりと各役員さんにお伝えができかねているようなところもあると聞いておりますので、ぜひフォローしていただきたいというふうに思っております。

あと、今、このやり取りしていて、商店街アンバサダーでしたっけ、その状況は今、どうなっていますか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 令和6年度の新規で、文京アンバサダー、ぶんばさだあという形で、文京区の魅力をソコヂカラの中で伝える、発信するという事業をやっております。登録人数が2月末時点で104名いらっしゃいまして、投稿の数としては、3月末までで、7月からのスタートだったので、全部で72回を予定しているところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 今、72回を予定しているというのは、講習会とかということですか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 すみません、ぶんばさだあが、まさに文京区の魅力ある店舗とかそういったものを投稿する形で、週に2回なんですけれども、インスタグラム等で発信をしております、その回数が3月末までで72回という形でございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 当初予定していた数よりも、どうなんでしょうかね、多くなっているんだというふうに思いますけれども、自分たち商店街の人間が発信するよりは、他者、お客さん、ほかの人、役所じゃなくて、第三者の人がインスタ等SNSで発信してくれるほうが、実は購買力が上がると、あるSNS関係の業者さんから聞いたこともあるんですけども、その辺の今後のぶんばさだあさんの拡充の仕方とか、皆様が描いている今後はどのようなものになるんでしょうか。それを……。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 ぶんばさだあ状況ですけども、当初50人ぐらいが集まればというような形で考えていたところ、今年度102名という形で、多くの方がやはり参加いただけだったので、その点は非常によかったかなというふうに認識しているというのが現状でございます。

一方で、ぶんばさだあの登録者数、これを今後どう増やしていくかということであったりとか、あとは、インスタグラムのフォロワーですよ、それをどうやって増やしていくのかといったところは、やはり課題として受け止めておりますので、情報の発信の仕方、効果的な情報発信の仕方というのは、区商連と共に、店舗の魅力がダイレクトに区民の方々に伝わるように、そういった工夫というのは、今後も継続して研究していかなければならないかなというふうに考えているところでございます。

○松平委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ、ぶんばさだあさんと各商店街が非常に連携密になって、商売の繁盛というか、つながればというふうに思っております。

最後というか、もう一点、199ページ、私はこの右側しか見てなかったもので、先ほど説明を聞いて、勤労福祉会館管理費ということで、管理運営費というところで、地域ネタでもございますので、一言だけということで。

勤労福祉会館の体育館がいよいよ改修をされると。構造的にもかなり冷暖房の設備をつけるのが難しいということで、ずっともう何年も、私も皆様とやり取りをしながら認識をしていたら、ようやくここにきて、目下の夏の非常に猛暑の状況を鑑みて、やるということなので、ぜひお願いをしたいと思います。大体予定としては、工事はいつ頃始まって、いつ頃終わると、そこだけ教えてもらえますか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 一応、詳細の日程は今後といったところではございますが、今、想定しているのは、7月ぐらいから体育館の中の工事というか、そういったところに入り、8月からの

運用開始という形で考えてるところでございます。

○松平委員長 それでは、豪一委員。

○豪一委員 193ページ、8番から10番のところ辺ですね。山田委員の総括質問でも、雇用の7割を占める中小企業支援をどう強化するのか、本年度に力を入れていく取組を伺うということがありまして、答弁もいただいておりますが、ちょっと気になったのは、私、先日、本郷法人会の研修で、チャットGPTのお偉い方が来て、AIの必要性について、1時間半のセミナーを受けた。物すごい勉強になったんです。ただ、本郷法人会、問題なのは、その後、チャットGPTをどうやって使うという——チャットGPTじゃない、間違えた。これはほかの会社で宣伝しているけど、コパイロットだった、ごめんなさい。コパイロットのどうやって使うかというほうの実務的な研修をまだやってないんですね。ふだんそれほど集まりのよくない本郷法人会の研修に、物すごい、ふだん来ないような会員も来たんですよ。

今回の重点もそうですし、答弁いただいた内容というのは当然必要ですし、商工会議所と一緒に、あと金融機関も一緒に交流するだとか、物すごいそういうの必要なんだけど、実際に経営している人間だと、やっぱり大手にいると会社で研修をやって、要はAI系の研修したり、実務で覚えたりすると思うんだけど、実際、中小・零細というのは、そういうところ、かゆいところに届かないんですよ。その辺を、今年予算はちょっと入っていないのかもしれないけど、もしチャンスがあったら、広報してそういうことを取り入れていただきたいというふうに考えています。令和7年度無理だったら、8年度でもいいんですけど、途中でチャンスがあって、そういう予算が組めれば、やっていただければ、まさに文京区の中小企業、商店街もそうだけど、そういうことをやりたいけどやれなくて、日頃の実務に終わっているという方がたくさんいると思うんですよ。いかがでしょうか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 いわゆるAIであったりとか業務の生産性を向上していくといったところでは、区では持続可能性の補助金というのがございまして、そこで生産性が上がる設備投資ですね、設備を導入する際にそれに対して補助を行うというのを実施してございます。

ただ、委員御指摘のとおり、中小の中では、そういった先端設備の導入をするに当たっても、計画的に導入するのがやはりなかなかできないといいますか、計画的な管理というのが非常に難しいというお声もいただいております。中小企業審査のほうで今、回っていただく中で、まさにそういったアドバイスをしながら、寄り添う形で、一緒に計画を考えるといいですか、アドバイスをしていくといったところはしてございますので、そういった支援、引

き続き区の補助金を活用していただくような案内というのは丁寧にやっていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 持続可能、たしか助成じゃなくて、あれって借入れじゃなかったでしたっけ。設備の補助、あ、そうでしたっけ。分かりました。

御答弁ありがとうございます。そういうのを活用して、自ら自分で必要なAIとか設備を整えたり研修を受けたりするという、能動的な取組もいいんだけど、こういうことを区でやりますから皆さんどうですかみたいな旗揚げをしても、反応はいいし、それこそふだん顔が見えない方たちが、行政と顔を合わせたり、異業種で触れ合う機会になるかもしれないので、少し検討していただければと思います。

それと、199ページ、今、山本委員が指摘した勤福のエアコンに関しては、自民党の市村議員から、口すっぱく毎年言っているけど、今年も豪ちゃん言ってねと言われていまして、ぜひ早め早めに、7月工事で、8月に間に合うようにというのを聞きましたから、一日も早くつけていただけるように、よろしく願いいたします。

以上です。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 勤労福祉会館のエアコンのところですね、様々な会派の皆様から御要望いただいて、スケジュールも、一応、今、予定としては、7月の工事、8月の導入といったところを考えるとございますが、少しでも早く入れるような形の努力というのは引き続きしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 では、たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 193ページ、キャッシュレスポイント還元事業については、独自通貨のような形ではなく、北区で今行われているような既存のデジタル商品券サービスが効率的だろうと意見はさせていただきます。

質問は、学用品無償化に関連して、実施の時期についてでございます。

本来、義務教育の係る費用は全て無償であるべきということで、教育長にはぜひ御尽力をいただきたいところではございますが、来年度すぐにはできる対策として、3月に新生活応援ポイントキャンペーンとして実施していただければ、標準服等の学用品購入の負担軽減となると思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 キャッシュレス決済のこの事業は、区商連を通じてという事業なので、なかなかすぐにといったところは難しいところがございます。予算の関係もあるので、御要望としてはあるかとは認識しておりますけれども、なかなか現状としては難しいかなというふうを考えてございます。

○松平委員長 たかはま副委員長。

○たかはま副委員長 2.4億の事業ですから、決定権のある方と議論をしたいなど、意見は付させていただきます。

以上です。

○松平委員長 ほかは、よろしいでしょうかね。はい。

では、以上で、4款産業経済費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、5款民生費の1項社会福祉費から3項心身障害者福祉費の質疑に入ります。

事項別明細書の200ページから219ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

○進財政課長 それでは、5款1項から3項までを御説明いたします。

200ページを御覧ください。

5款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費52億8,507万7,000円、3番、国民健康保険特別会計繰出金の(6)その他繰出金の減でございます。

2目青少年事業費2億878万7,000円、5番、新たな青少年プラザ施設整備費、埋蔵文化財調査等による増でございます。

3目介護保険費38億1,801万2,000円、203ページの2番、重層的支援体制整備事業、介護保険特別会計からの移行による増でございます。

202ページを御覧ください。

4目福祉事業費8億5,446万8,000円、1番、民生委員・児童委員関係経費の(3)民生委員・児童委員一斉改選経費、3年ごとの一斉改選の皆増による増でございます。

206ページを御覧ください。

2項老人福祉費、1目老人福祉事業費52億6,949万2,000円、211ページの31番、最高裁判所本駒込宿舍跡地高齢者施設等準備経費、公有財産購入の皆増による増でございます。

210ページを御覧ください。

2目老人福祉給付費2億7,488万6,000円、4番高齢者日常生活支援用具の給付等、補聴器購入費用助成の引上げによる増でございます。

212ページを御覧ください。

3 項心身障害者福祉費、1 目心身障害者福祉事業費14億9,787万3,000円、215ページの39番、重層的支援体制整備事業の組替えによる増でございます。

214ページを御覧ください。

2 目心身障害者福祉給付費41億5,141万3,000円、217ページの3番、障害者総合支援事業費の(3)障害福祉サービス費、実績見込みによる増でございます。

216ページを御覧ください。

3 目心身障害者福祉施設費5億9,250万8,000円、放課後等デイサービス事業所等準備経費の皆減による減でございます。

5 款1 項から3 項までの説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、石沢委員。

○石沢委員 私からは、211ページの第2 項の31番、最高裁判所本駒込宿舎跡地高齢者施設等準備経費ということで、今回計上されておりまして、これに関してちょっと御質問させていただきたいというふうに思います。

これは、私もかねてから、ぜひ区として、この土地を購入して活用をということで求めてきたこともあって、来年度予算によいよ今回計上ということで充てられているものですが、費用としては、今回この購入経費というのは全てこれで盛り込まれているのかということとか、あとそれから、今回この施設では、ほかの委員会でも高齢者関連の施設だとか、あとそれから児童福祉の施設なんかも入れていくというようなことで御報告がありました。

それで、今回は所管の課長さんも来られているのでちょっとお聞きしたいんですけども、昭和小学校の併設施設である高齢者在宅サービスセンターですかね、ここについては、やっぱり教室不足対策ということで、私たちは、移転をして、本駒込の二丁目のここに移したらどうですかというような御提案もさせていただきました。それを通じて、昭和小学校の教室不足対策をやってほしいということもこの間求めてまいりましたけれども、今回こうやって予算に計上されてきて、そのあたりの見通しとか方向性とか、その点、今、どのような状況になっているのかということを確認させていただきたいというふうに思います。

○松平委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 ただいま御質問いただきました昭和小学併設の高齢者施設につきまして

は、学校のほうで、様々、教室不足等の課題があるというところは、福祉部のほうでも認識しているところでございます。

一方で、高齢者は今後伸びていくという中で、高齢者施設の整備というところも重要な課題だと思っております。今回の議題の国有地につきましては、今、高齢者施設等々で必要というところで、国のほうにその方向でというところで購入の申請をしているところですが、昭和小のほうの高齢者施設につきましても、現在、昭和高齢者在宅サービスセンターになりますが、高い利用率もいただいております、一定、利用者の方に通いやすい中で、いろんな形で使っていただいているというところもありますし、あと、学校と併設という中では、子どもたちとの交流ですとか、そういうところもやっていただいているというところも施設のほうからも聞いていますので、そういったところを活用しながら、そちらはしっかりと運営していくという中で、学校のほうの課題については、ほかの土地も含めて、いろんなところで検討しているというところも聞いていますので、そういったところも併せて総合的に今後考えて進めていければと思っております。

○松平委員長 石沢委員。

○石沢委員 ありがとうございます。今、昭和小学校の併設の在宅サービスセンターについては、稼働率が高いということで御答弁がありました。確かに、私の実は知り合いのお母さんがやっぱり使われていたということも聞いておりました、地域にとってはなくてはならない、そういう高齢者在宅サービスセンターなんだろうというふうに思います。様々、やっぱりいろいろ、今、検討されていることだというふうに思います。ぜひ、この昭和小学校の教室不足というのは、かなり喫緊の課題というふうにもなっていると思いますので、これは別に介護保険課さんだけではありません。ぜひ、全庁的に検討していただいて、私たちはそういう昭和小の併設施設については、こういったところに移転してはどうかという提案はさせていただいておりますけれども、ぜひそういったことも含めて、様々な検討をしていただいて、ぜひいい方向に進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○松平委員長 それでは、岡崎委員。

○岡崎委員 207ページの7番のフレイル予防普及啓発事業ということで、会派としても、長年推進してきましたけれども、いわゆる健康と要介護の間の方で、要介護にならないようにというような介護予防の一つだと思いますけれども、今、フレイルチェックとか、いわゆるコロナ前は結構活発にやっていたんですけど、フレイルサポーターの養成とか、今現状はそ

の辺はどうなのでしょう。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 コロナの時期には一旦縮小したんですけれども、今、フレイル予防チェック、フレイルサポーター養成ともに、コロナ前に戻りつつあります。実際やり方につきましては、回数を減じているところはあるんですけれども、実際参加しやすい形でフレイルフェスタという形ではやっていますので、いろんな予約をしなくても参加できるような形も模索しているところです。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。参加しやすい、いろんなあれを使って、現場に行かなくてもできるというようなことも含めてやっていただいたと思うんですけれども、先日、シビックの1階で介護予防展をやっておりまして、ちょっとお邪魔してきましたけれども、本当に多くの方が来場されていて、介護予防体操とか、このフレイルチェックとかというような形で、やはり文京区の皆さんの介護予防の意識というか、健康に対する意識というのも強いと思いますし、しっかり今後も取り組んでいただけたらと思うんですけれども、今後のいわゆる取組方というか、方向性というか、その辺はどのようにお考えなのでしょう。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 先日の介護予防展は、たまたまほかの催事もあったこともあると思うんですが、非常に参加率がよくて、いろいろお楽しみいただけただようございました。

フレイルチェックのほうも、いろいろ、通りがかりの方が参加されたりとか、確かに現場にちょっと来ていただかないとなかなかチェックはできないんですけれども、今後、今までフレイルチェックされた方が、社会参加と運動と栄養がフレイル予防の3本柱なんですけど、運動と栄養については、各自で取り組みやすいども、社会参加について考える機会ですとか、そういった講座についても設けていくような方向性で今、動いております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 そうなんですよね。社会参加って、なかなかそのきっかけがないというか、なかなかその辺が難しい部分があるんだろうなというふうには想像できますけれども、健康寿命の延伸も含めて、やはり大事な部分だと思いますので、今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それと、213ページの18、19、20の医療的ケア児関係なんですけれども、在宅レスパイトを含めまして。在宅レスパイト事業は、今年度より331万円増額ということで、4月から元

町ウェルネスパークに支援ルームもできるということで、本当にありがとうございます。ここ数年、このレスパイト事業も、利用者も増えて、利用時間も増えているというようにお話だったと思うんですけど、その辺の現状をお伺いいたします。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 医療的ケア児在宅レスパイト事業の実績でございますが、令和4年度、こちら利用上限時間が1人当たり年間96時間だったんですが、こちらについては、登録者が17人で、利用回数は81回という形になっております。

令和5年度につきましては、1人当たりの利用上限時間が144時間に増えたということもありまして、登録が25人、利用の回数が199回となっております。

今年度につきましては、1月31日の時点にはなるんですけども、同様に144時間、お1人当たり上限で、登録は29人、利用のほうは272回という形になっております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。年々、利用者も利用回数も増えてきて、本当になかなか、それまで光というか、支援がなかった方が、こういった形で支援を受けられる。また、区としても支援していくということは、とても大事な部分だと思いますし、東京都がやはりかなり力を入れていただいている、今後、来年度予算も結構増えていくというお話なんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 こちらの事業のほうは、東京都のほうから2分の1の補助を得まして、実施をしている事業になります。今、委員のほうからお話がありましたように、来年度につきましては、東京都も時間数のほうを大幅に拡充する方向で検討しているというふうにお聞きをしているところになります。実際には、東京都においても、予算のほうは議決配当されてからの動きになろうかと思いますが、東京都の動きのほうは、しっかり区としても見据えながら対応していきたいというふう考えております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ぜひ、東京都のほうでも予算がさらについたときは、速やかに対応していただければと思います。

最後に、この支援連絡会という、医療的ケア児の保護者の方の御意見をしっかり聞くということも非常に大事だと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 医療的ケア児支援連絡会につきましては、現在、区の委員と、あるいは医療的経営の支援に従事している事業者の委員、学識経験者等で構成されている形になっております。

現時点では、まだ当事者の方は委員には入ってはいないんですけども、今後、こういった形で当事者の方の御意見を伺っていくのかというところは検討してまいりたいと考えております。

○松平委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。今後、しっかり検討していただいて、やはり保護者の方の御苦労とかも相当あると思いますし、その辺、しっかり寄り添って対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○松平委員長 それでは、浅田委員。

○浅田委員 私、厚生委員会なんですけど、ぜひ、皆さんおそろいのところで聞いていただきたいということでの質問になります。

いわゆる障害者福祉全般に関する、213ページあたりからなんですけれども、障害者差別解消法の理解についてという質問です。これは、合理的配慮の提供を義務化ということで、法律が制定されているわけなんですけれども、そこで、主要なキーワードでいえば、障害者の差別禁止であるとか、勤労、就学、参加を平等に確保するとか、相談体制の整備等々が言われています。

それで、ぜひお願いしたいのは、この差別解消法を受けて、障害者のリテラシー教育も当たり前としての教育を全庁的にお願いをしたいということなんです。そこでの意見、要望であるとか苦情であるとか、そういうものを受けるシステムですよね、文京区というシステム、これを確立できないかなというのが質問の趣旨です。

それで、どうしてこういうことを言うかということ、それぞれ努力は、私はされていると思うんです。ただ、例えば学校教育なら学校教育で教育委員会が対応する、子育て支援だったら子育ての課がやる、このシビックの利用であったら施設管理が対応するというように、それぞれの対応になっているように思います。だから、文京区全体として、本当に障害者差別解消法の趣旨、精神にのっとった、職員の勉強会であるとか、文京区としてはこういう対応をしようというような、そういう制度をつくっていただけないかということなんです。

で、その次に、その制度に基づいて、区民の方からの要望をどう吸い上げていくのかとい

うことですよ。そういうシステムをつくるということ。それから、それに併せて窓口も必要になってくるんじゃないかというふうに思っているわけなんです。

何でこういうことを言うかという、もちろん障害者の方から、それぞれの部署で対応いただいでいて、一体どこに行ったらいいのというのがやっぱりありまして、統一した対応というのは必要じゃないかなというふうに思うんですよ。ちょっと時間がなくて、抽象的な質問になりますけど、御答弁をお願いします。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今、浅田委員のほうからお話がありましたとおり、障害を理由とする差別に関する御相談、あるいはその合理的な配慮に関する御相談というのは、区においては、それぞれの事業を所管する部署のほうで一義的には御相談を受けるという形になっております。

また、身体障害者の方、知的障害者の方は障害福祉課、精神障害者の方、発達障害の方、難病の方は予防対策課のほうで相談窓口ということで、全体的なところは設けているところになります。

実際、各所管のほうでいろんな御相談を受けた際には、障害福祉課のほうでそれを一元的に集約するというような形で、ルールづくりをしているものですので、そういったいろんな区民の方からの御相談というのは、障害福祉課のほうで集約をして、差別解消の地域協議会というような会議体のほうを障害福祉課のほうで持っておりますので、そういったところで共有をした上で、実際どのような対応が望ましかったのかとか、そういったことについて、現状共有しているところでございます。

○松平委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひお願いしたいのは、今、重層的支援ということを言われますよね、重層的支援というのは、やっぱり共通、同じ区民の方であっても、課をまたがって対応いただくということもあろうかと思うんですよ。そのときに、やっぱり共通の認識に立っていないと、それぞれ対応が異なるんじゃないかなというのを感じました。

例えばということで、文京区の施設を、あれは視覚障害の方かな、利用して、ちょっと体験コーナーの活動をやってみようということになりました。そうすると、施設管理の方からすると、もうとにかく安全を確保してほしいから、ちょっと待ってくださいという話にやっぱりなるわけじゃないですか。だけど、きちっと、今回の場合だと、障害福祉の課長が対応していただいたりということもありますけれども、共通の認識に立って、どうその方の安全

を確保しつつ、活動を保障していくかというのが、私は合理的配慮の基本的な考え方だろうというふうに思うんですね。そのことをぜひ文京区として、さらにやっていただきたいという事です。

それと、ちょっと時間がないので、もう一点だけ、高齢者住宅の関係になります。

これはもう、一点お願いだけですけれども、確かに文京区として御努力はいただいています、独身で高齢者の方が、自分の家、マンションなり家なり持ってない場合、アパート住まい、マンションにお住まいの方が、新たに文京区で部屋を借りる、65歳とか、私の知っている方だったら今回70歳の方が、家を建て替えるというんだけれども、不動産屋さんを随分回っても、やっぱりないですよ。ないというのは、ないんです。探したら、山手線越えていけば、まあ、ないことはないんですけれども、現状としてはそういう課題がやっぱりあるわけなんです。

これについては、もちろん御努力はいただいているんですけど、やっぱりもう一工夫した、高齢者の方の住宅確保ということについては、ぜひ御検討をお願いしたいという事です。あれば、なければ終わります。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 高齢者の住宅施策につきましては、文京区の場合、すまいるプロジェクトを活用した対応をしておりますので、今後もそういったところの充実には努めていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 浅田委員、よろしいですか。

○浅田委員 はい。

○松平委員長 それでは、山田委員。

○山田委員 私からは、219ページの心身障害者福祉施設費というところの事業運営費というところで、お聞きしたいと思います。

ここで、事業運営費の約2億2,000万ということで増額になっておりますが、小石川福祉作業所の生活介護の時間が6時半まで延長されたことによる、介護人材、そしてまた職員さん、そしてそのまた送迎が一つ増えたことによる人件費の増というふうに聞いております。ちょっとここで心配したのは、こういった職員さんや介護人材さんが今——職員さんはあれだけ、不足すると言われていたときに、ここでまた人手というものが必要になってくるわけなんです、その人手については大丈夫なのか。それとあと、またどのような理由で時間延長したのかというところもお聞きしたいと思います。

それとあと、生活介護といえ、若駒の里でも生活介護を受けている方々がいるわけですが、そちらでの延長はあるのかと。その辺のところも併せて教えてください。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、小石川福祉作業所での生活介護の延長を検討するに至った理由でございますけれども、やはり生活介護を御利用されている方につきましては、食事やトイレなど日常生活の支援が必要な方でありまして、お一人での外出ですとか、あるいはお一人で御自宅に過ごすということが難しい方が一定数いらっしゃる。そうした中で、就労等をしていらっしゃる御家庭につきましては、やはり御家族が帰宅するまで、御本人が夕方時間帯をどこでどのような形で過ごすのかということが課題として確認をしていたところになります。

そうした中で、次の介護人材の確保というところにもつながるんですけれども、区としまして、そういう課題を踏まえて、事業者のほうに、事業時間の延長が可能かどうかというところを確認したところ、人材の確保のほうも一定見込みが立つので、送迎も含めて、4時にお帰りになる方、あるいは18時半に帰る方というところで、2便送迎のほうも出せるというところがある程度見込みが立ったもので、今回、予算のほうに計上しているところでございます。

若駒の里につきましても、同様に、支援時間の延長とサービス提供時間の延長というところが可能かどうかというところを運営事業者のほうに協議をしたところではあるんですけれども、ちょっと若駒の里のほうは、現状、人の確保あるいは送迎を2便出すというところが難しいというような状況でしたので、若駒の里については、現状すぐには難しいというような状況でございます。

○松平委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。御家族様のそういったニーズにしっかりとこういう形で応えられてあげるといのは、事業者さんのほうでの御協力もあってということで、本当にありがたいなというふうに、とてもいい支援サービスになっているんだなというふうに今、実感しました、お話を聞いて。

そうとはいえども、しっかりと事業者さんとは意見を交わしながら、こういった人材さんというのは今、大変貴重ですので、何かトラブルというか、問題があれば、報告を上げてもらうなど、そういったところでは、若駒の里でも広げていけると、本当にそれは、私のところでもそういった区民の方からの、御家族様からの声は聞いています。やはり今、課長がお

っしかったみたいに、3時まででしたっけ、3時半だった——までだと、どうしても中途半端でというところで、その御負担というものをやはりよく聞いておりましたので、こういった支援というのが広げられればいいのかと思います。ぜひ、今後の行方をしっかりと追って行っていただいて、またこれをよりよいものに、次につなげて行っていただければというふうに思います。

ありがとうございます。

○松平委員長 はい、よろしいですか。

それでは、宮野委員。

○宮野委員 206ページ、老人福祉費のところでは伺いたいと思います。

民生費が前半、後半で分かれているんですけども、これは高齢者、障害者、生活困窮している方、全ての方の福祉に関連することとして伺いたいというふうに思います。

私が最近気になっていることがあるんですけども、国が様々な方針を打ち出すときに、福祉という言葉を使わなくなってきたというのを感じております。令和7年度、予算編成の出発点となっている骨太の方針の中では、豊かさを実感できる所得増加及び定着の項目の中で、公的サービスである医療・福祉分野等における賃上げというのが掲げられているんですけども、福祉という言葉が出てきているのはここだけになっております。

昨年11月の石破首相の所信表明演説の中でも、福祉という言葉は、さきの石橋湛山首相の言葉の引用として、たった1回出てきたのみで、石破首相自身の言葉ではないんですね。安倍首相の前くらいまでは、政治の目標は、国民全体の福祉というような言葉が決まり文句だったように思うんですけども、現在もう既に、この福祉国家というところが、もう政治の舞台から退場してしまっているのではないかなというふうに感じております。

高齢者という言葉にも必ず形容詞がついていて、元気な高齢者ですとか、意欲のある高齢者ですとか、地域で活躍する高齢者ですとか、認知症の高齢者ですとか、というような表現に変わってきていて、またこれは生活保護の分野でも、福祉からの公的サービスを受けることを逡巡させるような風潮、自己責任論のようなものを私はとても今、危惧しております。

大きく伺いたいと思うんですけども、これらの今の世の中の流れを区の皆さんはどう捉えているか、伺いたいと思います。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 確かに福祉というイメージですと、弱い者に手を差し伸べるという印象がございました。政治として、弱い方の幸せを願うというところはあって、そういう部分は

確かにあるんですけども、一方で、高齢者の年齢、100年時代というふうに言われているように、生涯現役という考え方もございます。余暇の過ごし方については、国においても、引き籠もらないように、孤立しないようにという問いかけもありますので、全ての方のウェルビーイング、よりよい生活環境をとというのがこれから求められてくる問題だと思っております。

ですので、当然、支援が必要な方には、これまでと変わらず支援と、あとよりよい生活のための支援というのは、高齢者に限らずだとは思いますが、いろんな情報提供という形で、公的なものが示していくべきところではないかと考えております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。今、ウェルビーイングという言葉が聞けて、それイコール福祉だというふうに思いますので、少し安心したんですけども、やはり生涯現役というところでいうと、元気じゃなきゃいけないのかとか、活躍してなきゃいけないのかとか、表現がちょっと難しいんですけども、そういったことを高齢者に求めていくというような風潮とか、そうでなければ政策の対象ではなくなるとか、そういったことはこれから先あってはいけないというふうに思っておりますので、ぜひ——国のほうで、福祉という言葉から社会保障という言葉に変わってきているんですよね。福祉というのは、先ほどおっしゃったウェルビーイングとか、幸せとか、豊かさとかを意味する言葉だと思うんですけども、社会保障となると、安心とか安定とか、そういった、少しニュアンスとしてはトーンダウンするのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、自治体として、住民の方の一番身近な行政サービスを提供する立場として、そういった視点をぜひ、区民の方の福祉向上に常に努めるということに重きを置いていただきたいなというふうに思っております。

そのような中で、今、分断とか対立をあおるような風潮もあって、しかも、格差社会と言われております。それについて、区の認識を伺っておきたいのと、こうした状況に対して、区として具体的にどういった施策を講じていかれるというようなお考えか、伺いたいと思います。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 一応、高齢者に限ったお話ではないと思うのですが、文京区の高齢者においても、確かに格差ございます。非課税であっても、資産が多い方もいらっしゃる、本当に何も、生活に困っていらっしゃる方も実際いらっしゃいますので、高齢福祉課の課の中でも、元気な方はより元気にいられるような施策を行う担当と、あとは、本当に困っていら

っしゃって、相談してということで、それに対応する係もごさいます。あとは、保健予防的な部分で取り組む係もごさいますして、高齢福祉課もいろいろ取組が増えてきている状態でごさいます。

一方、重層的支援ということにありますように、今までちょっとなかなか若者支援というのがなかったんですけども、そういったところにもやはり公的な目を向けたほうがいいという議論もごさいますので、そういったことから、各所管がつながって、横串を通して、いろんな課題に取り組んでいくべきことではないかなと思っております。

○松平委員長 それでは、3時となりますので、すみません、盛り上がってきたところではごさいますが、それでは休憩明け3時30分から、矢島地域包括ケア推進担当部長の答弁から再開をしたいと思ひます。

午後 3時00分 休憩

午後 3時29分 再開

○松平委員長 時間前ではごさいますが、皆様おそろいですので、委員会を再開したいと思います。

それでは、矢島地域包括ケア推進担当部長の答弁からお願いします。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 福祉という大きなところでの御質問でございませけれども、地方公共団体は、住民の福祉の推進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担ってございませ。これは、政府等の表現がどのように変わろうが、不変のものというふうには認識をしているところでございませ。

区におきましては、地域福祉保健計画に基づきまして、また、全庁のメンバーによる地域福祉推進本部を組織いたしまして、地域共生社会の実現に向けて様々な施策を総合的に推進しているところでございませ。

また、今般、従来の福祉制度では対応し切れない、複合的、複雑化した課題に対応すべく、重層的支援体制の整備事業についても、本格導入をさせていただくところでございませ。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、施策を総合的に推進してまいります。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 部長さんの御答弁をいただいて、そうだなというふうには思うんですけども、分断とか対立というのは、例えば生活保護を受けている人とそうじゃない人とか、子育てしている人とそうじゃない人とか、あと高齢者と若者とか、そういった中で、世の中でカテゴラ

イズして自分とは違う人、そういう人たちのことを受け入れられないみたいな、そういった対立のことを言っているんですね。そういったところを、やっぱり皆さん区民なわけですから、そういった皆さんがいらっしゃるこの文京区は、どういうふうにそういった分断をつくらず、共生していく社会をつくっていくかというところを伺いたいというふうに思います。先ほど生活保護のところも御答弁いただきましたかっただけですけども、併せて伺いできたらと思います。

○松平委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 生活保護の関係でございますけれども、現状といたしましては、現在、生活保護の相談をする方の件数は増えておりまして、生活保護自体の制度自体そのものの周知のほうは一定されているものというふうには考えてはございます。対立というところではございますけれども、今のところ、文京区のほうで、そういった生活保護受給に対しまして、そういった方に対する不満の声ですとか、そういったものは今現在ない状態ではございます。

今後、よりよい、どなたでも、いつでも生活保護が受けられるという状況を、丁寧に生活保護の制度を説明した上で、申請等の判断を行っていただくような形で、これからも進めてまいりたいと思います。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 今、委員のほうから、分断や対立というお話もございました。私どもといたしましても、様々な区政を進める中で、これまでも様々な議論してきた中で、区民参画という表現をさせていただいております。多くの方が様々な状況の中で、厳しい社会の中で、金銭的にも心の豊かさが足りないようなシーンにおいても、そういった対立構造が生まれやすい土壌が今あるのではないかなと思ってございますが、そういった中で、皆さんそれぞれが相手のことを慮るような状況を生み出すことが住民福祉の増進につながるというふうに考えてございますので、我々区役所の職員一同挙げて、区民の方皆さんが相互に対話をして、相互理解の中で、豊かさ、特に経済的な豊かさも当然必要かと思っておりますけれども、それに併せて心の豊かさがしっかりと享受できるような社会をつくっていくことが我々の使命と考えてございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。今、心強い答弁がいただけてよかったなというふうに思います。どうか、思いやりのある文京区であっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、200ページの介護保険費のところ、介護保険制度について、伺いたいと思います。

この介護保険制度ができて、今年で25年になろうかと思えます。高齢化が進展する中で、この介護保険制度を持続可能な制度として、今後、維持・発展させていくには、どういったことが課題で、その課題を克服していくためにはどういったことが必要なのか、文京区としての、基礎自治体としての目線から見解を伺いたいと思います。

○松平委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 介護保険制度全般に係る御質問ですが、介護保険制度、2000年から始まりまして、委員おっしゃるとおり、今年で24年目というところですが、介護保険制度自体は3年に1度計画を見直しながら、その時々課題を改善しながら、これまで進めてきたというところになります。

課題につきましては、これまでも全国的にも言われていますとおり、介護人材の確保ですとか定着、あと各施設運営事業者の経営上の課題、区内でも幾つかそういう課題がございますが、そういったところの対応が必要だということで認識しております。

そういったところにつきましては、当然、介護保険制度そのものの国が進める制度そのものをしっかり進めるというほかに、区で独自にできる支援というところで、介護人材とか定着に資する支援策ですとか、あと施設運営に係る支援、そういったところをこれまでも行ってきたところになります。

事業者としっかりコミュニケーションを取りながら、どういうところに課題があるかというところを認識しながら支援策をしていくということが大事だと思っていますので、今後、そういったところも含めて、確実に介護保険制度を回せるような、保険者としての役割を担っていきたいと考えております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 人材確保定着といったところが区内でも課題になっているということで、私もやはりその課題の一つと思っているのは、そうした地域福祉を支えてくださっている地域の担い手の方をもっと大切にしてほしいなことなんですね。訪問看護について、国のほうで認識が甘いのか、報酬を下げたと思えます。もともと仕事も厳しくて、人材不足という状況の中で、在宅介護を維持していくには、本当に不可欠なサービスだと思いますけれども、その訪問看護の報酬が下がったということについて、区はどのような見解か伺います。

○松平委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 令和6年度の介護報酬改定におきまして、訪問介護の報酬が下がっているというところは、我々のほうも課題と認識しておりますし、国のほうも既に課題というところで捉えておりまして、各種調査をするというところで進めているところになります。

社会保障審議会のほうでも、そういった点につきまして、課題対応ということで、次期の改定にはそちらも反映しながら、また改定していくということで、国のほうで動いているところを聞いております。

具体的には、ちょうど今年度後半から、社会保障審議会のほうで、全国の訪問介護事業所を含め、介護事業所にアンケートを進めております。その結果を踏まえて、今後、いろんな検討がされていくというところになると思います。

そういった中で、文京区でどういった対応をしているかというところになりますが、各種家賃補助ですとか、研修費等々の支援を行うことによって、報酬直接ではございませんが、いろんな形で介護職員の方が安定的に仕事をしていただけるようなところで取組を行っているというところになります。

今後も、そういったところも含めて、区としてできるところと、あと国の制度をしっかりと見ながら対応していきたいと思っております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。ぜひ、この在宅介護の方々を支えてくださっている、その担い手の皆さんのことは、さらに大切にしていっていただきたいなというふうに思うわけですが、ちょっと視点を変えれば、介護保険のサービスは、今後の高齢化を考えていくと、今後、行く行くはサービスを絞るというようなことも考えられてくるのではないかなというふうに心配しているんですけれども、そうなると、公的なサービス外のサービスというのが大切になってくると思います。その担い手となるのが、様々だと思いますけれども、例えば社会福祉協議会であったりですとか、民生委員・児童委員の方でもあるのかなというふうに思います。

歳入のところで、田中としかね委員のほうから、重層的支援について、示唆に富む御発言がありましたけれども、京都大学の名誉教授の佐伯啓思氏も、従来からの慣習、制度を大切にしていく必要性について、様々な場面で訴えられております。なんですけれども、どうも地域社会の担い手が軽視されているんじゃないか、区がそうした地域の担い手に対して、対応が冷たいんじゃないかという声を少なからず耳にしておりますけれども、区はこうした声というのをどのように受け止めているかというのを伺いたいと思います。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 地域で活躍されている方々に対しましては、私ども、直接の支援のほうというのはしておりませんが、社会福祉協議会を通じて補助のほうをして、地域活動の担い手の方々に対しての補助をしているところでございます。

それにつきましては、今後も地域で活躍される方々に対してのその形は変わりませんが、私どもはそういった形で、そういった方々の声も聞きながら、引き続き地域で活躍できるように、支援のほうは引き続きしてまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 例えばですけど、民生委員さんだって、担い手不足ということがすごい言われていて、一方で、本当例えの話なんですけれども、私、今、子ども食堂もお手伝いしていますけれども、そういったところでも、町会の関係の皆さんが平日のスーパーの特売日に、この日に行かないと予算をオーバーしてしまうからといって、本当にそういった工夫をして食材を集めて、やっと子ども食堂が開催できるというような実態もありますから、ぜひ、そういった現場の担い手の声を積極的に吸い上げるということを今後続けていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、207ページの健康アプリのところ、先ほど品田委員からもありましたけれども、こうした新しい取組が重点に入ったことで、今後、様々な可能性が出てくるんだろうなというふうに私は期待しております。

なんですけれども、まだ、走り出す状況の中では不十分なのかなと思っております。私としても、これまで地域通貨、ポイントの仕組みを整えることを要望してまいりました。健康づくりもそうなんですけれども、例えば地域のボランティア活動なども連動して、例えばですけど、町会が人手を必要としているようなイベントをするときに、ポイントがもらえて、そのポイントを商店街で使えたり、Bーぐるで使えたり、スポーツセンターなどで、区有施設で使えたりとか、そういった区全体で広くポイントが行き来するような仕組みをしていかなければ、これはもったいないなというふうに思うんですが、今後どうなっていくのか、伺いたいと思います。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 健康アプリにつきましては、こちらの高齢福祉課と、あとメインでお願いしているのは、保健衛生部のほうでやっていますので、メインの予算はそちらについております。こちらにあるのは、事務的経費と周知啓発のお金ということで、非常に少額になっ

でございます。

アプリ自体につきましては、やはり何かインセンティブになるような取組も必要とはこちらでも考えておまして、今のところプレゼントというようなことを考えてはおります。既存の仕組みでそういったポイント制度がありますと、すぐにリンクができるんですけども、今現在、既存のシステムがないので、アプリとはまた別に、それは検討の可能性として、今後の課題というふうに考えているところです。

○松平委員長 横山企画課長。

○横山企画課長 委員から御指摘いただきましたポイントにつきましては、現在、東京都のほうでも、先ほどもお話がございましたが、東京アプリというものが今回リリースされております。そういった中で、ポイントが様々な活動、イベントの参加等も含めて、様々な活動に対してポイントを付与することができる仕組みと聞いてございますので、来年度以降の運用状況を確認しながら、本区でも検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ぜひ検討をお願いいたします。

最後に、215ページ、31番の障害者グループホーム等整備費補助について、伺います。

この間、障害者グループホーム、それから放課後等デイサービスの拡充をお願いしておまして、ロードを開設していただいたり、今度は槐の会の移転に伴って、障害者グループホームができるということで、少しずつ拡充を図ってくださっていること、感謝をしております。

ハートフルプランの障害者・児計画では、障害者グループホーム、これは共同生活援助の利用者数見込みが令和7年度180人で、放課後等デイサービスの利用者見込みが令和7年度496人、延べ3万8,839人ということなんですけれども、その供給量が充足できているのか、今後の整備方針も併せてお伺いしたいと思います。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、グループホームにつきましては、共同生活援助の支給決定者数というのは、文京区内のグループホームに入居される方だけではなくて、文京区外のグループホームに入居される方も含めた人数になっております。ただ、やはり、ちょっと統計的な数字というところでは、今、御紹介ができないんですけれども、実際、やはりグループホームを希望しているけれども、なかなか見つかりにくいという状況は承知をしております。

ただ、グループホームを希望している方でも、すぐに入りたい方なのか、あるいは5年、

10年先、さらにもっと先を希望している方なのかというところは、グループホームを希望している方の中でも、個々に状況が違うものになりますので、そこは相談支援の中で御本人の御希望というのをしっかり把握した上で、御希望に沿った形でグループホームの入居ができるように、区としては進めていきたいというふうに考えております。

グループホームの整備計画としましては、今、委員のほうからお話がありました、旧アカデミー向丘跡地、こちら定員10人のほうで、令和9年度に開設の予定になっております。

公有地の活用という点につきましては、大塚四丁目の区有地、こちら文京槐の会のほうが今、障害者施設のほうを運営しておりますが、それが旧アカデミー向丘跡地に移転した後、障害者施設あるいはその併設する施設として、子育てあるいは高齢者の施設というところで今現在の検討状況になっておりますので、グループホームだけではなくて、例えば短期入所ですとか、あるいは生活介護、あと放課後等デイサービス、いろいろと今、ニーズの高いサービスのほうがありますので、そういった中で、大塚四丁目の区有地のほうは、こういった施設を整備するのかというところは、これから検討していきたいというふうに考えております。

次に、放課後等デイサービスにつきましては、今年度、ロードも含めて、5つの事業所のほうが開設をしております。定員から踏まえた延べ利用日数というところは、障害者・児計画の目標値は今年度上回るという見込みになっております。

ただ、やはり保護者の方からのお話では、放課後等デイサービスの場所であったり、あるいは送迎のあるなし、移動支援が使える使えないというところで、やはり希望どおりなかなか使えていないというようなお話も伺っておりますので、引き続きそういった区のニーズのほうを事業者のほうにお伝えをしながら、整備のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。拡充に向けて努力していただいているということで、感謝申し上げます。

今、御答弁にあったような細かいニーズを、ぜひ的確に捉えていただいて、今後、それをかなえるような形で、さらに拡充していただけたらいいのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○松平委員長 それでは、金子委員。

○金子委員 217ページの障害の地域生活支援事業費の(2)のサービス事業費については、手話通訳派遣の派遣単価を今度増やしていただきました。一歩前進ということで歓迎したいと思います。さらに前進をお願いしたい。

(3)のサービス給付費について、聞きます。

日常生活用具ということで、タブレットの支給も、私たち、今期の最初の一般質問で求めております。そのときの答弁というのは、この日常生活用具の要件が、専門的な知識や技術を要するというのが1点。それから、日常生活品として一般に普及してないもの、これが2点目。この要件だったんですね。

私は、この要件についても、今や状況は違うというふうに思うんですね。必要なのは、聴覚障害の方を想定すると、例えば文字化アプリ、いろんなのありますよ、今。だから、精度もいろいろあります。だから、必要な能力を果たせる能力というのは、やっぱり専門的な技術を要すると思うんですね。

それから、国が言っている2つ目の要件というのは、一般的に普及してないものだから、これ今、普及しているんですよ。だから、使えるようにしたほうがいいんじゃないかというのが私の求めなんですけれども、さらに、意思疎通支援条例ができました。それやっぱり支援しようという根拠も、文京区として独自に持ったわけですから、このときの答弁は、2024年6月ですけれども、現時点ではやらないけれども、今後、そういう技術革新については検討するということがあったのに、もう2年たちますので、ぜひ実施のほうに向けて、動いていただきたいと思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 日常生活用具の要件につきましては、今、金子委員のほうからお話が合ったとおりでございます。こちら日常生活用具のほうは、障害者総合支援法のほうの中の地域生活支援事業という形で位置付けられておりまして、区市町村が地域の実情に応じて、創意工夫で実施できるものというところで、一部の自治体のほうは、日常生活用具でタブレットのほうを給付しているというところは、区としても把握をしているところでございます。

ただ、やはり、今、金子委員のほうからお話のありました、国のほうの要件は、そういった専門的な技術、あるいは日常生活品として一般的に普及してないものというところが、要件の一つになっております。

こうしたことから、タブレット端末というのは、やはり日常生活用品として、障害のあるなしにかかわらず、一般に支給をしておりますし、個々人の必要に応じて購入等をするもの

というふうな認識を持っておりますので、まだ現時点については、区として給付対象とするという考えは持ってはおりませんが、やはり、先ほど手話言語条例等を施行したというような、文京区は状況でございますので、区の窓口での円滑なコミュニケーションの推進という観点で申し上げますと、今年度9月補正のほうで御議決いただきました、透明ディスプレイのほうを今、障害福祉課と幼児保育課のほうで配置をして活用しているところでございます。

また、令和7年度の重点施策としまして、遠隔手話通訳のほうも導入をする予定になっておりますので、こうしたICTのほうを積極的に活用して、障害の有無、あるいは国籍にかかわらず、窓口でのコミュニケーションの円滑化というところを図っていきたいと考えております。

○松平委員長 金子委員。

○金子委員 今の考え方は、到達としてはそうなんだと思うんですが、まさに日常生活が、区役所の窓口だけでやっているわけじゃないので、ぜひこの点は、今、課長さんが言われた手話言語条例ないしは先ほど言った意思疎通支援条例、これに基づいて、まさに地域生活支援事業の趣旨としては、自治体でできる事業をやってくださいと——やってくださいという形は、できますよという立てつけになっているので、その点については、さらに私たちは実現を求めていきたいと思っておりますけれども、今後も検討して、早くやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○松平委員長 それでは、吉村委員。

○吉村委員 私からは、205ページの6、成年後見制度利用支援事業についてと213ページの5、心身障害者（児）理美容サービスについて、そして、217ページの4の(3)のサービス給付費についてと、213ページ、13の障害者文化芸術活動推進事業について、4項目について質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、成年後見制度利用支援事業について、質問させていただきます。

昨年、成年後見に関連する相談事項が増えてきているという旨、耳にしております。昨年というか、昨今。特に最近になって増えてきているというふうに耳にしているんですけども、文京区として、現状どのように分析しておられまして、それに関連して、どのように取り組んでいかれるのか、教えてください。

あとまた、任意後見制度の推進における体制構築についても、文京区として取り組んでいただいていると思われるんですけども、現状について教えてください。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 成年後見制度につきましては、今、委員がおっしゃったとおり、相談件数が増えてございます。令和4年度1,495件、令和5年度が1,501件でございました。

その背景といたしましては、やはり高齢化が進んでいるというところがまず第一にあるところと、単身高齢者も増えているというところが理由の一つとして考えられますが、また、中核機関を担っております社会福祉協議会において、権利擁護や成年後見制度について、区民の関心を高めるために、学習会を開いてございます。そちらの学習会のほうが、開催回数、また参加数が昨今増加している状況にございまして、令和4年度でいきますと、開催回数6回行いまして175の方が参加いたしました。令和5年度におきましては、7回開催して251人ということで、関心が高くなっているというところが背景にあるのかなと思っております。

今後、もう一方の市民後見制度のほうにつきましては、こちらのほう、今、会議体をもって検討を行っているところでございます。こちらの中核機関である社会福祉協議会の中で、市民後見人の育成について検討を現在進めておりまして、先行自治体の視察とか専門家からの御意見をいただきながら、今、検討を進めてございます。

当然、区のほうも、私もその委員に入っておりますので、その中に入って一緒に検討しているところでございます。その中で、まずこの令和6年度、今年度に権利擁護の入門講座を開催いたしました。この1月20日に開催いたしました。18名の方がこの入門講座に参加いたしました。当事者も呼んで入門講座をやったんですけども、当事者の話が聞けて理解が深まったと、私たちもそういう支援をしていきたいなど、そういった御意見をいただいているところでございます。

令和7年度につきましては、市民後見養成講座のほうを実施してまいります。そして、令和8年度以降に、実践講習を経て、市民後見人の候補者を選出していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、成年後見制度の相談数が増えているということで、その理由として、社協さんとかもいろんなセミナーみたいなのをやってくださったりとかして、そういうところもあるんじゃないかということだったんですけども、私も今までいろんな質問とかで、成年後見制度とか任意後見制度、法定後見、任意後見とか違いが分かりづらいとか、成年後見とか保佐人とか補助人とかいろいろと何か分からないとか、よく区民

の方からも御相談を伺ってしまして、なので、入門講座とかそういった講座を増やしてほしいということもお伝えしておりましたので、今、回数も増えていきますし、参加者も増えているということで、今後も、高齢者人口はもうどんどんと増え続けているというか、超高齢社会ですので、ニーズはさらに高まってくると思いますので、さらに回数とか受講できる可能人数とかは増やしていただきたいと思いますと思っております。

社協さんが中核機関になって3年以上経過しております、今、いろいろな成果が出てきているのかなと思われるんですけども、先ほど言った担い手をつくるということですか、特に市民後見人養成講座を令和7年度に実施しまして、令和8年以降で実際にその方が市民後見人として活躍ができる場をつくっていきたいと思われていると思うんですけども、私も、実は専門職後見人といたしまして、家庭裁判所に備え置かれている名簿とかにも載っているんですけども、いろいろ研修も受けていて。

それで、何が言いたいかというと、一般の方が市民後見人として1人で全てをやるというのは非常に不可能で、研修を受けた専門職の方が監督人とかについていかないと、なかなか難しい側面が、すごい重い責任を負って、その方が成り立たなくなってしまうような側面が出てくると思うんですね。なので、専門家団体とかとも連携をしながら、専門職の方の力も借りていけたらいいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 今まさに、その検討を行っている中で、その話がすごく出ております。

やはりそこをどう連携していくか、また、その市民後見人が1人でというのは絶対できないので、中核機関である社会福祉協議会がどこまで携わるのかということも今、議論しておりますので、今いただいた御意見も含めて、今、進めておりますので、またそちらの状況を報告できればと思っております。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。専門職も弁護士さんだったり司法書士さんだったり社会福祉士さんだったり行政書士さん、特に税理士さんとかも研修を受けた方々で、そういう活動をする方とかもいらっしゃるりとかするので、幅広く、文京区、特に専門職の方、そういう専門家の方が多い区でもあるという特徴があると思いますので、ぜひうまく連携しながらやっていけたらと思いますので、引き続き御検討をお願いいたします。

続いて、213ページの5、心身障害者（児）理美容サービスについて、質問させていただきます。

文京区では、外出困難な障害者に対して、御自宅に理美容師を派遣するという、心身障害者（児）理美容サービスを行っております。私も令和3年2月の定例議会の本会議一般質問にて、理美容サービスの制度周知と対象者の拡大について質問しているところです。そのときの御答弁で、今後、障害福祉サービス等事業者に向けた周知について検討していくというところと、対象者の拡大については、他区の状況や区民からの要望等を踏まえ、研究していく旨、御答弁をいただいております。

その後、具体的にどのような周知を行ったのかという点と、また、対象者の拡大について、具体的にどのような研究を行われたのかということをお教えください。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今、委員のほうからお話がありましたとおり、理美容サービスにつきましては、寝たきりあるいは寝たきりに準ずる状態にある方が、自宅で理美容サービスのほうを受けることができるということで、外出困難な障害のある方にとって必要なサービスであるというふうに認識をしております。

区としましては、障害者福祉の手引、あるいはホームページ、区報等での御案内のほうを行っているところですが、令和4年度に新たにポスターのほうを作成しまして、理美容組合さんのほうに御協力いただきまして、店舗の入り口などに掲示をすることで、周知を進めているところでございます。

今後、障害者基幹相談支援センターであったり、地域生活支援拠点、あるいは民間の計画相談支援事業所など、障害のある方の相談支援を行っている関係機関などを通じて、必要な方が必要なサービスを受けられるように周知をしていきたいと考えております。

また、対象者の見直しにつきましては、引き続き、他の自治体の状況や区民の方からの要望等を踏まえて、研究していきたいというふうに考えておりますが、実際に区民の方から本事業の利用相談があった際には、形式的に障害者手帳の等級で判断することはせずに、障害の程度や生活状況など個別の状況をしっかり確認しながら、判断していきたいと考えております。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。髪を切る行為というのは、物理的に髪形が整うというだけではなくて、心理的にも活力の源になったりとか、リフレッシュする側面とかも有しておりますので、非常に重要な行為であると考えております。

今までは、業界の方からも、知っている方が少ないんじゃないかというような声もいただ

いていましたけれども、店舗の入り口にそういったポスターを貼っていただけたということは、非常に周知にも役立つのかなと思いますので、今後も年度年度でポスターもちゃんと更新して行って、目につくところにちょっとポスターを貼っていただけるような環境整備をお願いしたいと思うんです。

あとは、対象者の見直しについては、例えば介助者が車椅子で押せて、その店舗に来店できるような場合とかには、多分、対象じゃなかったりとかしておりまして、それが結構、階段が、バリアフリーになってない店舗さんとかでは結構厳しかったりもすると、そういった声も入っておりますので、ただ、個別に御相談を受けて、対応を柔軟にしてくださるということだと思われまますので、そういった等級だけにとらわれずに、実際を見て御対応いただければと思っております。何か御答弁があったらあれですけど、なかったら進みます。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 要件自体は、やはり身体障害者手帳1級及び2級の方で、外出困難と、寝たきりまたは寝たきりに準じる方というところが要件になっております。それ以外に愛の手帳の要件のほうもございますけれども、そういった要件のほうは基本としつつも、実際、どのような状況で外出が困難になっているのかというところは確認をした上で、個々個別に判断をしていきたいと考えております。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、ちょっと要件的に数字だけ見ると、いろんなパターンの方がいらっしゃるの、ちょっと厳しい部分もあるかなと思っていたんですけども、個々個別にそうやって具体的に御相談があったときには御対応いただければと思います。よろしく願いいたします。

続いて、213ページの13の障害者文化芸術活動推進事業という項目なんですけれども、この項目には、街なかアートプロジェクトの経費も計上されているとお聞きしております。区内の通所施設で障害のある方々が作成したアート作品を街なかで展示発表するというプロジェクト、街なかアートプロジェクトについては、薬剤師会さんの御協力の下、令和6年度では区内10店舗に展示が行われていまして、区報にも1面で大きく掲載していただく等、力を入れていただいております。街なかアートプロジェクトについては、今後もさらに推進していただきたいと思っているんですけれども、今後の取組についてお聞かせください。

あと、障害者アートに関連する事業については、先ほどアカデミーさんでもちょっと御答弁をいただいておりますけれども、各課の連携が生み出すシナジーというものも期待しており

ますので、引き続きお願いいたします。

あと、先ほども述べたんですけれども、収益化については、ぜひ全体として御検討いただきたい事柄であります。なので、そういった点の連携もさらに強化していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 この事業につきましては、実際、障害当事者の方、あるいは御家族の方等から、作品が展示されている薬局の前を通るたびにうれしい気持ちになりましたとか、存在を肯定してくれるような気持ちになって、とても明るい気持ちになりましたというような御意見などもいただいております。実際に、作品を見た区民の方等からは、アート作品として素晴らしいというような感想をいただいているところになります。

こうしたことから、障害のある方が創作した作品の発表の機会を提供する、あるいは区民の方の障害及び障害のある方への理解を促進するという目的に沿った事業が実施できているというふうに認識をしております。

来年度につきましては、引き続き薬剤師会さんのほうの御協力をいただきまして、店舗のほうも、今年度は10店舗だったんですけれども、現時点で14店舗に拡充をできる見込みになっております。

また、薬局以外の別の区内店舗のほうにも、ちょっと今、御協力いただけるかどうかというところで調整しているところもありますので、そういった形で、展示の機会というところは拡充をしていきたいというふうに考えております。

また、アカデミー推進部のほうとの重点施策の連携というところにつきましては、恐らくアカデミー推進課長のほうからも答弁があったかと思うんですけれども、現在、関係課のほうでいろんな情報共有ですとか課題の共有、あるいは今後の方向性というところを共有していく、連絡会のほうも庁内で実施をしておりますので、実際、アカデミー推進課の重点施策というところでは、実際どの施設、あるいはどの職員を研修の対象にするのかとか、あるいは講師の派遣の対象にするのかということも含めて、しっかり連携をして進めていきたいと考えております。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、10店舗だったのが14店舗に拡充されていて、薬局さん、涼み処とかもやっていますので、利用者の方も結構御高齢の方とかも行ったりとか、いろんな方が立ち寄られるところではあるんですけれども、薬局さん以外にもその展示を広げ

ていけるように御検討いただけるということでしたので、ぜひ、身近に私たちが行く飲食店さんとかコンビニエンスストアさんとか、いろんなところに置いていただければと思います。

先ほど御答弁で課長がおっしゃっていた、存在を肯定してくれるような気持ちになって、うれしくなったというようなお話、今、お聞きして、そういうフレーズが出てくること自体が、この事業の大成功な部分でもあるとも思いますし、聞いていて私たちもうれしくなるところですので、ぜひ、そういった自分は肯定されているという気持ちも生まれるところでもありますので、この事業、積極的に今後も推し進めていただければと思います。

最後、217ページの4の(3)サービス給付費について、質問させていただきます。

障害者総合支援法において、区市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業とされている日常生活用具、先ほどちょっと別の観点からも話が出ておりましたけれども、そちらの日常生活用具なんですけれども、精神障害者及び発達障害者は対象ではないと認識してしまっているような自治体があると耳にいたしましたけれども、文京区はどのようになっているでしょうか。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 日常生活用具につきましては、障害のある方の日常生活を容易にするための生活用具というような位置付けになっております。文京区としましては、身体障害のある方、知的障害のある方、発達障害も含めた精神障害のある方、あと難病患者の方ということで、対象にしている。ただ、対象者や対象年齢については、それぞれの用具によって指定をさせていただいているという状況でございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そういった誤解をしてしまっているような自治体があるようなことをちょっと耳にしたんですけれども、文京区は、対象であると認識しているということ、ちょっと安心もいたしました。

文京区において、精神障害者や発達障害者を対象としている日常生活用具というのは、どのような項目があるのでしょうか。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 精神障害者を対象としました日常生活用具につきましては、例えば転倒してしまった際に頭を保護する機能を有するような頭部保護帽であったり、火災の際の火災報知機であったり、自動消火器、そういったものが対象になっております。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。何かバランス感覚とかがちょっとうまく取れない方とかは、転倒した際に頭を保護する帽子ですか、そういったものとかも非常に重要ですし、火災とかも起きたときに関知できない方とかもいらっしゃるかもしれませんので、今言ったようなものが含まれているというのは非常に重要なことかと思っただけですけども、当事者団体等から国に対して、一部の区市町村においては、長期間にわたり種目や基準等の見直しが行われてない状況であるというような声も寄せられているようなんですけども、文京区では、その種目や基準額等の見直しはどのようになっているのでしょうか。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 基準や種目の見直しにつきましては、国のほうから令和6年3月に通知が出ておりまして、やはり定期的にニーズの把握や、実勢価格の調査等、地域の実情に応じた見直しのほうに努めてほしいというような内容になっております。

文京におきましても、令和4年度に医療的ケアの方を対象にした日常生活用具ということで、インバーター発電機であったり、ポータブル充電器等を日常生活に加えております。

また、価格という点につきましても、令和7年度からストーマの装具について、消化器系のストーマのほうを8,858円から1万円に、尿路系のストーマについて、1万1,639円から1万3,000円に基準額を引き上げるなどの見直しを行う予定でございます。

○松平委員長 吉村委員。

○吉村委員 ストーマというのは、排出するときに何か関係する器具でしょうか。あ、分かりました。今、国から、令和6年3月ですかね、見直しもして欲しいみたいな通知がなされて、令和4年、その前の、令和4年から、文京区、見直しもしていただいていたということで、安心したんですけども、基準額も今言ったように、ちょっとずつ上がって、結構、聞いたら上がっているなと思っただけですけども、ただ、こういったもののニーズは、当事者の声がどんどん、商品がいろいろ出てくるとニーズも変わってくる可能性もありますし、さらに進展して、私もちょっとこういう資器材にあまり詳しくないもので、ちゃんと専門的なことは今言えないんですけども、そういう必要なものというのが随時変わってくるかもしれないので、当事者の声が聞けるようなシステムづくりというんですかね、アンケートとかで聞いてもいいですし、どういったものが必要で、それに対して価格的にどのようなものなのかという平均値を見ていただいて、補助額とか、そういったものとかを再検討していただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

以上です。

○松平委員長 では、松丸委員。

○松丸委員 私は、大きく3点について、述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、205ページの21番の文京区保護司会活動支援ということで、64万6,000円の予算がついておりますけれども、昨年の2024年の5月に、滋賀県の大津市ですか、ここで男性の保護司が殺害された事件という、痛ましい事件がありましたけれども、それを受けて、保護司と保護観察対象者との面接の場所、この問題というのが非常にこのとき取り上げられていて、従来、私の地域の中でも、保護司をされている方なんか、自宅のところで面接をするということがあって、こういう事件があって以降、やはりきちっとした保護司の方の面接の場所を確保してあげるとというのが非常に大事な部分だということで、国もそう捉えて、各自治体に、保護司の活動の際には、やはりその場所の確保、特に今、文京区の場合は、区民センターの場所と、あと各それぞれの地活のところを借りるというふうになっているんですけれども、その辺がなかなか、保護司の方の話を聞くと、どうしても区民センターなんかというと、非常に場所が手狭であったりとか、十分な場所が確保されなかったりとか、または地域活動センターの場合というのは、いわゆる限られた場所なんで、申し込む際になかなか取れなかったりとかというようなことがあるというふうに聞いているんですけれども、実際、文京区の場合は、どんな状況かというのは、そういう声というのはどういうふうに捉えられているのか、まずちょっと……。

○松平委員長 木村福祉政策課長。

○木村福祉政策課長 事件が起きた後、保護監察官と保護司の会長のほうから、こういう要請を受けてございます。そのときにも、できる限り、私どものほうで取れる部屋の確保というのはしていきたいという話はさせていただきました。ただ、最初、専門の部屋が欲しいというお話だったので、そこは、今の区の状況を考えて、なかなか専門の部屋は難しいという旨は御回答させていただきました。

今、区民センターにあるサポートセンターが、たしか毎日じゃなくて、例えば月水金だったか、そういうのだったと思うんですけれども、そこが狭いのは確かで、ただ、そこでも一応一定程度やったりしているというふうに聞いてございます。

あと、急の場合は、ちょっと御自身で部屋をどうにか用意していただかないと難しいんですけど、事前であれば、こちらのほうもどこが空いているかという調整はできると思っておりますので、そういうふうにお話をいただければ、部屋の確保のほうはできる限り努めていきますよというふうに御回答していて、今もその状況で対応しているところでございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。福祉部として、鋭意努力しながら場所の確保ってやられているということだと思えますけれども、やはりその保護司の安全を確保するというのもそうですし、どうしてもこの内容的にプライバシーの問題が出てくるので、やはり一定程度の場所、とはいえ、なかなか区有施設の中、今、それでなくたって、部屋の確保というのは大きな課題でもあるので、そこは何か工夫しながら、やはりこういう地域の中でこういう事業に携わっている方たちの支援という、せっかくそういう、寄り添って伴走型の形でやっているわけですから、こういう去年痛ましい事件があって以降、やっぱりどうしてもこういうことがあると、保護司を、では自分がやろうというふうには、どうしても引けちゃうわけですよ、そういうことがあるとね。ですから、それはやっぱりあってはならないなと思うので、そこはひとつ鋭意努力をして、大変だと思っただけけれども、もう少し工夫をして、しっかりとその場所の確保で、しっかりと面接ができるような、そういう体制をこれはつくっていただきたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2番目の質問なんですけれども、これは207ページの3番ですか、シルバー人材センター補助ということで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、2点ありまして、1つは、令和5年度10月からインボイス制度が始まって、シルバー人材センターとして、いわゆるどういふふうにインボイス制度に対しての対応をされているのか。シルバー人材センターに登録している会員は、適格請求書というのを発行はできないわけですよ。だから、その分、シルバー人材センターがその仕入れ税の控除額をどういふふうに持っているのかどうか、それがまた実際どのぐらいの金額なのかということをお聞きしたいと思っただけなんですけれども。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 インボイス、適格請求書等保存方式が令和5年10月から始まり、文京区のシルバー人材センターもその適格請求書の発行事業者として登録をして、インボイスに対応しているところでございます。

こちらのほう、会員の配分金には影響が生じないこととされておりまして、委員おっしゃるように、その分の配分金が消費税として、会員の皆さんは適格請求書を発行できない存在でございますので、その分、仕入れ税額控除ができないというところで、今のところシルバー人材センターの売上げの中からその部分は負担している状態になってございます。

影響額としましては、令和5年の10月から始まり、例年との比較で考えますと、大体400万円ぐらいが消費税分となってございます。また、令和6年もやはりこの400万円ぐらいとさ

れておりますが、公共団体との契約においては、この消費税の支払いがないものですから、そのあたりのことで、令和5年と6年、同じような金額となっているようでございます。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。いずれにしても、会員に対しては負担がかからないと。それはシルバー人材センターできちっとやっているということですね。シルバー人材センターが持っているということでもいいわけですね。分かりました。そこは、シルバー人材センターの会員の人たちに負担がかからないように、これは当然、区としてもしっかりと支援をしていってほしいというふうに思います。

それからもう一点は、これは今後の出てくる、いわゆる放置自転車対策の中にもちょっとかかってきちゃうんだけど、シルバー人材センターがいろんな事業を請けてやっておりますよね。そういった中で、シルバー人材センターが受託をしている駅周辺の放置自転車、この整理の仕事がございまして、これ大体年間で2,000万ぐらいの、シルバー人材センターとしてはその仕事を請けて、そこに会員登録されている会員の方たちが33名かな、33名の方がその仕事を請けてやっているわけなんですけれども、しかしながら、今般、令和7年度から、いわゆる放置自転車の整理の仕事というのが、事業の見直しによって、DXという観点から、この事業を民間に委託していくということで、今までシルバー人材センターがやっていた事業が、実は民間に令和7年度からは委託されるわけですよね。そうすると、その33名の登録されて、今までやっている人たちが、実際仕事がなくなっちゃうわけですよ、ある意味ではね。

私は、この近所のシルバー人材センターのこの仕事に携わっている人からのいろんな話を聞いていると、いわゆる、高齢者として、これは結構朝早くからいろいろとやっているんだけど、決してそんな長い時間じゃないんだけど、やっぱりそういう一つの高齢者、ましてや2025年、団塊の世代の方たちが、2025年、いわゆる団塊の世代になって、そういう人たちにとってみれば、非常に短い時間かもしれないけれども、やっぱり自分自身の生活のサイクルの中で、このシルバー人材センターが請け負っている仕事が非常に大きな活力というかね、中であるんだけど、DXという下で、確かにそれは民間に委託するのはいいんだけど、やはりこの仕事なくなっちゃうことによって、この33人の人たちがいわゆる仕事なくなっちゃうというのは、これはいかなものなのかなと。

当然、シルバー人材センターもいろいろそれは努力はされていると思うんだけど、なかなか年間2,000万ぐらいの仕事を、ではすぐどこかほかで見つかって、それを穴埋めがで

きて、その33名の人たちがきちっとその仕事にまた何らかの形で携われればいいんだけど、そうならなかった場合、そこで一生懸命やっている人たちからすると雇用がなくなっちゃうわけだから、幾らこのDXだという下で、そういうことをやって、これはどうなのかなというふうには思うんだけど、いわゆるこれは、何もこれはシルバー人材センター、所管だけの問題じゃないんだろうけど、これは当然、土木、土木は今日ないけどさ、土木の部分の問題でもあると思うんだけど、そこはうまく調整ができなかったのかなというふうに思うんですけども、その辺はどうなのか。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 新しい技術もかなり出てきていますし、事業の見直しというのは不断に必要なことだと私としても思います。高齢福祉課長の立場からすると、できるだけシルバー人材センターを使っていたきたいというのはありますので、今回の件は、一つの例でございまして、実はその33人の方々の次のお仕事について、いろいろシルバー人材センターでは御相談に乗っている状態でございます。

シルバー人材センターについての契約については、地方自治法において随意契約が可能ということになってございますので、そういった点を庁内の各部署にもう一度また周知啓発といたしますか、知らしめて、またできる限りのお仕事は請け負っていかせていただきたいと思いますっております。

現在も、保育園ですとか小学校での清掃ですとか、あとは、催事における受付などもシルバー人材の会員がやっておりますので、こうした場も借りて、周知してまいりたいと思っております。

また、来年、介護施設のワークサポートの拡充ですとか、あとは、7年度に重点で認知症本人の方の就労もシルバー人材センターと協力しながらやってまいりますので、大学とか企業とか地域にも踏まえて、協力、理解いただけるように進めてまいりたいと思っております。

○松平委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 今、委員から御指摘ありましたとおり、来年度から総合的自転車対策DX推進事業として、放置自転車の撤去業務ですとか、自転車駐車場の管理業務を包括的に委託することとしております。その際、業務の見直し等によりまして、シルバー人材でこれまでどおり自転車の整理等の業務ができないか、様々検討したところでございますが、その業務内容にどうしても類似した点があるということなどで、及ばなかったというところでございます。

今回、事業の見直しによりまして、シルバー人材の委託がなくなったわけですが、今後もシルバー人材の委託の可能性については、十分探りながら、契約の機会について確保してまいりたいと考えております。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。これはいわゆるシルバー人材センターとしてみれば、所管の仕事が取られちゃったわけだから、ある意味ではね。それが持っていったところは土木部なんだけれどもさ、そういうふうに言っちゃあれかもしれないけれども、やっぱりそこはよく考えて、先のこともよく考えて、やっぱりよく耳にすることは、結構、どこの自治体も、自転車の整理って、大体シルバー人材センターの方たちがやっているんですよ。話を聞くと、さっきも言いましたように、朝早くからなんだけれども、結構、短時間で非常に充実して、生きがいというか、それを持ちながらやっている人、そういう人が切実に言っていました。

別に、それはお金に困っているとかそういうことじゃなくて、そういう一つの雇用がなくなっちゃうということに対しては、やっぱりしっかり考えていってあげないとね。それは高齢者の人たちにとっては非常に残念なことでもあるので、何も別に土木部だけを責めているわけじゃないのよ。だから、その分、土木部がどっかからまた仕事を取ってきて、それをシルバー人材に出すぐらいの、そういうものは、やっぱり穴埋めはやっていってほしいかなど、それは個人的には思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、最後なんですけれども、215ページの40番の訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助ということで、これは新規事業だと思うんですけれども、いわゆる訪問系の障害福祉サービス事業者の仕事だと思うんですけど、特に居宅介護、重度訪問介護事業者が、いわゆる事業所が、高齢者または大学生等を採用して、ヘルパーをサポートする人材を確保するための経費を助成することに加えて、これは言われているんだけど、どうしてもこの重度訪問介護事業のメンバーって、事業所が結構不足しているというのが大きな課題でもあって、十分に対応できてないというのものもあるんだけど、そういったサポートする人材を確保していくということで、大学生なんかも採用しながら、それが次の本採用に向けての資格取得を目指すとかという部分の大きな役割も、これはあるんですけれども。

この辺の事業というのは、今回、新規事業であるんですけれども、東京都もこれに対して一定程度の支援をしていくということで、さらに今回、文京区は、これに区独自のあれとして、移動支援もその中に入れるということになっていると思うんですけれども、こちら辺の事業展開によって、いわゆる一つは、一方では人材育成をしていく、やっぱり養成をしていく

と同時に、今、不足している重度障害の訪問事業というのも、今後、手厚くというか、していかなくやいけないという部分があると思うんですけど、この辺は文京区として、特に区独自の人はもう移動支援に対しても、これは文京区独自でいえるわけなんだけれども、やるということで、今後、新規事業を行うことによって、どういった、拡充されていく予想というか、この辺はどういうふうに見込まれているのかということをお聞きしたい。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今、委員のほうからお話がありましたとおり、この事業につきましては、令和7年度の重点施策ということで取り組む事業になりまして、居宅介護、重度訪問介護等のヘルパーを確保するというので、東京都が新たな補助事業のほうを今年度立ち上げたというものになります。

補助率としましては、東京都が4分の3補助、区のほうが4分の1の割合という形になっております。やはり居宅介護や重度訪問介護につきましては、地域の中で障害のある方を支える重要なサービスという形になっておりますので、そういったヘルパーのほうを区としても増やしていきたいというふうに考えておまして、こちらの事業のほうを来年度から実施をさせていただくような形になります。

あわせて、移動支援につきましても、やはり実際区のほうにも、利用希望に対して従事者の人数が少ないといったようなお声ですとか、朝夕の時間、通学の時間帯に利用が集中して、なかなか利用がしにくいというような声のほうを聞いておりますので、移動支援につきましては、区の独自で補助対象にするということになりますが、今、移動支援の人材確保というところにつきまして、従前から移動支援従事者養成研修に対する事業者に対する補助という部分と、受講された方につきまして、最後まで課程を修了した方については、受講料を全額、事後に補助するというので、人材確保を進めているところにはなりますけれども、新たにこういった取組のほうを進めていくことによって、居宅介護、重度訪問介護のヘルパー、あと移動支援のヘルパーのほうの確保に努めていきたいと考えております。

○松平委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。そういう意味では、今回の重点施策の中でも非常に大事な施策かなと思います。特に、今、課長が言われたように、重度訪問介護の移動支援なんかも、本当に人手不足が顕著なあれがあるんでね、こういったことをきちっとやることによって、まさに文京区としても、重度障害の方に対しての支援というものを手厚く——手厚くという言い方はおかしいけれども、伴走型でしっかりやっていますよということは、非常に大事な部分

だと思うので、そういう意味では、この事業は非常に大事だし、東京都も今、かなり障害者に対する、先ほど岡崎幹事長からも話があったように、医療的介護もそうなんですけれども、年々、どちらかといえば、今までなかなか光が当たらなかったところに、ようやく東京都も光を当てて、手厚くしていこうというふうになっているので、まさにこういうときにこういう事業をしっかりとやっていくということは、非常にうちの区としても大事な部分なので、ぜひ充実した、この事業を進めていっていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○松平委員長　それでは、板倉委員。

○板倉委員　211ページですね、高齢者日常生活支援用具の給付ということで、ここに補聴器の補助が入っているわけなんですけれども、来年度には、この間の購入費の補助については、所得制限をなくして、一度申請した人も5年経過後には再申請できるということでは、一歩前進ということで、私たちこの間、代表質問させていただきましたけれども、ただ、金額の問題では、補助額が7万2,450円ということなんですけれども、私、9月の本会議で聞いたときに、区の補助を使って購入した補聴器の本体価格の平均値は、23年度で25万5,000円という答弁をいただいております。この平均値で25万5,000円ということで、補助額は7万2,450円ということでは、やはり購入に当たっての補助の金額が低過ぎるというふうに私たちはこの間言ってきたわけなんですけれども、難聴の方、特に高齢になると、難聴になっていくわけで、これはもう致し方ない症状なんですけど、そこに対して、区として支援をしていくということが非常に大事であって、厚労省のホームページを見ますと、聞こえにくさを感じたら耳鼻科で受診しましょうというふうに書かれているわけですが、それで耳鼻科へすぐに行くかどうかという判断というのは、なかなか難しいところがあるのではないかとこの間思うので、

で、私たちはこの間、高齢者の健診の項目に入れて、やはり健診の結果で、こういう項目で聞こえの程度が悪くなっているのではないかと、そういうことが出ると、やはり耳鼻科へ行こうかなというふうに皆さん思うのではないかとこの間思うので、健診の中の項目にやはり入れていただきたいということをこの間言ってきているんですけれども、文京区内の耳鼻科の先生方とそういうような意見交換とか、そういう形で、どのように進んでいるのということが1点と。

介護保険の計画は3年ごとに変わるわけで、2027年から29年度、今度第10期になるわけですが、そこに向けて、高齢者の皆さん、実態調査というのをやるかなというふうに思うんですけれども、その実態調査の質問の項目の中に、この聞こえの問題について、項目の中に入

れるということも必要ではないかというふうに思うんですけども、その辺がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 今回、大きく、7年度から事業を拡充いたします。金額につきましては、他区の動向も見た結果、遜色のないものになっていると思います。金額的にはトップクラスでございます。非課税と課税と区別しないというところ、あとは個人の課税状態で対象しておりますので、そういったところでは、皆さん、より多くの方にお使いいただけると思っております。

今回、病院に行きにくいということもございますので、ホームページにおいて、今回の事業の説明とともに、聞こえのチェックリストというものを、厚生労働省からの出しているものなんですけれども、一応御自分でチェックできるようなシートを掲載しております。

あとは、ほかの保健室であるとか地域の居場所とかでも、そういった保健師の方々が詰めていたり、看護師の方がいたりしますので、そういったコミュニケーションの中で、ちょっと聞こえが心配な方については、アドバイスを差し上げるような取組も、今までもしていますし、これからもやっていきたいと思っております。

来年度は、実態調査をやる時期でございますので、この内容、項目につきましては、そういった御意見も踏まえて、いろいろ実態、より分かったほうがいいものについて、検討していきたいと思っております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 今、文京区が取組が、全国的にも、所得制限を撤廃したということでは、そこは評価をしたいと思います。

私どもの新聞の「赤旗」の調査によると、2024年の11月現在で、全国で375の自治体が助成をしているということで、報道もしたんですけども、その時点で、10万円以上というのが全国的には7自治体あるというふうに私たちの調査ではしております。港区では、港区は非課税の世帯ですから、14万4,900円ということで、多分、この10万円以上、7自治体に入っているのが港区かなというふうに思うんですけども、先ほども言いましたように、補聴器って非常に高いんですよ。平均値が25万5,000円と言ったんですけども、これは2つ、要するに左右対でこの値段ということなのか、1個だけでこの値段ということを行っているのか、その辺、ちょっと確認をさせていただきますか。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 文京区の補助の対象が、1つ分か2つ分かによらずに補助を出しておりますので、今、総額としての平均値が今の金額でございますので、片方だけかどうかはちょっと分かりかねます。ただ、ボリュームゾーンがその金額なんですけど、お安いものと、高いものと本当に100万円近くするというのはございますので、その方が使いやすいものというのを値段に限らずお勧めできるような形で、専門医を御紹介したいと思っております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 いずれにしても、それなりの金額を負担しないと補聴器を手に入れることはできないんですけども、やはり補聴器があることによって会話がスムーズに進むということでは、高齢者の皆さんにとっては、日常生活のADLですか、それが維持できということでは、非常に必要な機械であるということ。それで、やはり両方あって効果が出るものですから、そういう点では、今回引き上げていただいたんですけども、さらに引き上げていただきたいということと、あと、気軽に検査ができるようにということと、購入した後についても、きちっとやっぱり調整というのが大事になってきますので、そうしたところへの支援なんかも引き続き考えていただきたいというふうに思いますので、そこは強く要望をしておきたいと思います。

以上でいいです。

○松平委員長 板倉委員は、御自身の持ち時間を超過いたしました。今後は、会派の中で調整をお願いいたします。

それでは、高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。私は、すみません、こちら要望なんですけど、201ページの3番の国民健康保険特別会計繰出金、これ後半、木曜日にやる健康保険特別会計でお話すべきかもしれないんですけど、ちょっとそのときに時間がないかもしれませんので、一言。その他繰出金ですね。

我々日本維新の会会派は、法定外繰入は協会けんぽや健康組合などの社会保険に加入されるサラリーマンの方にとっては、保険料の二重取りをしている制度と捉えております。

現状では、法定外繰入を抑制すると、保険料徴収額を引上げざるを得ないというジレンマの仕組みになってはおりますが、それにしても、今の保険料は、負担している側からすると高過ぎるよねと言わざるを得ません。

国会では今、OTC薬についての様々な議論なども行われていますし、基礎自治体の保険者の立場として、先ほど岡崎委員もおっしゃったようにフレイル予防とか、それから衛生費

で私、触れますけれども、リフィル処方箋など、医療費の削減に向けた支出の圧縮、努力により一層取り組んでいただきたいと会派から要望を申し上げておきます。

○松平委員長 ごめんなさい、高山委員、今、どこの質疑に絡めての……。

○高山（か）委員 201ページ、3番、国民健康保険特別会計繰出金になります。その他、繰出金になります。

で、もう一点、申し訳ございません。211ページになります。1番の長寿お祝い事業、こちらにちょっと触れたいと思うんですが、御長寿にお祝い、様々な、還暦であるとか、それから米寿であるとか、百歳のお祝いとかというときに、いろいろなお品物とか、それからお祝金というのをお渡しする制度、とても大切なことだと思います。

私、お知り合いで民生委員の方がいらっしゃって、高山さん、非常にこれ、私、負担なんです。お金を預かったり、物を預かったりするんですけど、留守の方がすごく多かったり、入院されている方もいらっしゃってお会いできない。ただ、お金を預かっている以上、家に置いておきたくなくて、できるだけ訪問するんだけど——その民生委員を担っている方も、御高齢の方もやっぱり多くて、私も、地元の祭礼で参道に飾るちょうちんの管理なんかをしているんですけど、やっぱり集金なんかに行くもなかなか御不在でお会いできない方も多くて、二度、三度と御訪問する方も多いんですけど、で、パンデミックの前は、直接お会いしていたと思うんですね。コロナになってからは、ちょっと振込とか、郵送というか、送るとかなんですかね、なんかもやられていたんです。

ただ、これ一方で、御機嫌伺い的な意味合いもあると思うんですね。御体調、変わらないですかと直接お会いしてお渡しするという部分もあると思うんですが、振込とかだと何となくありがたみもちょっとないけど、でも、町会の民生委員の方とか町会員の方とかが預かって訪問するというのも、それはそれでまた大変負担になっているというお声をいただいております。

ですから、事業として、しっかりと続けていくというのは大切なんですけど、一方で、仕組みをちょっと考えていかなきゃいけないなという時期に来ているのではないかなと思っていて、ではどうしたらいいのかなと思ったときに、ハートフルネットって文京区で行っている、地域の支え合いということですね、ハートフルネットワークは、文京区で生活する高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生き生きとした生活を続けるために、地域で支え合うネットワークです。これは、高齢者あんしん相談センターが主体となって動いております。必要に応じて高齢者あんしんセンターに連絡を取ることで、速やかな対応につなげる、高齢

者の生活を支援していますという団体なんです。

こういうところにちょっと力を借りたりして、一般というか、ボランティアでやっていた
だっている町会の方々、先ほどもお話しされていた、非常に頑張っている方もいらっしゃる
と思います。その中で、やっぱり、民生委員とかほかの方も、どうしても1人の方に集中し
がちなんですよね、その業務というかが。ですから、できればこういったところに力を借り
ながら、このお祝い事業というのも今後しっかりと続けていくということが必要なんじやな
いかなと思うんですが、そのあたり、秘策はないと思うんですが、何か御見解があれば、高
齢福祉課長から御答弁いただきたいと思います。

○松平委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 長寿お祝金につきましては、かねてからずっと、民生委員の方にお配り
をお願いしております、しかしながら、その時期が9月でまだ暑いというところ、あと、
対象の世帯も非常に増えているということで、御負担であることは課題だと感じておりまし
た。

今現在、長寿お祝金の対象は、民生委員さんにお配りをお願いしているのは、80歳と、あ
と85歳から99歳と、101歳以上の方と、あとは88歳の米寿の方の記念品も一緒にお配りいた
だいているところです。

この間、いろいろ考えてまいりましたが、コロナの時期に郵送だったことと、あとは、最
近お伺いされても、委員おっしゃるようにお留守であるということ、あとは接触を嫌がられ
る方もいらっしゃるということ、あとはいろんな詐欺などもございまして、予定のない訪問
についてかなり懸念される方もいらっしゃるというのが分かってまいりました。あとは、マ
ンションもオートロックだったりして、なかなか扉までも行き着かないというお話も聞いて
ございます。

いろいろこの間相談した結果、ちょっと配り方も変更が必要かというところもありまして、
80歳と85歳の方、比較のお若い方については、お留守の方が多いうのと、まだお元気の
方が多いということで、郵便の書留での配付を検討しているところです。

ハートフルネットワークの中にも、地域金融機関ですとか、郵便局の方々の御協力なども
ちょっと考えてはみたんですけれども、なかなか現金をお預けしてというお配りする形は、
民生委員さんだからこそやっていただいているというところがございます。民生委員の皆さ
んにしても、その高齢者の方とお会いする唯一の機会というふうに言ってもいただいております
ので、来年度以降、7年度からは、86歳以上の方についてお配りいただくようなお話を

進めているところでございます。

○松平委員長 高山かずひろ委員。

○高山（か）委員 よく分かりました。大変御苦勞されているということも分かりましたし、確かに現金とかですからね。その方がおっしゃるには、怖いのは、お渡ししたけど、ちょっと認知症になっちゃって忘れちゃったとかいう方がいらっしゃるのか、御家族にお渡ししたけど、いや、自分はもらってないって、御家族から受け取ってないという方とか、やっぱりどうしても人と人の信頼の中でやっていることなので、そこで、では領収書をくださいというわけにもいかず——あ、領収書もらっているんですけど。で、振込とかでいただいても、ちょっと味気ないというのもあり、そういったところが怖い、不安、実際にそうなったという方も聞いたんです。その御相談いただいた方はそうではなかったんですけどね。

ただ、非常に大事なことだし、課長がおっしゃったように、真夏の暑い中でも、汗を拭きながら一生懸命訪問されている方なので、頑張っていくとはおっしゃってはいいただいたんですけども、できる限り、そういった方に負担にならないような仕組みを今後とも——私も、では指摘したら、何かこういうことがという秘策はないんですけど、現場に携わっている方にも御意見をいただきながら、いい仕組みづくりを、続けられる仕組みづくりを、またできれば課長と御相談させていただきたいなと思っております。

ありがとうございます。

○松平委員長 それでは、豪一委員。

○豪一委員 私は、215ページ、31番の障害者グループホーム等整備費補助と、40番の訪問系障害福祉サービス等事業所人材確保対策支援事業補助について、お伺いいたします。

まず、31番ですけれども、数年前は1件だったのが、大分数が増えてきて、障害福祉課の努力なのかなと思って、評価しております。

また、1件目のときの課題として、やっぱり文京区は地代が高くて、なかなか採算性が合わない。例えばアパートにしたり、ほかの事業でやったときと採算性がなかなか合わないから、事業に、グループホームに踏み切れないという声があったのも、助成金額を厚くしたりすることによって、大分増やしてきたということも評価できると思います。

ただ、昨今の地代の高騰というのは、初めのときよりも、今、加速されていて、例えば5人以上だったら6,000万円までの上限の10分の9助成するというメニューもありますけど、それでも追いつくのかなと心配するところでございます。

また、開所したとしても、この補助にはあっても、ランニングコストということでは、な

かなか補助のメニューだとかが充実しているのかなというところも気になるところですが、現在の状況をお伺いしたいと思います。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 文京区としましては、やはり地域で障害のある方のお住まいの場を整備していくということで、グループホームの整備につきましては、今年度の重点施策で、今、委員のほうからお話がありましたように、開設時の施設の建設費についての補助を相当手厚くしておりまして、これは23区の中でも相当上位に来るというような状況でございます。

ただ、これも委員のほうからお話がありましたように、一方では、開設後の事業運営の継続というところをどういうふうに支援していくのかというような視点も重要だというふうには考えております。

令和7年度予算で申し上げますと、現下の物価高騰に対応するための補助を上半期分計上しているところでございます。いわゆる、土地や建物の賃借料補助、あるいはその運営に関する補助につきましては、やはり事業運営の継続という観点では、一定の効果はあるというふうには認識をしておりますが、一方では、区の継続的に財政負担のほうも生じるものでございます。

こうしたことから、事業運営の継続の支援につきましては、どのような内容が効果的なのか、あるいは区の継続的な財政負担がどの程度を見込むのかというようなところを、様々な観点から精査をすることが必要だというふうに認識をしております。

来年度は、障害者（児）計画の実態・意向調査のほうを事業者向けにも実施をする予定になっておりますので、そうした結果ですとか、あるいはほかの自治体の補助制度なんかを研究して、その上で区として施策を考えていきたいと思っております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 ありがとうございます。とても心強くて、数年前の予算からやっぱり施設も増えているんだけど……。

○松平委員長 マイクをお願いいたします。

○豪一委員 ごめんなさい。予算もどんどん増えていると、今、状況ですよね。その中で、ランニングコストなんかもしっかりサポートして、この事業の概要にも載っている、障害者の人たちが住み慣れた地域だとか地元でしっかりと生活できるのを支えるという意味で、文京区内にバランスよく施設ができることを応援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、40番の訪問系の件ですけれども、松丸委員も先ほど質問しましたけど、私のはちょっと違う角度で、私の連れ合いも、ちょっと今、介護の専門学校に行っている最中でして、資格を取ろうと思って頑張っているんですけど、今、実習でゆしまの郷に行ったりしているんですよ。大体、専門学校から実習先が決まって、そこから声がかかって就職が決まるようなラインというのがある程度できているみたいで、事業者に東京都のさっきの助成と区の助成が混じって行くのはいいんだけど、今、専門学校の要綱なんかを見ると、学生に直接インセンティブをあげるから、うちの専門学校に来てくださいと言って、特に外国、インドネシアやベトナムやフィリピンから来ている人たちは、やっぱりお金に苦労しているので、そういうインセンティブを取ったりするんですよ。

で、この助成金を見ると、事業者に支払う形になっているので、7年度はいいんだけど、直接、文京区内でも複数の介護学校があるので、それこそ係長のときに回っていた、この産学官連携じゃないですけど、そういうのを生かして、直接、学生で、文京区内のに1年働いてくれたら、こういうお金を還元するみたいだよ、というのがあると、もっと効果があるんじゃないかと。事業者がそれを使うより、直接のほうが効果があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○松平委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今、委員のほうから御提案いただきました、地域の大学あるいは専門学校との連携というところは、やはり障害福祉人材の確保というところで、今後、重要になってくるというふうには認識をしております。

具体的にどのような形で連携をしていくのかというところは、まだ検討はできてないところではあるんですけども、やはり地域で障害のある方を支えていくためには、そういったヘルパーの人材確保というところが大変重要な施策になってきますので、区としましても、できるところから検討して、進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 では、豪一委員。

○豪一委員 答弁ありがとうございました。ちなみに、本郷の某介護系のところの綾瀬のところ、その分社の綾瀬のところに行っているんですけど、それは文京区内でゆしまの郷しかその実習の提携校がなくて、高齢者の特養だけじゃなくても、障害者の施設とかもたくさんあるので、そういう施設が専門学校なんかと提携できて、ネットワークとかしっかり張っているいいなと思いましたので、ぜひ、応援しますので頑張ってください。

以上です。

○松平委員長 それでは、5時となりましたので、本日の委員会はこれにて閉会をしたいと思います。熱心な御審議、お疲れさまでございました。

午後 5時00分 閉会